

YAMAGATA

YAMAGATA

誰もが幸せを感じる、  
住み続けたいまち 羽生

## 第6次羽生市総合振興計画

基 本 構 想：平成30年度 ▶ 令和9年度  
(2018年度) ▶ (2027年度)

後期基本計画：令和 5 年度 ▶ 令和9年度  
(2023年度) ▶ (2027年度)



令和5(2023)年3月

羽 生 市



「誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生」

の実現に向けて



羽生市では、昭和46年度に第1次羽生市総合振興計画を策定して以来、これまで6次にわたり長期計画を策定し、計画的な行政運営を行ってまいりました。

現行の「第6次羽生市総合振興計画」（計画期間：平成30年度～令和9年度の10年間）では、市民と行政の役割を明確にしつつ、将来を見据え、次の世代に誇れるような羽生市を目指すことを基本理念とし、将来都市像として掲げた「誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生」の実現を目指し、前期基本計画（計画期間：平成30年度～令和4年度の5年間）の各施策を推進してまいりました。

この前期基本計画の期間においては、SDGsやゼロカーボンの達成に向けた取組、デジタル技術の進展に伴う社会システムの変容といった新たな世界的潮流が強まってきました。また、人口減少、少子高齢化が更に進展し、頻発・激甚化する自然災害は全国各地において甚大な被害を発生させ、令和2年から全世界に大きく広がった新型コロナウイルス感染症は、私たちの働き方や生活様式にまで大きな影響をもたらしました。

そのため、このたび前期基本計画の終了年度を迎えるにあたり、このような社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、改めて将来都市像の実現に向け、各施策や目標の見直しを行い、羽生市の今後5年間のまちづくりの指針となる「第6次羽生市総合振興計画 後期基本計画」（計画期間：令和5年度～令和9年度の5年間）を策定しました。

当計画の策定にあたりまして、多大なるご尽力を賜りました総合振興計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただきました多くの市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

今後も羽生市の発展と市民の皆様の幸せを願い、羽生市の未来に向けた施策に全力で取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

羽生市長 河田晃明



## 目 次

<b>総 論</b>	1	
1 計画策定にあたって	2	
2 本市の現状	4	
3 本市を取り巻く社会環境	18	
4 まちづくりの主要課題	22	
 <b>基本構想</b>	 25	
1 まちづくりの姿勢と基本理念	26	
2 将来都市像	27	
3 施策の大綱	30	
 <b>基本計画</b>	 33	
基本計画の各施策の見方	34	
施策ごとのSDGsにおける17の国際目標の対応一覧	36	
 <b>政策1 協働・文化～地域とともに生きるまちをつくる～</b>	 39	
1-1 市民協働・参画の推進	市民が協働し、参画するまちをつくります	40
1-2 コミュニティ支援	地域が自立するまちをつくります	42
1-3 都市交流・国際交流の推進	多様な交流が行われるまちをつくります	46
1-4 文化の継承・振興	豊かな文化を伝え、創造するまちをつくります	48
1-5 人権施策の推進	誰もが尊重されるまちをつくります	52
1-6 男女共同参画の推進	男女が共に活躍できるまちをつくります	56
 <b>政策2 子育て・教育～子どもを育て学びを高めるまちをつくる～</b>	 59	
2-1 子育て支援の推進	子育てを応援し、子どもが健やかに育つまちをつくります	60
2-2 家庭教育の充実	豊かな家庭教育を進めるまちをつくります	64
2-3 義務教育の充実	生きる力を育み、特色のある教育を行うまちをつくります	68
2-4 高等教育機関等との連携	専門的教育力を生かすまちをつくります	72
2-5 生涯学習の推進	誰もがいつでも学べるまちをつくります	74
 <b>政策3 福祉・健康～元気で助け合えるまちをつくる～</b>	 77	
3-1 地域福祉の推進	誰もが地域で健やかに暮らせる助け合いのまちをつくります	78
3-2 障がい者支援の推進	障がい者が安心して暮らし働くまちをつくります	82
3-3 高齢者支援の推進	高齢者が安心して暮らせるまちをつくります	86
3-4 健康づくりの推進	誰もが健康に過ごせるまちをつくります	90
3-5 スポーツの振興	あらゆる世代がスポーツに親しむまちをつくります	94
3-6 社会保障の適正運用	社会保障が適正に受けられるまちをつくります	98

<b>政策4 安全・安心</b>	<b>~いのちと暮らしを守るまちをつくる~</b>	<b>101</b>
4-1 防災対策の推進	災害に強いまちをつくります	102
4-2 消防・救急・救助体制の充実	火災や事故、急病時に頼れるまちをつくります	106
4-3 地域医療の充実	誰もが安心して医療を受けられるまちをつくります	110
4-4 防犯対策の推進	犯罪を防ぎ犯罪から守られるまちをつくります	112
4-5 交通安全対策の推進	交通事故のないまちをつくります	114
4-6 消費者行政の推進	安全な消費生活が守られるまちをつくります	116
<b>政策5 産業・雇用</b>	<b>~活気と魅力あるまちをつくる~</b>	<b>119</b>
5-1 農業の振興	価値を生み出す農業のあるまちをつくります	120
5-2 商工業の振興	多様な商工業が栄えるまちをつくります	124
5-3 観光の振興	魅力的で人が集まるまちをつくります	128
5-4 勤労者支援・雇用の促進	豊かな雇用と生活のあるまちをつくります	132
5-5 企業誘致の推進	企業を誘致し、雇用と活力のあるまちをつくります	136
5-6 シティプロモーションの推進	街の魅力を発信し、活気のあるまちをつくります	138
<b>政策6 都市基盤</b>	<b>~インフラを整え生活を支えるまちをつくる~</b>	<b>141</b>
6-1 市街地等の整備	豊かな街並みのあるまちをつくります	142
6-2 道路の整備	便利で快適な道路網があるまちをつくります	144
6-3 移動手段の確保	誰もが移動しやすいまちをつくります	146
6-4 上水道の整備	安全で安心な水を提供するまちをつくります	148
6-5 公園・緑地の整備	豊かな緑と公園のあるまちをつくります	150
<b>政策7 生活環境</b>	<b>~きれいで自然を感じるまちをつくる~</b>	<b>153</b>
7-1 下水道の整備	安全で清潔な水環境のあるまちをつくります	154
7-2 ごみ処理の適正化	適正なごみ処理を行うまちをつくります	156
7-3 環境保全の推進	快適な生活環境で暮らせるまちをつくります	160
7-4 空き家・空き地対策の推進	空き家・空き地が活用され発生しないまちをつくります	164
<b>政策8 行政経営</b>	<b>~健全な経営で自律するまちをつくる~</b>	<b>167</b>
8-1 危機管理の充実	様々な危機に対応し、市民を守るまちをつくります	168
8-2 持続可能な財政運営	健全な財政を堅持するまちをつくります	172
8-3 開かれた市政の推進	行政が正しく情報を扱い、市民が活用できるまちをつくります	174
8-4 行政経営の効率化	効率的で質の高い行政のまちをつくります	178
<b>資料</b>		<b>181</b>
<b>注釈</b>		<b>199</b>

# 總論

# 1 計画策定にあたって

## (1) 計画策定の趣旨

総合振興計画は、基礎的自治体として民主的かつ効率的な行政を確保し、地域における総合的かつ計画的な行政経営を行うための最上位計画です。

本市においては、これまで5次にわたりて総合振興計画を策定し、計画的な行政経営を行ってきました。

第1次 昭和46（1971）年度～昭和55（1980）年度

第2次 昭和59（1984）年度～平成6（1994）年度

第3次 平成元（1989）年度～平成12（2000）年度

第4次 平成10（1998）年度～平成19（2007）年度（平成16（2004）年度一部改定）

第5次 平成20（2008）年度～平成29（2017）年度（平成25（2013）年度一部改定）

第5次計画期間中には、日本の人口減少が明らかになり、東日本大震災をはじめとした多くの自然災害の発生など、日本全体が大きな転機を迎え、本市を取り巻く環境も人口減少・少子高齢化、市民の価値観の多様化、地方分権の進展など、著しく変化しました。

特に、地方分権一括法の施行などにより、地域の実情に合ったまちづくりを地域が主体的に担うことが求められています。この時代の流れに対応し、個性あるまちづくりを進めていくため、本市のまちづくりについて誰がどのような役割を持ち、どのように進めていくのかといった基本原則を定めた「羽生市まちづくり自治基本条例」を制定し、平成22（2010）年4月に施行しています。（平成26（2014）年度に一部改定）

これまでの行政経営の経緯を十分に踏まえ、新たに目指すべき目標を設定し、総合的かつ計画的な行政経営を行うため、新たに第6次の総合振興計画を策定しました。

## (2) 計画の性格

総合振興計画は、本市のまちづくりを進めるための最上位計画であり、行政経営の基本的な姿勢、基本理念を定め、長期的展望の下に目指す将来都市像を明確にし、その実現のための政策、施策、主な事業を示したものです。

注：用語の右上に\*印があるものは、巻末に注釈があります。

### (3) 計画の構成

#### ①基本構想

将来都市像や施策の大綱を示すものです。

計画期間 平成30(2018)年度～令和9(2027)年度

#### ②基本計画

基本構想を実現するための施策を体系的に示すものです。基本構想の計画期間を前期5年間と後期5年間とし、策定します。

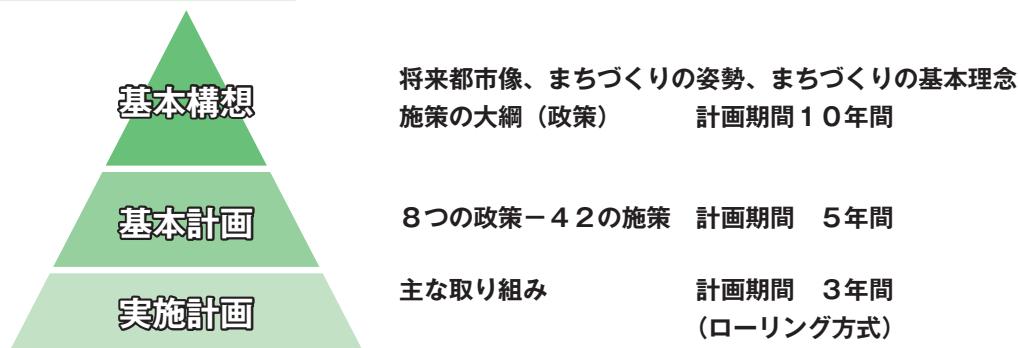
計画期間 前期 平成30(2018)年度～令和4(2022)年度

後期 令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

#### ③実施計画

基本計画に掲げた施策を実現するための具体的な取り組みを示したものです。計画は3年間で、毎年度実施内容を見直すローリング方式とします。

### 第6次総合振興計画の構成



### 第6次総合振興計画の期間

	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度
基本構想										→
基本計画				前期					後期	→
実施計画				→			→		→	→

## 2 本市の現状

### (1) 位置・面積・気候

本市は、関東地方のほぼ中央、埼玉県の北東部に位置し、都心から約60km、さいたま市（浦和区）から約40kmの距離にあり、東と南は加須市、西は行田市、北は利根川を隔てて群馬県に隣接しています。

市域は東西10.25km、南北6.71km、面積58.64km<sup>2</sup>です。

気候は、内陸型気候に属し、夏は蒸し暑く、冬は「からつ風」といわれる強い季節風が吹き、令和4（2022）年の平均気温は16.0℃、降水量は1,251mm（熊谷気象台観測）です。

### (2) 交通

本市の主な交通機関には、東武伊勢崎線、秩父鉄道、東北自動車道羽生インターチェンジ、国道122号、国道125号バイパスがあります。

東北自動車道により東京方面・宇都宮方面の各都市へ短時間で結ばれています。また、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）により東名高速道路から東関東自動車道までの5つの高速道路とつながり、神奈川方面から成田国際空港方面までの関東各地へのアクセスが向上したことから、企業立地や観光での優位性が高まると期待されています。

#### 本市の位置

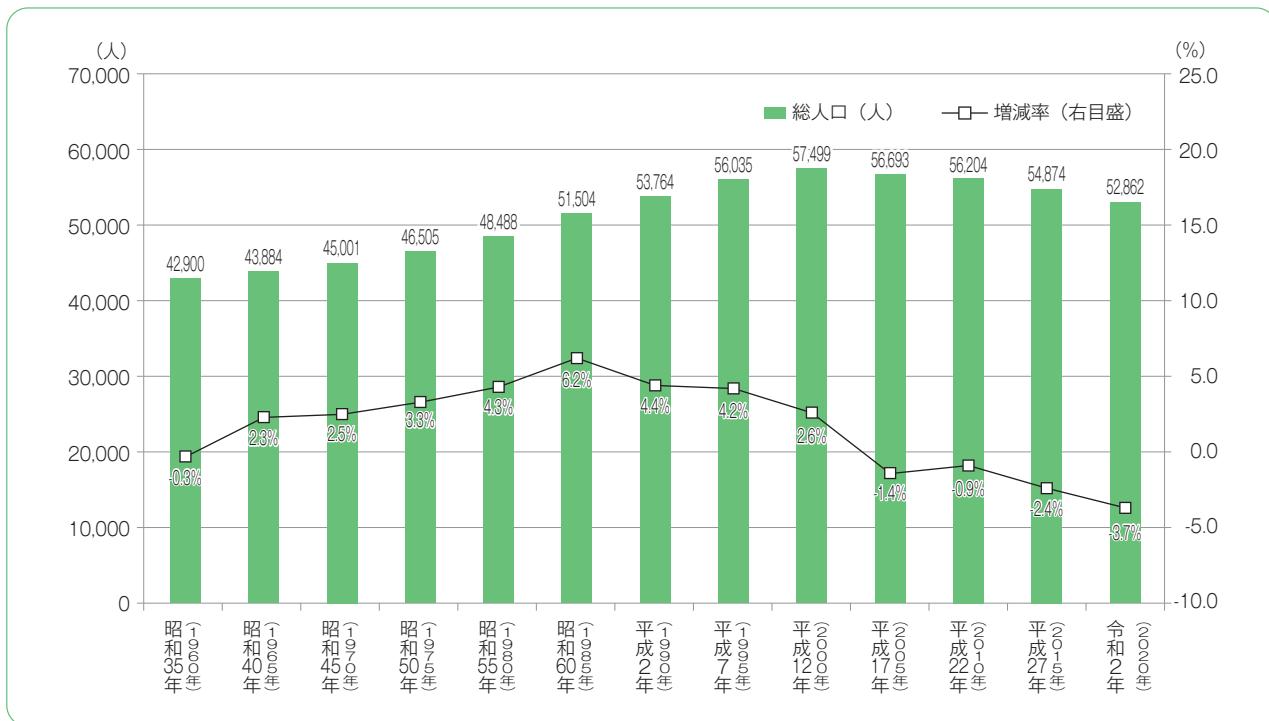


### (3) 人口の推移と見通し

#### ①人口の推移

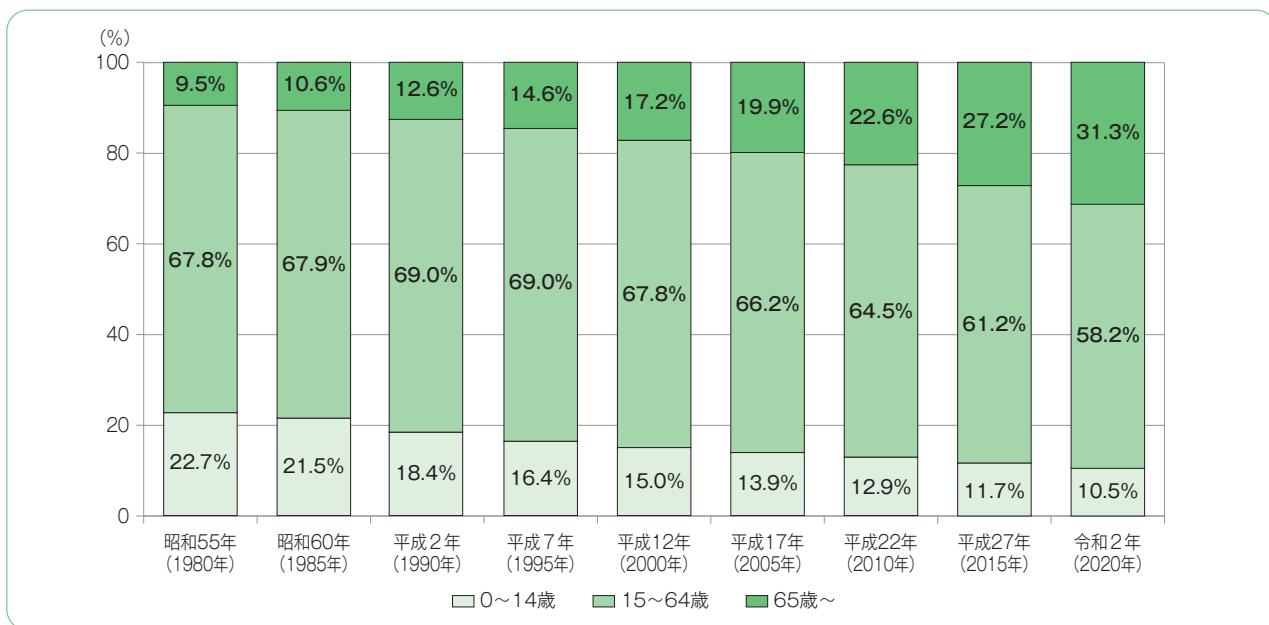
本市の人口は、平成12（2000）年をピークに減少に転じています。65歳以上の人口比率（高齢化率）は上昇を続け、令和2（2020）年には31.3%となりました。

#### 本市の人口の推移



出典：国勢調査

#### 本市の年齢3区分別構成比率の推移



出典：国勢調査（不詳除く）

注：構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

本市の総人口は、平成12（2000）年をピークに減少に転じていますが、世帯数は増え続けており、1世帯あたり人数は減少しています。

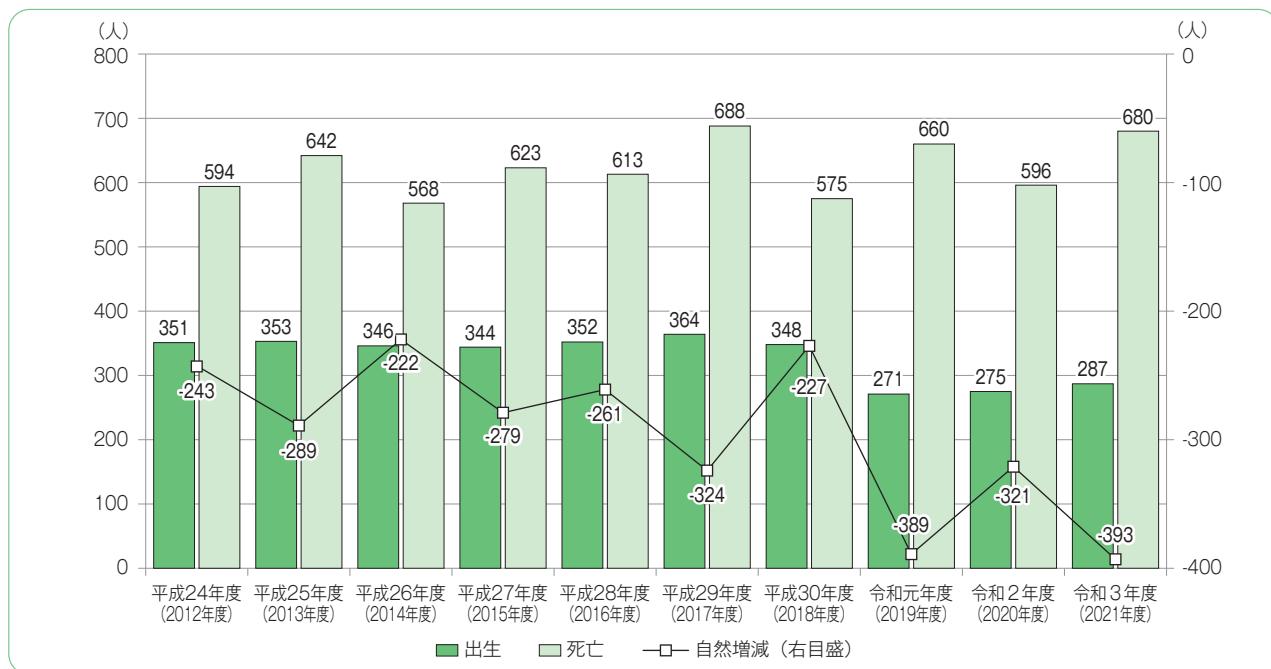
### 本市の総人口、世帯数、1世帯あたり人数



出典：国勢調査

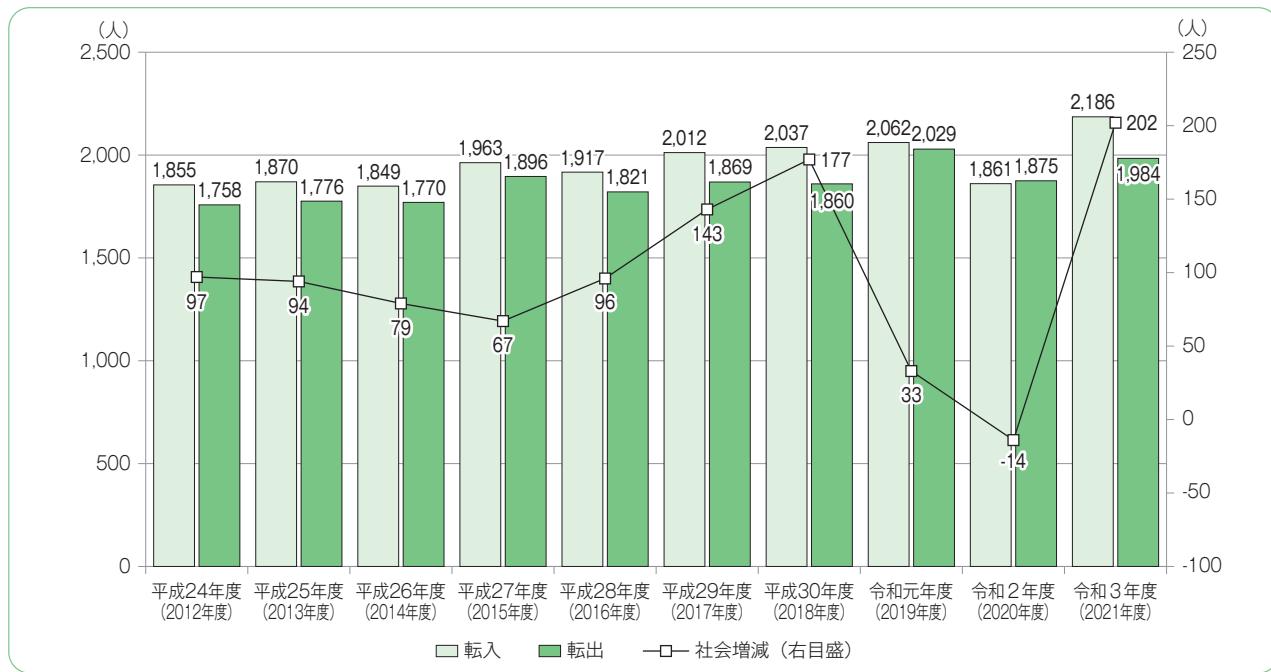
本市では、近年死亡数が出生数を上回る自然減が続いている。転入数と転出数の差を示す社会増減は、令和2年度を除き転入数が上回る社会増となっているものの、総人口は減少が続いている。

### 本市の出生数と死亡数、自然増減



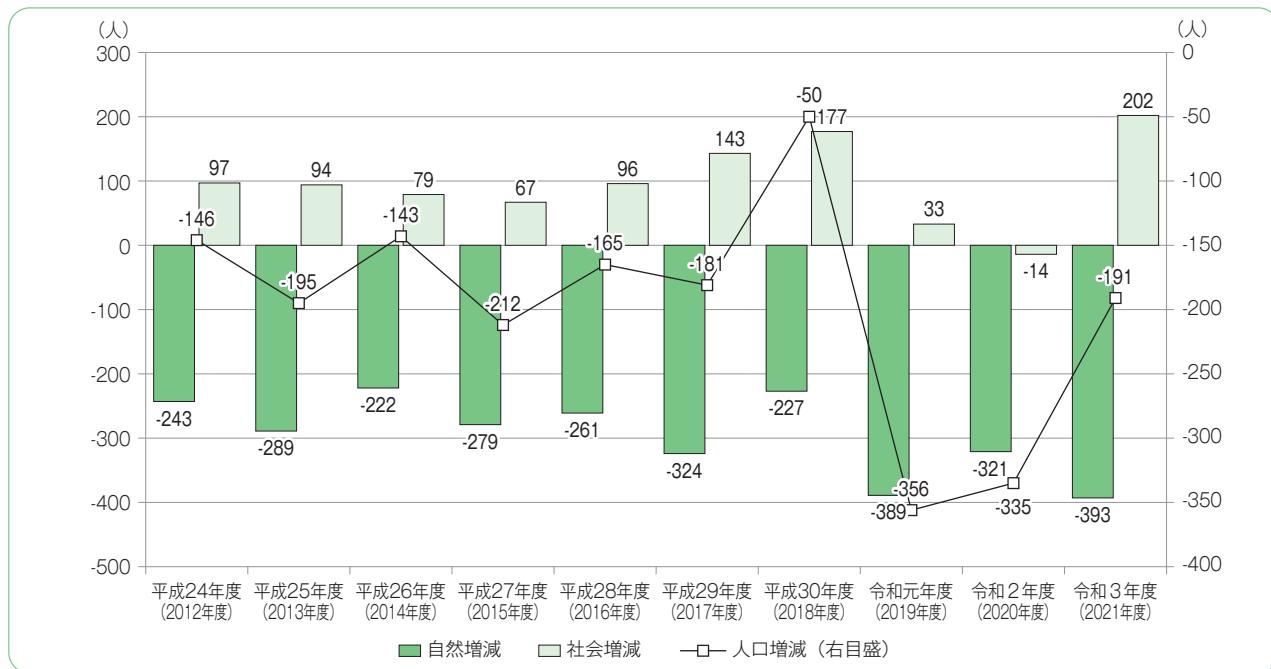
出典：統計はにゅう

## 本市の転入数と転出数、社会増減



出典：統計はにゅう

## 本市の自然増減と社会増減、人口増減



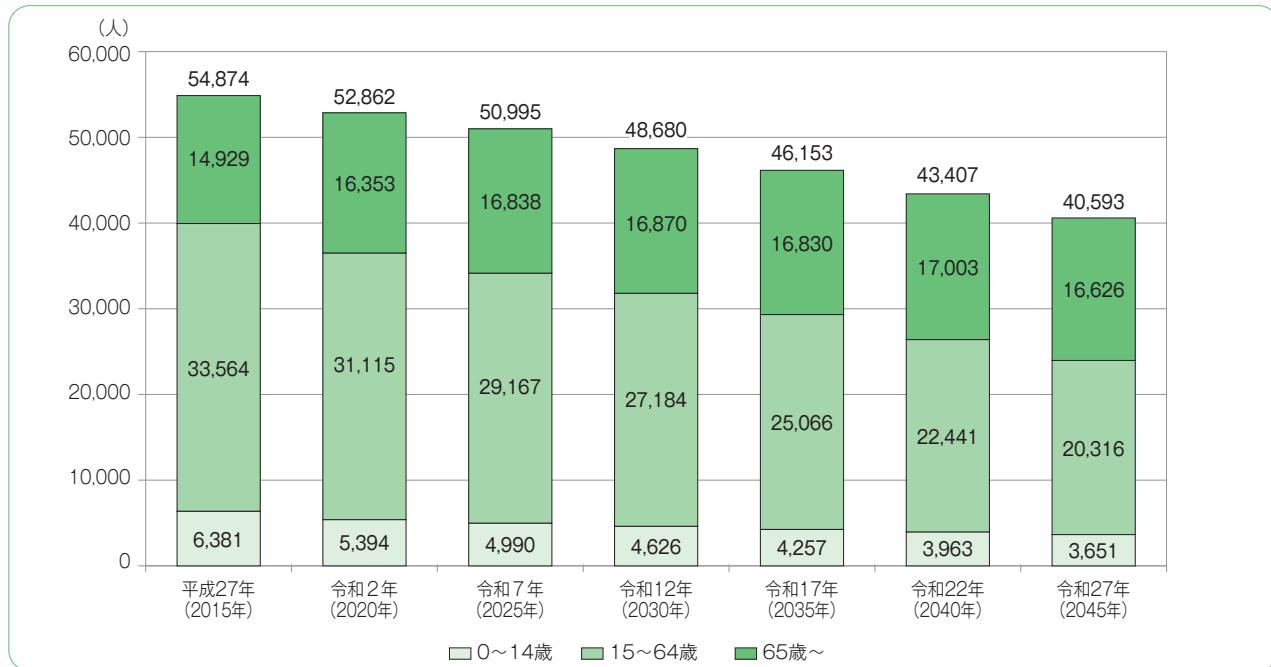
出典：統計はにゅう

注：人口動態には、出生・死亡、転入・転出以外に職権記載があるため住民基本台帳上の増減とは一致しない。

## ②人口の見通し

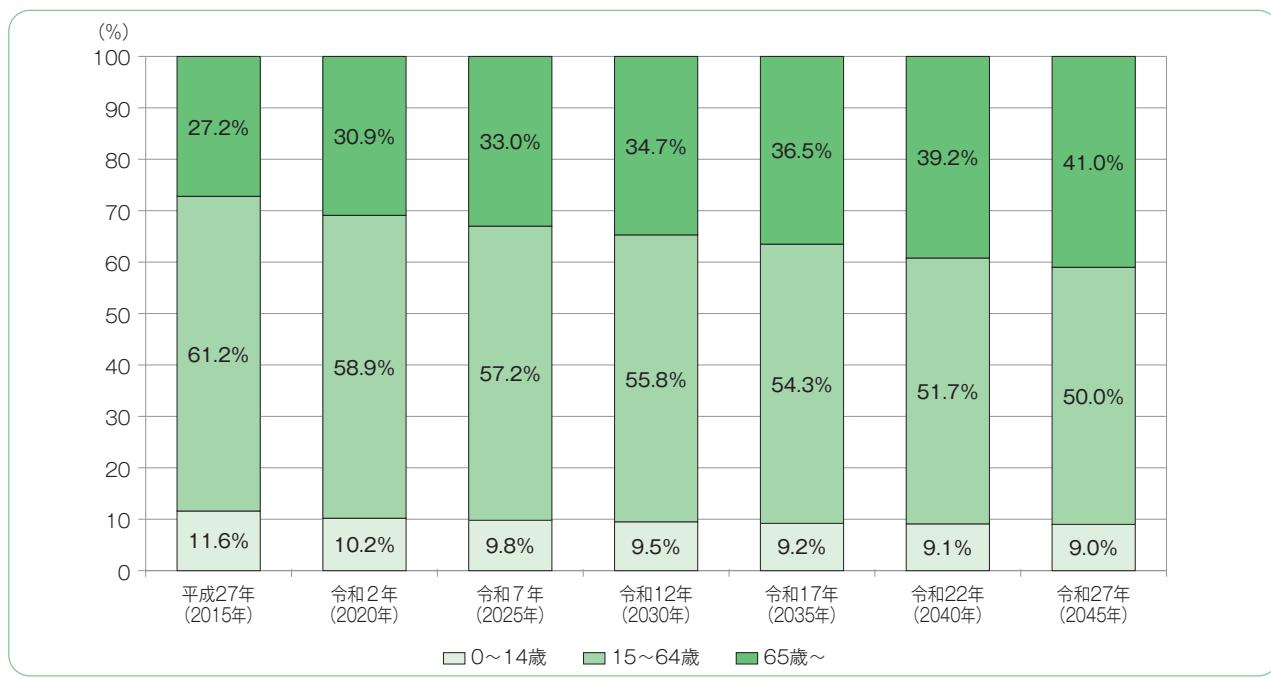
本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所\*の将来人口推計（平成30（2018）年3月）によれば、令和27（2045）年に約40,600人まで減少すると推計されています。年齢3区分をみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口\*が減少し続けます。65歳以上の人口は令和22（2040）年をピークに減少に転じますが、その人口比率は令和27（2045）年まで増加し続け、41.0%となります。

### 本市の将来人口推計（年齢3区分別人口数）



出典：国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（平成30（2018）年3月）

### 本市の将来人口推計（年齢3区分別人口比率）



出典：国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（平成30（2018）年3月）

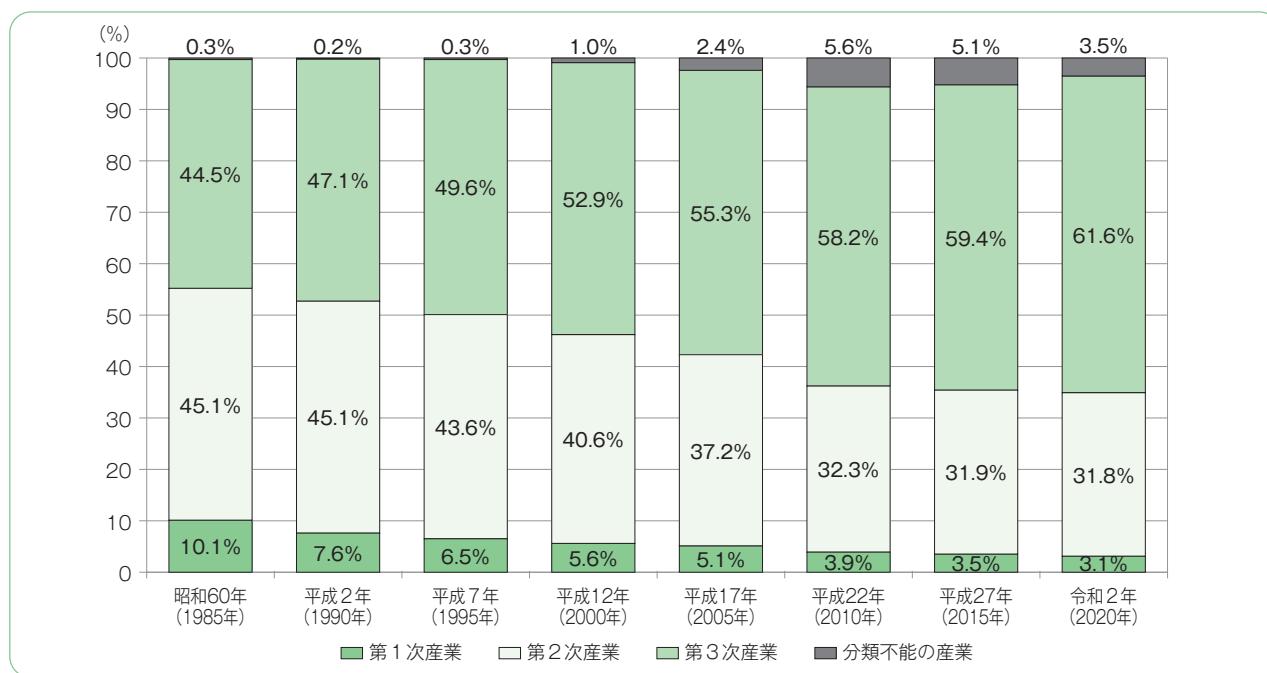
## (4) 産業

### ①産業構造

本市の産業別就業者の割合は、昭和60（1985）年には、第1次産業が10.1%、第2次産業が45.1%、第3次産業が44.5%であったものが、令和2（2020）年には、第1次産業が3.1%、第2次産業が31.8%、第3次産業が61.6%と変化し、第1次及び第2次産業の割合が低下し、第3次産業の割合は上昇しています。

農業や製造業などの就業者の減少と、サービス部門の就業者の増加により、産業構造がソフト化・サービス化傾向にあることがうかがえます。

#### 本市の産業別就業者割合の推移

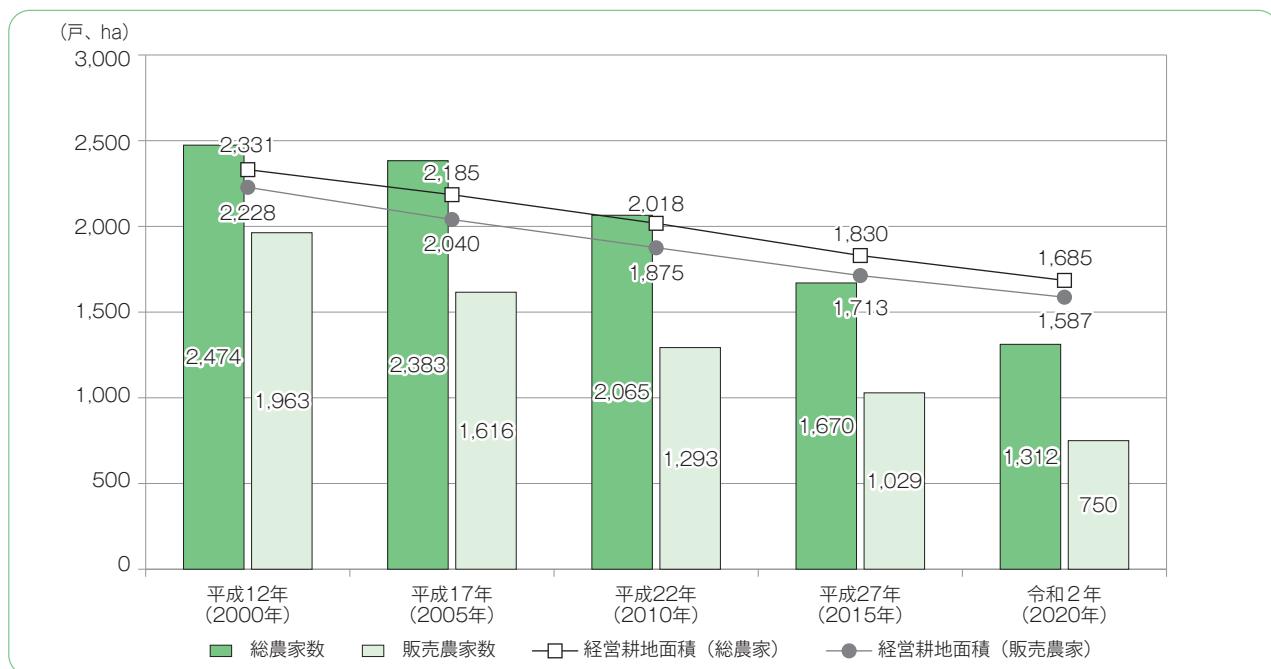


出典：国勢調査

## ②農業

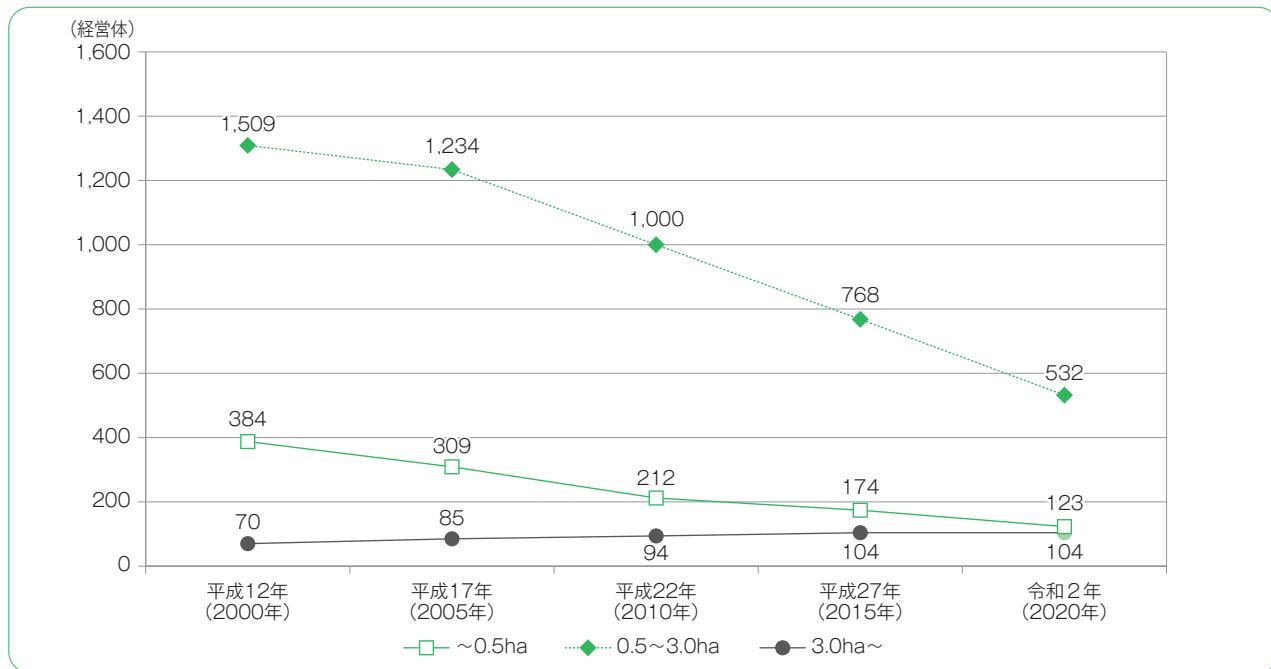
本市の農業は、水田による稲作が中心で、きゅうり・なすなどの野菜も栽培されています。農家数及び経営耕地<sup>\*</sup>面積は減少傾向にあり、また、農業従事者の高齢化が進んでいます。農業経営体において小規模経営体の減少が著しく、反面、大規模経営体は増加しており、耕作地の集約化が進んでいることがうかがえます。耕作放棄地面積については、令和元年度をピークに減少傾向にあります。

### 本市の農家数、経営耕地面積の推移



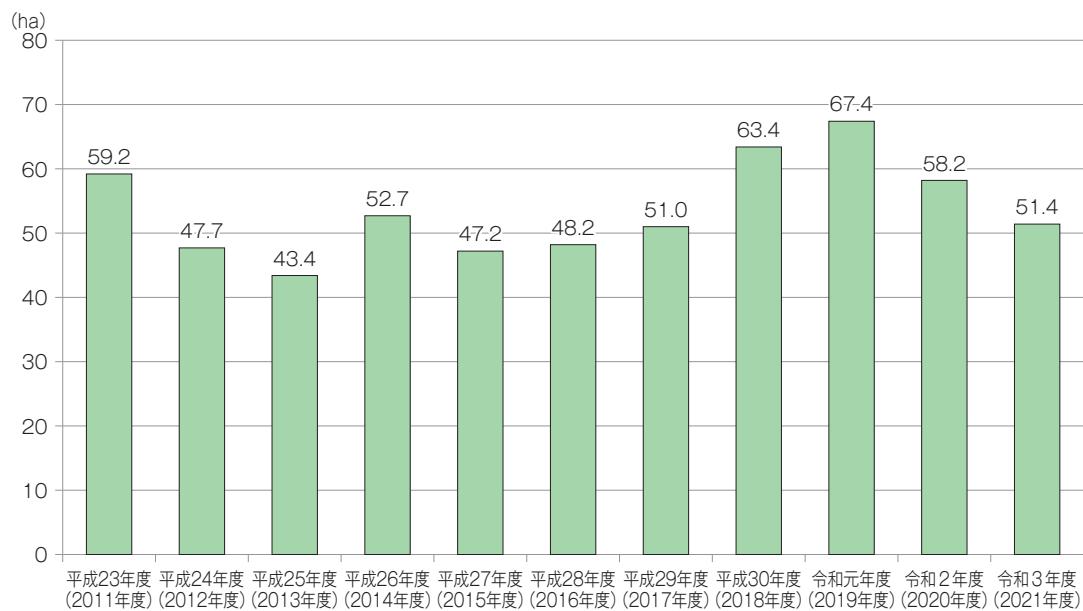
出典：平成12（2000）年世界農林業センサス 平成17（2005）年農林業センサス  
 平成22（2010）年世界農林業センサス 平成27（2015）年農林業センサス  
 令和2（2020）年農林業センサス

### 本市の経営耕地面積規模別経営体数（経営体）



出典：平成12（2000）年世界農林業センサス 平成17（2005）年農林業センサス  
 平成22（2010）年世界農林業センサス 平成27（2015）年農林業センサス  
 令和2（2020）年農林業センサス

## 本市の耕作放棄地面積の推移



出典：統計はにゅう

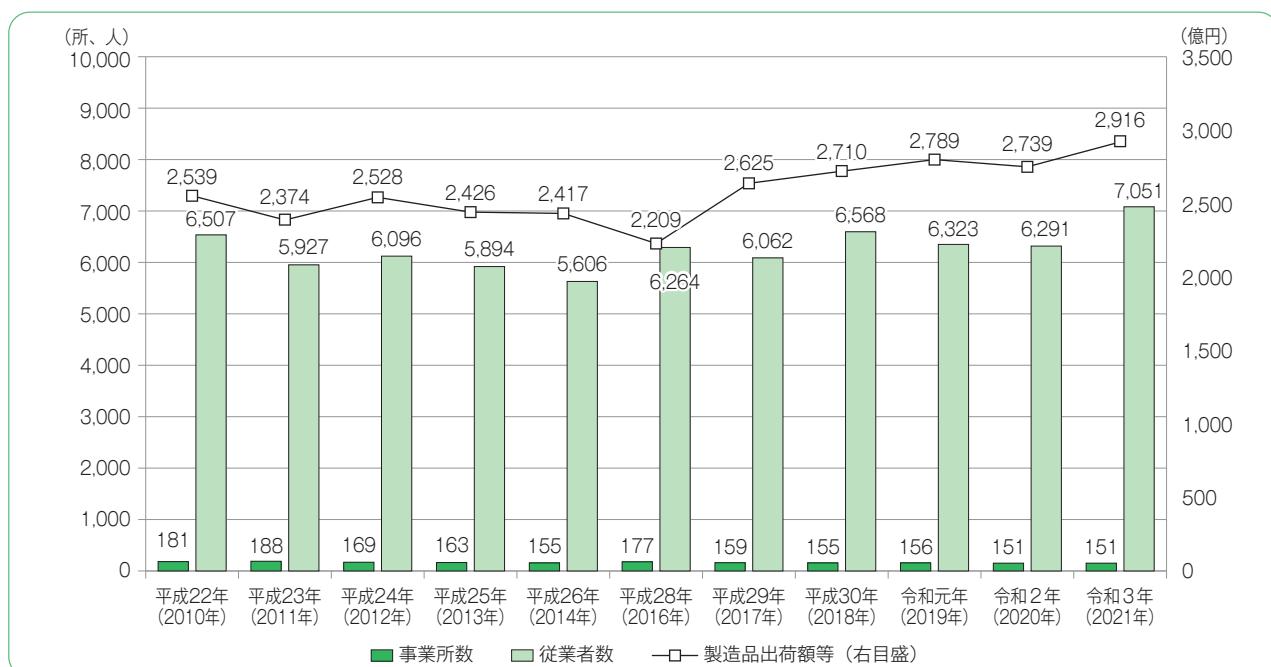
### ③工業

本市は、江戸時代末期以降、青縞（あおじま：藍染めされた糸で織り上げられた無地の木綿地）の生産地であり、大正時代以降、被服・足袋の生産に替わり、電気裁断機等の導入により学生服が大量に生産されたという経緯もあり、現在でも繊維工業に係る事業者が数多くみられます。現在は、多種多様な産業の集積がみられ、機械器具製造業や化学工業の事業所の従業者や製造品出荷額等が多くなっています。

また、本市には大沼工業団地や小松台工業団地、川崎産業団地が整備されており、「工場立地法」に基づく工場適地とされています。更に、令和元（2019）年度から、新たに上岩瀬地区産業団地の事業化が進められ、令和4年度に完了しました。

事業所数は長期間減少傾向にあるものの、従業者数や製造品出荷額等の総数・総額については回復の兆しも見られます。

#### 本市の事業所数、従業者数、製造品出荷額等



出典：経済産業省 工業統計調査「市区町村編」

総務省・経済産業省 経済センサス・活動調査 製造業（市区町村編）

注：平成22（2010）年、平成24年（2012年）～平成26年（2014）年は工業統計調査

基準日各年12月31日現在

平成29（2017）年～令和2（2020）年は工業統計調査 基準日各年6月1日現在

事業所数及び従業者数は6月1日現在、製造品出荷額等は前年1月～12月の合計

平成23（2011）年は平成24年経済センサス活動調査 基準日平成24年2月1日

事業所数及び従業者数は2月1日現在、製造品出荷額等は平成23年1月～12月の合計

平成28（2016）年は平成28年経済センサス活動調査 基準日平成28年6月1日

事業所数及び従業者数は6月1日現在、製造品出荷額等は平成27年1月～12月の合計

令和3（2021）年は令和3年経済センサス活動調査 基準日令和3年6月1日

事業所数及び従業者数は6月1日現在、製造品出荷額等は令和2年1月～12月の合計

尚、工業統計調査と経済センサスでは、一部調査対象が異なること、また、令和3年経済センサス活動調査には個人経営を含まないことから単純比較はできない。

#### ④商業

本市では、市街地へ自然発的に集積した店舗により、現在7つの商店街が形成されています。令和元（2019）年度より、埼玉県N E X T商店街プロジェクト事業\*に採択され始まった地域活性化事業を継続して実施することで、商店街周辺エリアも含めた賑わいの創出に取り組んでいます。

一方、近年は郊外に大型店・専門店が増えており、令和2（2019）年には岩瀬グローバルタウン構想により、大型商業施設が集積する「愛藍タウン」もオープンしています。

事業所数は減少から増加の兆しも見られますが、従業者数、年間商品販売額は増加傾向にあり、店舗の大型化が進んでいることがうかがわれます。

#### 本市の事業所数、従業者数、年間商品販売額



出典：経済産業省 商業統計調査 「市区町村表」

総務省・経済産業省 経済センサス・活動調査 卸売業、小売業 産業編（市区町村表）

注：商業統計調査：平成11（1999）年、平成26（2014）年は7月1日現在、平成14（2002）年～平成19（2007）年は6月1日現在

平成11（1999）年～平成19（2007）年の年間販売額は、前年4月～調査年の3月、平成26（2014）年の年間販売額は、前年1月～12月の合計

経済センサス活動調査：平成24（2012）年は2月1日現在、平成28（2016）年は6月1日現在、年間販売額は、前年1月～12月の合計

尚、商業統計調査と経済センサスでは、一部調査対象が異なることから単純比較はできない。

## ⑤観光

本市には、淡水魚を集めた全国でも珍しい「さいたま水族館」があり、羽生水郷公園の宝蔵寺沼ムジナモ<sup>\*</sup>自生地は、食虫植物「ムジナモ」の国内唯一の自生地として国の天然記念物<sup>\*</sup>に指定されています。隣接する三田ヶ谷農林公園「キヤッセ羽生」には、地場産の農産物や特産品の販売所などがあり、休日には多くの家族連れや買い物客で賑わいます。

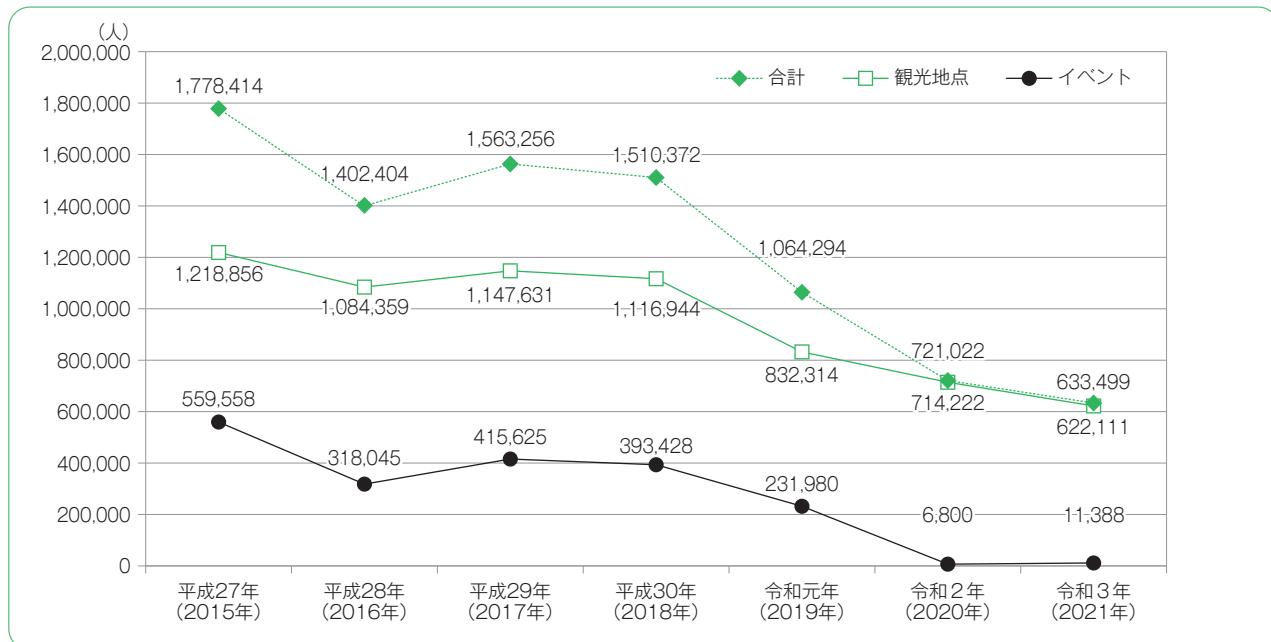
また、羽生水郷公園の南側一帯の農地において、いちご狩りをはじめとした体験型観光の拠点として、観光農園の整備が進められており、更なる集客が期待されています。

平成22（2010）年11月に第1回「ゆるキャラ®さみっと in 羽生」（現 世界キャラクターさみっと in 羽生）が開催され、県内でも最大級の来場者を迎えるイベントになっています。運営には当初から実行委員会方式がとられており、観光振興に市民が活躍する機会となっています。

また、近隣の加須市や行田市と連携した回遊や、山梨県富士河口湖町との観光経済交流協定締結など、広域的な連携体制を構築しています。

令和元（2019）年に減少した観光入込客数は、新型コロナウイルス感染症の影響から令和2（2020）年・令和3（2021）年と更に落ち込み、観光産業は大きなダメージを受けました。今後、感染症の収束による観光需要の復活が期待されています。

### 本市の観光入込客の推移

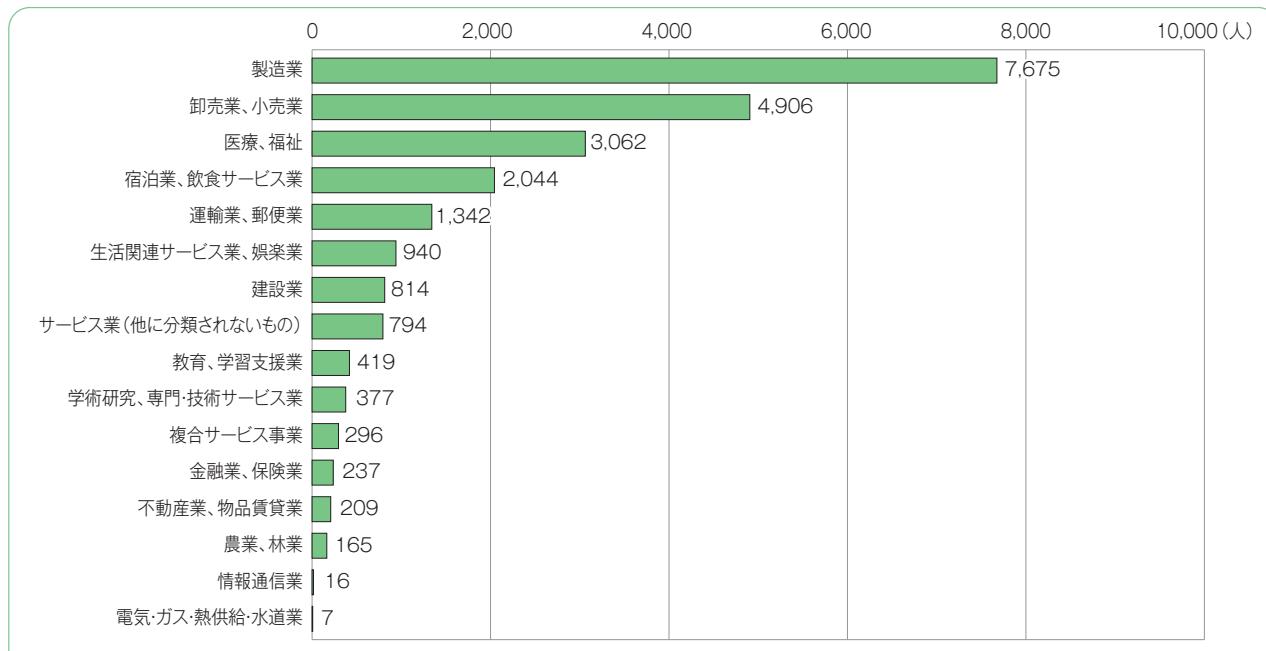


出典：埼玉県観光課 観光入込客統計調査結果

## ⑥雇用

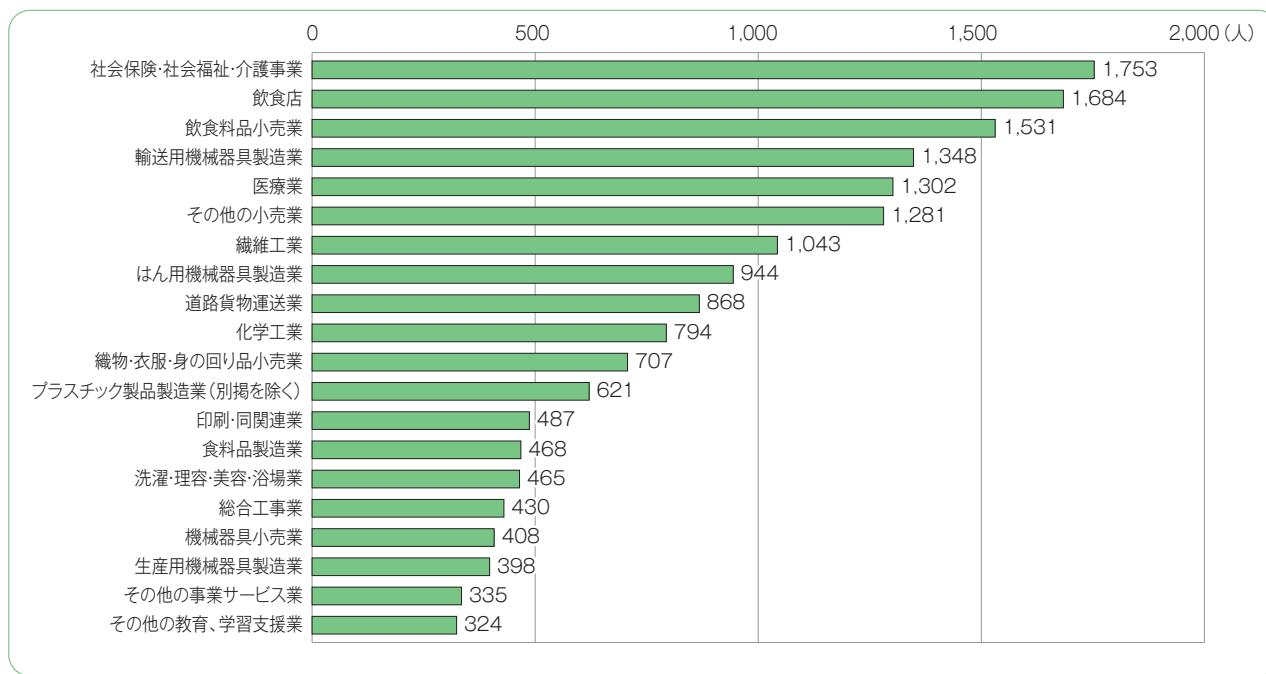
本市における産業別の従業者数は、産業大分類では、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉が多く、産業中分類では、社会保険・社会福祉・介護事業、飲食店、飲食料品小売業が多くなっています。

### 本市の従業者数（産業大分類）



出典：平成28（2016）年経済センサス

### 本市の従業者数（産業中分類）



出典：平成28（2016）年経済センサス

## (5) 市財政

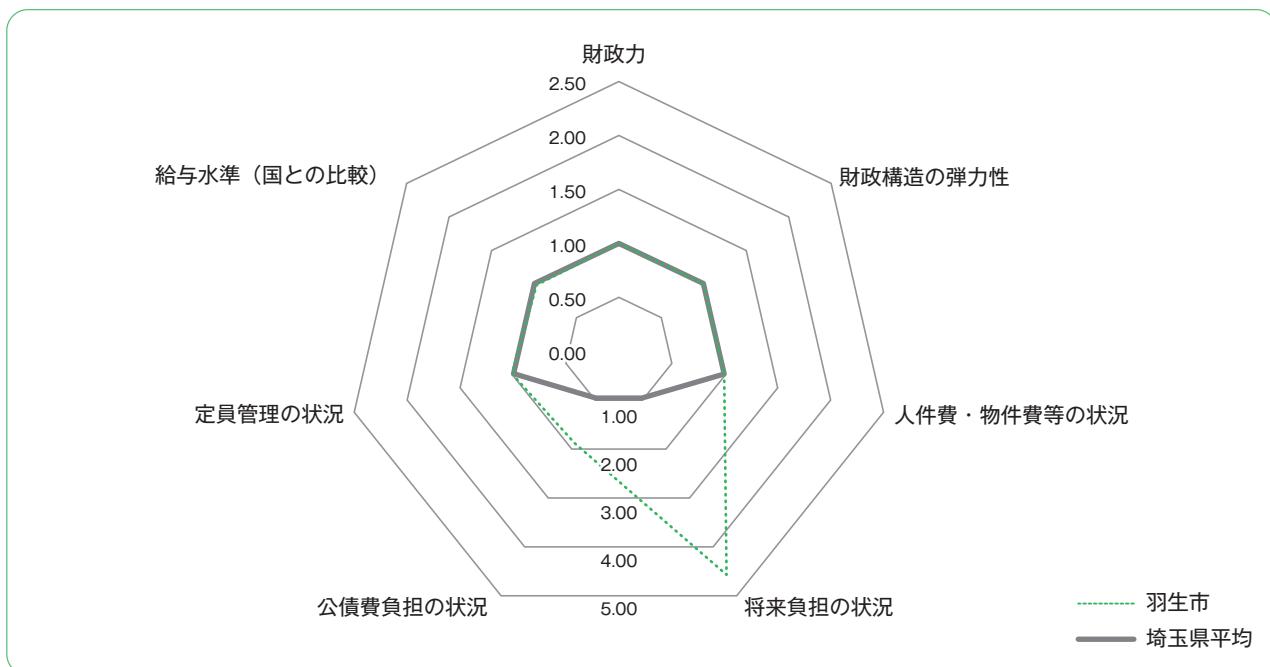
本市の財政は、埼玉県財政状況資料集（令和2（2020）年度）の市町村財政比較分析表（普通会計決算）において、埼玉県平均と比較したところ、財政力、財政構造の弾力性以外は劣位にあります。特に、将来負担、公債費負担の状況は大きく県平均を上回っています。

### 本市の財政に係る指標比較

財政指標等	本 市	埼玉県平均
財政力 (財政力指数 高い方が強いとされる)	0.81	0.79
財政構造の弾力性 (経常収支比率 低い方が弾力性が高いとされる)	91.7%	93.7%
人件費・物件費等の状況 (人口1人当たり人件費・物件費等決算額 少ない方が効率的とされる)	116,560円	116,377円
将来負担の状況 (将来負担比率* 低い方が望ましいとされる)	73.1%	16.0%
公債費負担の状況 (実質公債費比率* 低い方が望ましいとされる)	9.4%	5.0%
定員管理の状況 (人口千人あたり職員数 少ない方が効率的とされる)	6.85人	6.64人
給与水準 (国との比較) (ラスパイレス指数 低い方が適正とされる)	97.0	(※) 98.8

(※) 全国市平均

### 本市／埼玉県平均 (財政力1.00より大きいほど良い、その他は1.00より小さいほど良い)

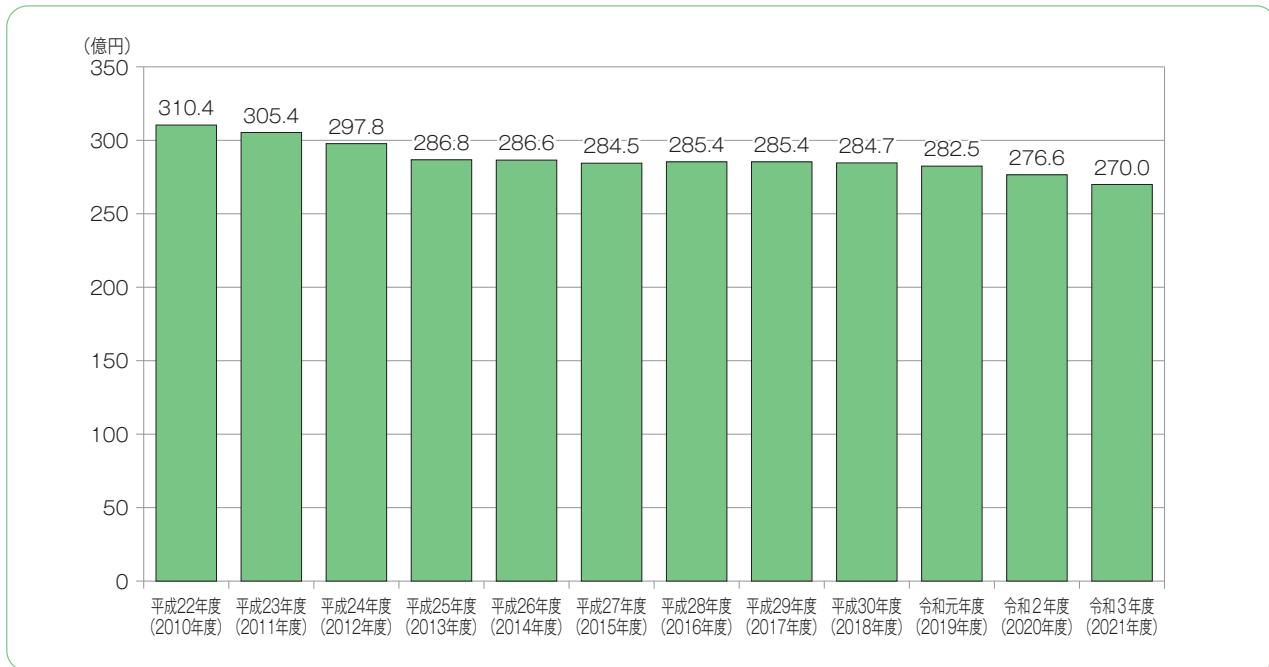


埼玉県平均=1.00 給与水準は、全国市平均  
「公債費負担の状況」と「将来財政負担の状況」については1.00、2.00、3.00、4.00、5.00の目盛り

本市の借入金現在高（関連団体分含む）は、平成22（2010）年度末では約310億円であったものが、令和3（2021）年度末では約270億円となり、11年間で約40億円減少しています。

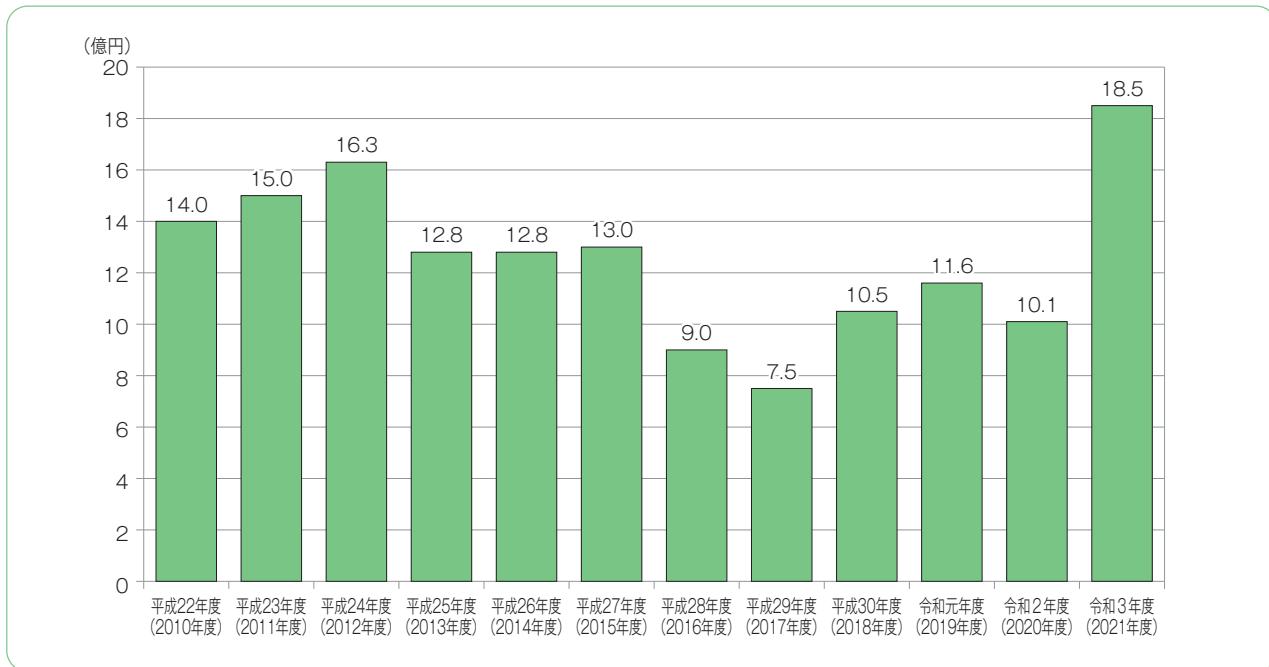
また、財政調整基金は、平成22（2010）年度末では14億円でしたが、その後増減を繰り返し、令和3（2021）年度末には18.5億円となっています。

### 本市の市及び市関連団体借入金残高の推移（各年度末）



出典：統計はにゅう

### 本市の財政調整基金の推移（各年度末）



出典：統計はにゅう

注：財政調整基金：年度によって発生する財源の不均衡を調整するために設けている基金

### 3 本市を取り巻く社会環境

まちづくりは、長期的展望の下に進める必要があるため、本市を取り巻く社会環境を以下のとおり整理しました。

#### (1) 人口減少・少子高齢化

日本の人口は、平成20（2008）年の1億2,808万人をピークに減少に転じました。

また、埼玉県推計人口によれば、これまで増加を維持してきた埼玉県の総人口においても、令和2（2020）年中頃をピークに減少に転じていると推計されています。なお、15～64歳の生産年齢人口は平成12（2000）年をピークに減少しています。

少子化の状況を見ると、昭和46（1971）年から昭和49（1974）年の第2次ベビーブーム時には、全国で年間200万人から210万人程度あった出生数が減少を続け、平成28（2016）年には100万人を割り込み、令和3（2021）年には80万人台となっています。

全国の65歳以上の人口比率（高齢化率）は、平成27（2015）年の26.6%から、50年後の令和47（2065）年には38.4%まで増加すると見込まれています。

人口減少・少子高齢化という大きな課題に対し、①「東京一極集中」の是正、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、③地域の特性に即した地域課題の解決、の3つの視点を基本として、魅力あふれる地方を創生していくことを目標に、平成26（2018）年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。これに基づき、国、都道府県、市区町村において「人口ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、毎年度見直しを行いつつP D C Aサイクルによる効果的な事業展開が推進されています。

#### (2) 社会資本の老朽化

我が国全体として、これまでに形成した社会資本を維持し、長期的に利用していくことが必要不可欠となっています。特に、埼玉県及び県内市町村は、高度成長期の急激な人口の流入に対応して整備した公共施設等（道路、橋りょう、上下水道等含む）が老朽化する時期を迎え、安全の確保、維持管理コストの低減、長寿命化が求められています。

しかしながら、人口減少や厳しい財政状況から、公共施設等をこれまで通りの規模で維持管理することは極めて困難となっています。

平成24（2012）年12月の中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を契機として、平成25（2013）年6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年11月に「インフラ長寿命化基本計画」がとりまとめられました。国、自治体は、行動計画（地方自治体は、公共施設等総合管理計画\*）を策定し、効率的で効果的なマネジメントを実施することで、安全・安心で持続可能な公共施設等の維持管理に取り組んでいます。

### (3) 国際情勢の変化と新型コロナウイルス感染症の影響

大国の覇権争いが激しくなる中、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した安全保障上の脅威が急速に高まり、国際協調から分断への流れが加速し、エネルギーや食料価格の高騰等、グローバル化により複雑化した国際情勢や経済情勢の先行きは、極めて不透明な状況となっています。

新型コロナウイルス感染症は、人の移動とともに瞬く間に全世界へ拡散し、経済活動の停滞は世界中に張りめぐらされたサプライチェーンにも大きな影響を与え、世界経済への打撃は極めて大きく、今なお回復の途上にあります。

政治的・経済的な状況等から移民・難民が増加し人権問題としても取り上げられる一方、日本国内でも地域に住み働く外国人の増加から、多文化共生の社会づくりが求められています。

### (4) 官民挙げたデジタル化の加速

新型コロナウイルス感染症の拡大は、行政サービスや教育、医療、働き方など、様々な分野で我が国のデジタル化の遅れを顕在化させることとなりました。

令和2（2020）年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」との、目指すべきデジタル社会のビジョンが示されました。また、令和3（2021）年9月に設置されたデジタル庁を核としたデジタル・ガバメント\*の確立、民間のDX\*を促す基盤整備を加速し、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築するとされました。

まずは自治体が自らDXに取り組むとともに、民間においては積極的なDXやデジタル投資による経済社会全体の生産性向上が求められています。同時に、AI\*、IoT\*やビッグデータを活用し、新たな付加価値の創造に期待が寄せられています。

### (5) 地球温暖化対策とエネルギー政策

温暖化を始めとする地球環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題となっています。温暖化による気候変動の影響は、世界各地で発生している大雨による洪水や干ばつによる農作物被害・大規模山林火災、生態系の変化等様々であり、発生頻度は高まり、規模は拡大しています。

令和4（2022）年11月に開催された、国連気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）では、COP26全体決定の内容を踏襲しつつ、緩和、適応、ロス＆ダメージ、気候資金等の分野で締約国の気候変動対策の強化を求める実施計画や、パリ協定\*の1.5℃目標\*達成の重要性等が盛り込まれた緩和作業計画が採択されました。

日本政府は令和2（2020）年10月、2050年までに温暖化の要因となっている温室効果ガスの排出をゼロにするカーボン・ニュートラルを打ち出し、令和3（2021）年4月には、2030年度の温室効果ガス排出量の削減幅（2013年度比）を従来の26%から46%に拡大し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくと表明しました。

令和3（2021）年10月に策定された第6次エネルギー基本計画は、気候変動問題への対応と日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服という、二つの大きな視点を踏まえたものとなっています。

## (6) 災害や新たな危機、犯罪への不安の高まり

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、沿岸部の地域を中心に多くの尊い人命を奪うとともに、かつてないほど広範な地域に大きな被害を及ぼしました。豪雨や台風による洪水被害は頻度を増し、熊本地震や北海道胆振東部地震など大規模地震も相次ぎ、災害の恐ろしさと対策の難しさを再認識させられました。更に、今後首都直下地震や南海トラフ地震の発生も予測されています。

令和元（2019）年12月に中国で初めて確認された新型コロナウイルス感染症は世界を席巻し、ワクチン接種は進展しているものの先行きは不透明な状況となっています。

高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺は後を絶たず、一方高齢者が加害者となる交通事故も相次いでいます。令和4（2022）年4月1日からは、成年年齢が18歳に引き下げられたことから、若者の消費者被害の拡大も懸念されています。

経済状況の悪化や新型コロナウイルス感染症による孤立化、高齢者世帯や高齢者一人世帯の増加等、家族や地域とのつながりが希薄化していることが、不安を増大させる一因ともなっています。

## (7) 人権の尊重、男女共同参画、女性活躍の推進

我が国は、普遍的価値としての人権及び基本的自由の擁護・促進を基本とし、また法の支配の確立を重視しています。

しかしながら女性や高齢者、障がいのある人、外国人等に対する人権上の課題が存在し、インターネット上においては、匿名による書き込みが可能なことを悪用した人権問題が発生している他、子どもが加害者や被害者となりトラブルに巻き込まれる事案も発生しています。

最近では、性的少数者（L G B T Q\*）に対する差別や偏見に対する話題が取り上げられることも多く、性的少数者に対する社会的な意識がとても高まってきています。また、同性カップルに婚姻に準ずる関係を認める「パートナーシップ制度」を設ける自治体も見られるようになっています。

平成27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、令和2（2020）年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指すとしています。

しかしながら、世界経済フォーラムが2022年7月に公表した「The Global Gender Gap Report 2022」では、各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数\*

（Gender Gap Index : G G I）において、日本の順位は146か国中116位と、先進国の中では最低レベルとなっており、ジェンダー\*平等への取組が一層求められています。

## (8) 共助社会づくり

平成7（1995）年の阪神・淡路大震災を契機として、ボランティアやN P O\*の活動が盛んになり、東日本大震災発生時には、地域コミュニティにおける住民の自発的な支え合い、ボランティアやN P Oと行政との協働が行われ、その重要性が再認識されました。

平成24（2012）年4月に特定非営利活動促進法（N P O法）が改正施行され、地方自治体において、N P O法人\*の認証・認定がなされています。令和4（2022）年3月末現在で認証法人は約5万1千団体あり、認定法人は1200団体を超えてます。

平成27（2015）年3月、内閣府「共助社会づくり懇談会」が公表した「共助社会づくりの推進について～新たな『つながり』の構築を目指して～」において、地域や社会の課

題を解決するために、共助社会＝「個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな『つながり』が構築され、全員で作りあげていく社会」の実現を目指す必要があるとされました。人口減少を始めとした、地域社会が抱える数多くの構造的な諸課題を克服するための処方箋の一つとして、「共助社会づくり」を進めることを提言しています。

埼玉県においても県民、NPO、事業者など、地域社会を構成する様々な主体が力を合わせて地域の課題を解決する、「共助の取組」を推進しており、これは、パートナーシップで目標を達成しようというSDGsの目標とも一致した取組となっています。

## (9) 経済状況の不透明感と社会状況の変化

長引くデフレからの脱却を目指してきた我が国の経済を後戻りさせず、経済の好循環を加速・拡大させるため、まず新型コロナウイルス感染症対策を重点的に実施し、経済を立て直すことが急務となっています。

更に、不透明感と危機感が増す世界情勢の変化を見極めつつ、国内の課題に向き合い解決策を講じる必要があります。

人生100年時代の到来という経済社会の急激な変化を踏まえ、子どもから若者、子育て世代、現役世代、高齢者まで、全ての世代が安心できる社会保障の基盤を構築することが求められています。

経済環境の変化が激しく、雇用形態や収入・世帯状況により、次世代の子どもたちの学力や進路にまで悪影響を及ぼす格差の拡大や固定化も問題となっています。

高齢者については、令和7（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム\*）の構築を推進しています。

また、子どもの教育では、Society5.0\*時代を生きる子どもたちに相応しい、誰一人取り残すことのないGIGAスクール構想\*が進められており、新型コロナウイルス感染症下のような場合であっても、学びの機会が保障される環境が整備されつつあります。

## (10) SDGsの推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、17のゴールと169のターゲットから構成され、日本としても積極的に取り組んでいます。

SDGsは、貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、「誰一人取り残さない」との理念により、経済・社会・環境の三側面における課題に対して統合的に推進するものです。

また、取組にあたっては、普遍性・包摂性・参画型・統合性・透明性の原則を重視することとしています。

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進するにあたり、17のゴールを追求することによって地域課題を解決するとともに、地域における資金の還流と再投資による自律的循環を生み出し、SDGsを原動力とした地方創生を推進していくことが求められています。

## 4 まちづくりの主要課題

本市を取り巻く社会環境を踏まえ、本市の今後の主要課題を以下のとおり設定します。

### (1) 協働・文化の分野

「羽生市まちづくり自治基本条例」、「羽生市協働のまちづくり指針」に基づいて推進してきた「市民参加、市民参画、市民協働\*」の更なる推進を図り、市民と行政の適正な役割分担、市民活動団体\*等との連携による自立性の高い地域社会の実現を目指す必要があります。

新型コロナウイルス感染症の流行は、地域コミュニティにおける人と人との繋がりの希薄化を招いています。

人口減少と少子高齢化が進展する中、歴史・伝統・文化の継承や多文化の共生を図る上でも、これまで以上に地域の支え合いが必要とされています。同時に、グローバル化する社会の中、国際交流や他都市との交流を継続していくことも大切です。

更に、多様性が尊重され、互いを認め合う社会の実現を目指し、様々な人権問題への対応や男女がともに活躍できるまちづくりが求められています。

### (2) 子育て・教育の分野

少子化が進む中、子育て・教育への市民ニーズと期待は高まっており、家庭・地域・学校が一体となって対策に取り組むことが必要です。

保育サービスの充実、ワーク・ライフ・バランス\*や経済状況に配慮した子育て環境の整備とともに、学力の向上のみならず子どもたちの「生きる力」を育み、グローバル化やデジタル化にも対応した義務教育の充実と、高等教育機関等と連携した幅広い学びの場の提供が求められています。

また、グローバル化に対応した国際理解教育や、人生をより豊かにするために、生涯学び続けられる充実した環境の整備が重要です。

### (3) 福祉・健康の分野

誰もが安心して地域で暮らしていくためには、多様な主体による支え合い・助け合いの関係構築が重要です。

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のために、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の更なる充実が求められています。

また、障がい者に対する理解の促進や権利擁護の取り組み、福祉サービス等とともに、社会の一員として安心して暮らせる共生社会のまちづくりが課題となっています。

更に、高齢者になっても健康的に生活できることが大切です。健康長寿のためには、健康を意識し生活習慣病\*等の予防対策も必要です。体力増進と健康保持のためには、生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりも求められています。

市民の健やかで安心できる生活を支えるため、社会保障制度の適正かつ安定的な運用が重要です。

## (4) 安全・安心の分野

頻発かつ激甚化する自然災害、火災、事故、犯罪などの市民生活への脅威に対して、行政や関係機関とともに地域や市民が一体となってその対策に取り組むことが重要です。

本市では、総合的かつ計画的な防災対策を定めた羽生市地域防災計画を令和5(2023)年3月に改定し、体制の強化に取り組んでいます。今後とも、堤防強化などの治水対策や公共施設等の防災力の強化とともに、自主防災組織への支援や防災訓練などを通じた、災害対応力の高いコミュニティづくりの推進が一層重要なとなっています。

また、市民の命と暮らしを守るため、医療体制の充実、防犯や交通安全、消費生活の安全確保においても、関係各機関や地域住民等との連携強化が課題となっています。

## (5) 産業・雇用の分野

地域経済を維持発展させるためには、地域の特色を生かし、地域資源を効果的に活用することが重要です。行政と商工団体等の連携による、中小企業や個人事業者への積極的な支援とともに、農・商・工連携や市民による主体的な活動も期待されます。

農業においては、次世代農業の担い手づくりとともに、農業基盤の整備や農地集積を引き続き積極的に推進し、「生産性の高い儲かる農業」への転換を図っていく必要があります。

また、賑わいと活力のあるまちをつくるためには、中心市街地等の活性化が課題です。

企業誘致については、交通の優位性を生かした工業・産業用地の創出も含めて、積極的に進める必要があります。雇用については、雇用機会の創出、就業支援、定住対策を目的とした地域雇用対策等も重要です。

交流人口、関係人口の創出・拡大や移住対策のためにも観光事業に対する期待は大きく、地域ブランド\*の創出や推進、シティプロモーション\*につながる効果的な取組が求められています。

## (6) 都市基盤の分野

本市は、人口減少と少子高齢化が進む中、羽生市都市計画マスタープラン\*に基づき、日常生活圏が小さく、かつエネルギー効率が良い「コンパクトシティ\*」化を目指しています。

市民の快適な居住環境を守り、産業活動を促すためには、市街化区域の秩序ある整備の促進と、市街化調整区域\*における集落機能の維持・集約及び豊かな自然的環境の保全が必要です。

市内及び広域を結ぶ公共交通・道路のネットワークの維持・整備に加え、増加する高齢者等に対する移動手段の確保が求められています。

また、市民の憩いの場である公園が持つ機能の充実や魅力の向上、緑地や親水空間\*の保全には、市民との協働による取組が重要となります。

## (7) 生活環境の分野

生活環境を維持していくためには、市民一人ひとりに対する環境意識の醸成と、市民・事業者・行政による連携が必要です。

し尿・汚泥など生活雑排水を処理する水質浄化センターや汚泥再生処理センターの適切な維持管理が必要です。

また、新たなごみ処理施設が稼働するまでは、清掃センターの安定的な運営が求められま

す。ごみの発生抑制や資源循環の推進、脱炭素社会の構築は世界規模の課題となっています。

空き家・空き地については、防犯・防災に加え、良好な景観形成や地域活性化のためにも、発生防止とともに、有効に活用する取組が重要となります。

## (8) 行政経営の分野

頻発化・激甚化する自然災害や新たな感染症の流行等、様々な危機から市民を守る対策の強化が求められています。

人口減少と少子高齢化が進む中、財政状況は厳しさを増すことが予想され、持続可能で安定した財政運営が重要となります。

公共施設等については、公共施設等総合管理計画に基づき計画的な保全と維持管理を行い、長寿命化に取り組むことで、財政負担の軽減と平準化に努めることが必要です。

正確な情報を適切な方法で広く市民に提供し、共有することで相互理解を促進し、行政経営の透明性を確保するとともに、行政がもつ情報を適正に取り扱うことが求められています。

また、行政経営の一層の効率化を図るため、職員の人材育成やデジタル技術の活用、民間活力の導入、広域行政の推進等が重要となっています。

# 基本構想

## 1 まちづくりの姿勢と基本理念

### (1) まちづくりの姿勢

様々な場面において、「市民が主役のまちづくり」を基本とした行政経営を実施し、市民の参画を進め、そのために必要な支援を行います。

#### 市民が主役のまちづくり

### (2) まちづくりの基本理念

「市民が主役のまちづくり」を進めるため、市民と行政の役割分担を明確化し、協働による自主性、自律性の高いまちづくりを推進していきます。そのための第一歩は、行政への参加であり、参加を通じて計画の立案に参画する段階へと進み、更には、自ら主体的にまちづくりを実践する協働（市民との協働、行政との協働）へとステップアップします。

また、まちづくりを進める際には、常に次の世代のことを考え、次の世代に誇れるような日本一魅力ある羽生市を目指します。

#### 市民参加、市民参画、市民協働

#### 次世代に引き継ぐ、次世代に誇れるまちづくり

## 2 将来都市像

### (1) 将来都市像

将来都市像を、「羽生市まちづくり自治基本条例」の前文に掲げた

### 誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生

として、総合振興計画を定め、その実現に向けて総合的に推進します。

### (2) 将来人口

本市の人口は減少傾向にあるものの、羽生市人口ビジョン（平成28（2016）年2月策定）に基づき、本計画の目標年度である令和9（2027）年度の将来人口を54,500人とします。

### 令和9（2027）年度の将来人口 54,500人

#### 人口ビジョンの目指すべき人口

令和2（2020）年に	54,600人	（平成22（2010）年比	3%減少）
令和22（2040）年に	51,700人	（平成22（2010）年比	8%減少）
令和42（2060）年に	45,600人	（平成22（2010）年比	19%減少）

#### 本市の目指すべき人口（人）

指数は平成22（2010）年を1としたとき

平成22 (2010)年 (実績)	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年	令和12 (2030)年	令和17 (2035)年	令和22 (2040)年	令和27 (2045)年	令和32 (2050)年	令和37 (2055)年	令和42 (2060)年
56,203	54,804	54,621	54,512	54,494	53,200	51,695	50,096	48,524	47,000	45,594
指数	0.9751	0.9719	0.9699	0.9696	0.9466	0.9198	0.8913	0.8634	0.8363	0.8112

注：羽生市人口ビジョンの「目指すべき人口」は、「羽生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく、合計特殊出生率の向上、人口の流入を見込んでいるため、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計とは異なる。

## (3) 土地利用構想

### ① 土地利用の基本的考え方

土地利用にあたっては、自然環境を保全しながら、市民の利便性・安全性・快適性の向上及び健康で文化的な生活環境の確保を図るため、農業・商業・工業のバランスのとれた振興と住環境の保全に資するよう、総合的かつ計画的に行うこととします。

### ② 土地利用構想

#### 1 住居系ゾーン

良好な住宅地の保全・充実を図るとともに、空き家や未利用地等の有効利用を促進します。

岩瀬土地区画整理事業については、早期完了と、より魅力的な質の高い住宅地の形成を目指します。

#### 2 商業系ゾーン

羽生駅及び市民プラザ周辺の商業地については、市民の日常生活の中心地として、居住、公益施設、商業・業務施設、交通アクセスなどの様々な都市機能をコンパクトに配置し、利便性の向上を図ります。

岩瀬土地区画整理事業地内の国道122号や南部幹線の沿道は、賑わいづくりや沿道サービスを目的とした施設の誘導を図ります。

#### 3 工業系・流通系ゾーン

道路網や地理的優位性から、産業集積と企業誘致の実現性が高い羽生インターチェンジや広域幹線道路周辺の地域については、環境に配慮しながら製造・流通業務用地の整備を促進します。

また、既存工業地については、良好な操業環境の維持・保全を図りつつ、区域の拡張に向けた取り組みも進めます。

その他、企業誘致検討ラインとして、国道122号や国道125号バイパス、南部幹線の沿道のうち、農業振興や周辺環境との調和が図られる地域については、製造・流通業務の企業誘致を積極的に検討します。

#### 4 農業共生ゾーン

優良農地については、その保全・整備を促進します。

農村集落については、良好な景観を保全するとともに、道路等の生活環境の充実・維持に努めます。

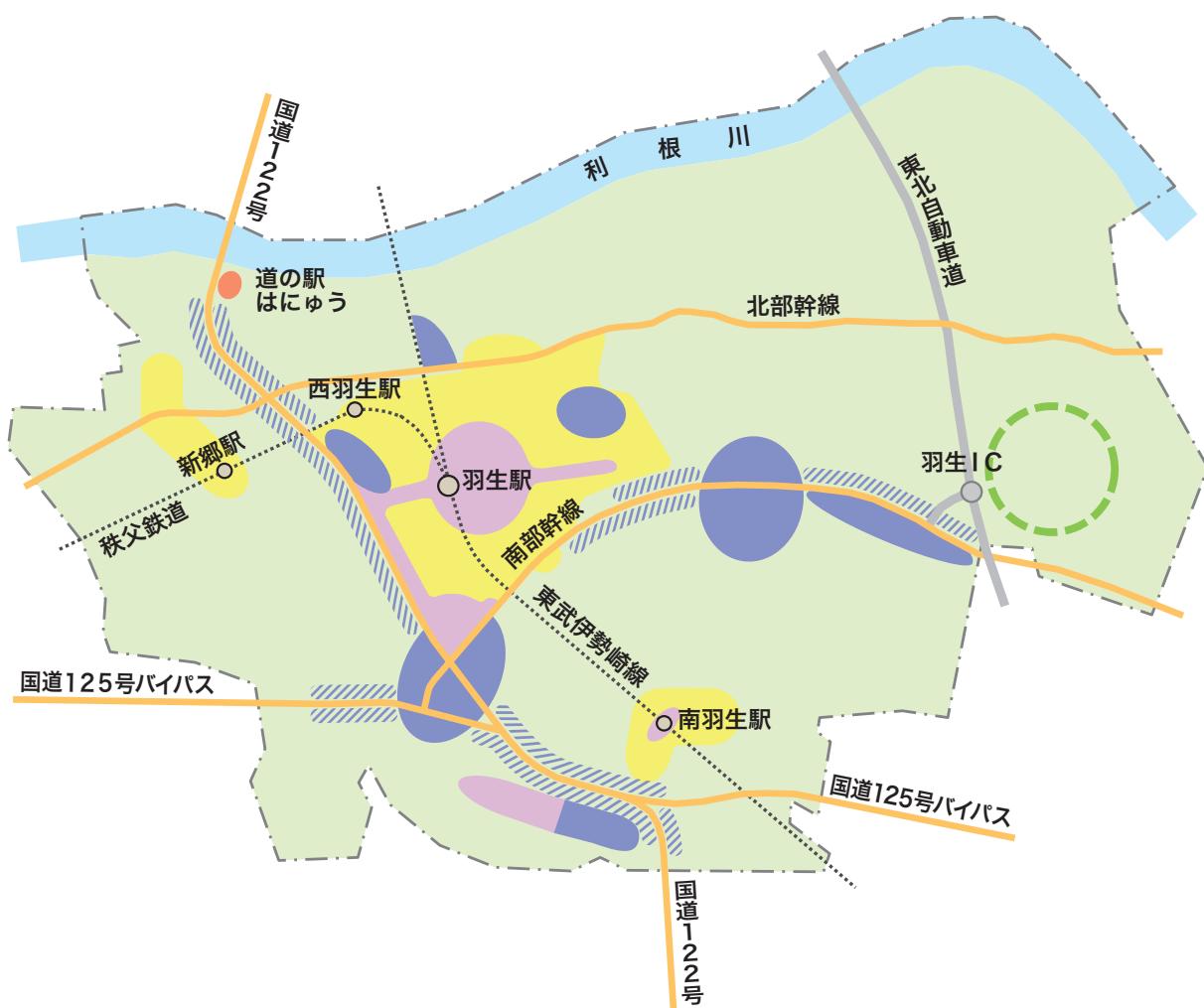
また、農業を通じた地域活性化のため、農村・観光交流エリアを核とし、農村と都市住民等の交流を促進します。

#### 5 幹線道路

人の移動や産業活動を支える広域幹線道路網の整備を促進します。

また、南北、東西方向を連絡する市内幹線道路網の整備を進めます。

### ③ 土地利用構想図



凡 例			
(Yellow)	住居系ゾーン	(Blue)	工業系・流通系ゾーン
(Purple)	商業系ゾーン	(Shaded Blue)	企業誘致検討ライン
(Light Green)	農業共生ゾーン	(Dashed Green)	農村・観光交流エリア

### 3 施策の大綱

施策の基本的考え方を示す施策の大綱の柱立てを以下のとおりとします。

#### 政策1 協働・文化

地域とともに生きるまちをつくる

#### 政策2 子育て・教育

子どもを育て学びを高めるまちをつくる

#### 政策3 福祉・健康

元気で助け合えるまちをつくる

#### 政策4 安全・安心

いのちと暮らしを守るまちをつくる

#### 政策5 産業・雇用

活気と魅力あるまちをつくる

#### 政策6 都市基盤

インフラを整え生活を支えるまちをつくる

#### 政策7 生活環境

きれいで自然を感じるまちをつくる

#### 政策8 行政経営

健全な経営で自律するまちをつくる

## 政策1 協働・文化 ~地域とともに生きるまちをつくる~

- 「羽生市まちづくり自治基本条例」に基づき、「市民参加・市民参画・市民協働」を進めます。
- 自治会活動を支援しコミュニティの充実を図るとともに、市民活動団体との協働を推進します。
- 人権の尊重と男女共同参画を進め、誰もが活躍できるまちをつくります。
- 地域における多文化共生と国際交流を進めるとともに、伝統文化を伝え、新たな文化・芸術の創造を支援します。

## 政策2 子育て・教育 ~子どもを育て学びを高めるまちをつくる~

- 相談・支援体制を整え、子育てを包括的に支援し、保育サービスを充実します。
- 家庭教育を充実するとともに、子どもの「生きる力」を育むための「知・徳・体・コミュニケーション能力」の向上を図る義務教育を推進します。
- 高等教育機関等との連携を強化し、専門的な学びの機会をつくります。
- 社会の変化に対応して、生涯にわたり学び続けられる多様な学習機会を提供します。

## 政策3 福祉・健康 ~元気で助け合えるまちをつくる~

- 地域の助け合い・支え合いの仕組みづくり、担い手づくりを進めます。
- 障がい者、高齢者への支援を充実し、地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- 社会保障制度を適正に運用し、生活困窮者の自立を支援します。
- 生涯にわたるスポーツを振興し、健康づくりを推進します。

## 政策4 安全・安心 ~いのちと暮らしを守るまちをつくる~

- 水害や地震等に対する防災や、火災・事故・病気に対する消防・救急・救助体制の充実を図ります。
- 地域医療体制の充実と市内医療機関との連携を強化します。
- 防犯、交通安全対策を市民、関係団体と協働して進めます。
- 消費者被害の防止と消費者に優しい地域体制をつくります。

## 政策5 産業・雇用 ~活気と魅力あるまちをつくる~

- 農業の多様な担い手の育成と確保を進め、農業生産基盤を整備し、都市と農村の交流を進めます。
- 商工団体との連携による賑わいづくりや、地場産業をはじめとする中小企業の振興を図るとともに、創業を支援します。
- 工業用地の創出と新たな企業誘致を推進するとともに、既存企業における市内での事業拡張の支援に取り組みます。
- 社会経済の変化に対応し、雇用の増加、就労の促進、勤労者の福祉を向上させます。
- 観光については、これまでの取り組みと人のつながりを生かし、常に新たな展開を図ります。
- シティプロモーションを展開し、特産品等のブランド化を進めます。

## 政策6 都市基盤～インフラを整え生活を支えるまちをつくる～

- 「羽生市都市計画マスタープラン」に基づき、人口減少と高齢化に対応した既存市街地における「まちなか居住」を推進するとともに、郊外の集落機能を維持します。
- 道路、橋梁や公園・緑地については、防災対策を踏まえた整備と、市民と協働した維持管理を行います。
- 上水道については、施設と設備の老朽化対策を行い、事業の効率化と経営の安定化を図ります。
- 高齢化や社会状況の変化に対応した移動手段の確保に取り組みます。

## 政策7 生活環境～きれいで自然を感じるまちをつくる～

- ごみやし尿の処理体制の効率化を図り、市民とともにごみの減量化と排出抑制、再利用、再資源化を推進します。
- 下水道については、ストックマネジメント\*を推進し、事業の効率化と経営の安定化を図ります。
- 空き家や空き地対策を進め、公害を防止し、快適な環境を守ります。

## 政策8 行政経営～健全な経営で自律するまちをつくる～

- 全市・全庁的な危機管理体制の構築・充実を図ります。
- 財政基盤を強化し、持続可能な財政運営を行います。
- 公共施設等の安全で効率的な維持管理・適正配置を進めます。
- 情報通信技術（ＩＣＴ）を活用し、行政情報の適正な公開とセキュリティの確保を徹底します。
- ＩＣＴなどの新技術を積極的に取り入れた行政経営の効率化、職員の人材育成及び周辺自治体をはじめとした広域連携を推進します。

# 基本計画

## 基本計画の各施策の見方

### 4-1 防災対策の推進 ー災害に強いまちをつくりますー

政策及び施策の番号  
「施策」名称です。

#### ■ 施策の目的

自主防災組織の支援や地域別防災訓練などの実践による防災コミュニティづくりを推進するとともに、防災用品の備蓄や内水害対策、建築物や道路、上下水道管の耐震化など、災害に対する備えを充実させ、災害発生時の被害を最小限に抑えます。

「施策の目的」  
当該施策を実施することで目指す内容を記載しています。

#### ■ 関連するSDGs



施策と関連するSDGsのロゴマークを掲載しています。

#### ■ 施策の現状

日本各地で自然災害が多発、激甚化し、防災・減災の必要性がますます高まっています。前期基本計画期間中においては、避難所開設訓練の実施やメール配信サービス等の防災情報発信の充実、利根川堤防強化事業や中川河道改修事業等の治水対策等、地域防災力の強化を進めてきました。

また、令和元（2019）年東日本台風を教訓に、避難所ごとの担当職員の配置や防災備蓄\*資機材の配備等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症に配慮した避難所開設訓練を実施しています。

更に、災害時の拠点を結ぶ道路ネットワークの整備や公共工事における耐震資材の使用等、公共施設の防災力の強化にも取り組んでいます。

令和4（2022）年度からは、3か年計画で防災行政無線\*のデジタル化を進めており、災害時に市民が迅速に判断し行動できるよう、スマートな情報発信が可能となるシステムを導入していきます。

令和4（2022）年度に見直しを実施した「羽生市地域防災計画」に基づく防災対策を着実に実行するとともに、地域防災力を強化するため、自主防災組織や関係団体との更なる連携強化を図っていきます。また、流域治水対策や国・県との連携強化も必要です。

用語の右上に\*印があるものは、巻末に注釈があります。

当該施策を実施する背景や、これまで取り組んできた内容や現状について説明しています。

#### ■ 施策の課題

- |   |                        |
|---|------------------------|
| 1 | 感染症や風水害の経験を踏まえた防災対策の推進 |
| 2 | 防災情報の迅速かつ的確な周知         |
| 3 | 利根川や中川の治水対策の推進         |
| 4 | 公共施設の防災力の強化            |

現状を踏まえ、施策の目的を達成するまでの主な課題を記載しています。

#### ■ 主な取り組み

##### (1) 「羽生市地域防災計画」の推進

「羽生市地域防災計画」に基づき、日頃から災害に対する備えを進めます。

また、災害に強いまちづくりを推進するため、国、県、防災関係機関、自主防災組織、消防団、ボランティア等との連携を強化し、防災体制の充実を図ります。

###### 【主な事業】

- 羽生市防災会議の開催
- 「羽生市地域防災計画」修正事業
- 防災備蓄品の確保

課題を解決し、目的を達成するために実施する主な取り組みとその内容及び主な事業を記載しています。

### ■ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
防災訓練を実施した自主防災組織の数（団体）	自主防災組織 74団体のうち防災訓練を実施した団体数	※17	74
災害応援協定の締結数（件）	近隣市町や友好都市、民間企業等との締結数（累計）	61	71

当該施策の目的を達成するため、後期基本計画期間中に目指す目標指標を示しています。

なお、現在値に※印が付してあるものは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、数値が低くなっているものです。目標値は、感染症拡大前の実績や感染症の影響を勘案し、設定しています。

### ■ 市民の役割

- ・防災に関する自助・共助の意識を持ち、行動することが望されます。
- ・訓練への参加や備蓄など、平時の備えを充実させることができます。

施策の目的を達成するためには、市民との協働が必要です。施策を実施するまでの市民の役割を記載しています。

### ■ 関係計画等

- ・羽生市地域防災計画（昭和55（1980）年3月策定）
- ・羽生市浸水対策基本計画（平成27（2015）年12月策定）
- ・羽生市雨水管理総合計画（平成30（2018）年3月策定）
- ・羽生市国土強靭化地域計画（令和3（2021）年3月策定）
- ・羽生市建築物耐震改修促進計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

当該施策における市の分野別の関連個別計画を掲載しています。

## ■ 施策ごとのSDGsにおける17の国際目標の対応一覧

1 貧困	2 飢餓	3 保健	4 教育	5 ジェンダー

政策	施策	1 貧困	2 飢餓	3 保健	4 教育	5 ジェンダー
1 協働・文化 ～地域とともに生きるまちをつくる～	1 市民協働・参画の推進					
	2 コミュニティ支援					
	3 都市交流・国際交流の推進				●	
	4 文化の継承・振興				●	
	5 人権施策の推進				●	●
	6 男女共同参画の推進				●	●
2 子育て・教育 ～子どもを育て学びを高めるまちをつくる～	1 子育て支援の推進	●	●	●	●	●
	2 家庭教育の充実				●	
	3 義務教育の充実			●	●	●
	4 高等教育機関等との連携			●	●	●
	5 生涯学習の推進			●	●	
3 福祉・健康 ～元気で助け合えるまちをつくる～	1 地域福祉の推進	●		●		●
	2 障がい者支援の推進	●		●	●	
	3 高齢者支援の推進	●		●		
	4 健康づくりの推進	●	●	●		●
	5 スポーツの振興			●	●	
	6 社会保障の適正運用	●	●	●	●	
4 安全・安心 ～いのちと暮らしを守るまちをつくる～	1 防災対策の推進	●				
	2 消防・救急・救助体制の充実			●		
	3 地域医療の充実	●		●		
	4 防犯対策の推進					
	5 交通安全対策の推進			●		
	6 消費者行政の推進	●				
5 産業・雇用 ～活気と魅力あるまちをつくる～	1 農業の振興		●			
	2 商工業の振興	●				
	3 観光の振興				●	
	4 勤労者支援・雇用の促進	●			●	●
	5 企業誘致の推進					
	6 シティプロモーションの推進					
6 都市基盤 ～インフラを整え生活を支えるまちをつくる～	1 市街地等の整備					
	2 道路の整備			●		
	3 移動手段の確保			●		
	4 上水道の整備			●		
	5 公園・緑地の整備					
7 生活環境 ～きれいで自然を感じるまちをつくる～	1 下水道の整備					
	2 ごみ処理の適正化					
	3 環境保全の推進					
	4 空き家・空き地対策の推進					
8 行政経営 ～健全な経営で自律するまちをつくる～	1 危機管理の充実	●		●		
	2 持続可能な財政運営					
	3 開かれた市政の推進					
	4 行政経営の効率化					





## **政策1 協働・文化**

**～地域とともに生きるまちをつくる～**

## 1-1 市民協働・参画の推進 ー市民が協働し、参画するまちをつくりますー

### □ 施策の目的

市民と市が、それぞれ持っている知恵や力を出し合い、情報を共有しながら一体となって協働によるまちづくりを進めます。

また、市民活動の活性化により、自立性の高い地域社会を実現するとともに、市民活動団体との協働体制を強化することで市民サービスの向上を図ります。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

本市では、「市民が主役のまちづくり」を推進するため、「羽生市まちづくり自治基本条例」を平成22（2010）年4月に施行しました。これに基づき平成24（2012）年3月に策定した「羽生市協働のまちづくり指針」により、「市民参加・市民参画・市民協働」に向けた取組を行っています。

前期基本計画期間中においては、まちづくり自治基本条例の見直しの検討を行うとともに、市職員を対象に条例内容の理解を深めるため、有識者を招いて講義を行いました。

今後は市民活動の活性化を図るため、市民の市政参加意識の醸成や市民活動団体等への支援等を継続します。また、市民参画機会を確保するため、市の附属機関等へ積極的な公募を勧奨し、公募委員採用団体の割合の増加を促進します。

### □ 施策の課題

1	「羽生市まちづくり自治基本条例」及び「羽生市協働のまちづくり指針」の周知・実践
2	市民活動団体の育成
3	市民一人ひとりのまちづくりへの参加の促進
4	市民の声を市政に反映させる仕組みづくり

### □ 主な取り組み

#### (1) 「羽生市まちづくり自治基本条例」の運用

「羽生市まちづくり自治基本条例」等の見直しの検討や周知を図るとともに、「市民参加・市民参画・市民協働」による住民自治・行政サービスを目指します。

##### 【主な事業】

- 「羽生市まちづくり自治基本条例」の周知
- 市民と行政の適正な役割分担の推進
- 協働によるまちづくり推進事業

**(2) 市民活動の活性化**

市民活動の活性化を図るため、公共性・公益性があり、自発的に活動を行う団体に対し、設立や育成のための支援を行います。

**【主な事業】**

- 市民活動応援補助金事業

**(3) 市民参画システムの確立と運用**

平成28（2016）年1月に策定した「羽生市附属機関等の委員の公募に関する要綱」を運用し、政策形成の段階から市民が参画する機会の充実を継続的に図ります。また、市民座談会や市民意識調査などを実施し、市民の声を市政に反映させます。

**【主な事業】**

- パブリックコメント制度\*の運用
- 各種審議会における公募委員の登用
- 市民座談会の開催
- 市民意識調査・市民アンケートの実施

**□ 目標指標**

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3（2021）	R9（2027）
市民活動応援補助金の交付団体数（団体）	市民活動応援補助金の交付団体数の累計	84	102
羽生市附属機関のうち、公募委員を採用している団体の割合（%）	公募委員採用団体数／附属機関数（公募になじまないものを除く）	43.3	100.0

**□ 市民の役割**

- ・自らの発言や行動に責任を持ち、まちづくりに積極的に参画することが望されます。
- ・市民活動やボランティア活動に積極的に参加することが望されます。

**□ 関係計画等**

- ・羽生市まちづくり自治基本条例（平成22（2010）年度施行）
- ・羽生市協働のまちづくり指針（平成23（2011）年度策定）
- ・羽生市附属機関等の委員の公募に関する要綱（平成27（2015）年度策定）

## 1-2 コミュニティ支援 ー地域が自立するまちをつくりますー

### □ 施策の目的

自治会や地域協議会\*が、地域活動を主体的に展開しながら、地域のことは地域で解決できる体制をつくります。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

近年、少子高齢化、核家族化や単身世帯の増加及び市民の価値観や生活形態の多様化などにより、自治会への加入率の低下や地域活動への参加意識の希薄化が顕著になっています。また、自治会構成員の高齢化もあり、地域のコミュニティ機能は低下しつつあります。

そうした中、本市では、地域コミュニティの中心である自治会に加えて、その自治会の役割を補完するものとして、公民館単位で設立されている地域協議会の活動を支援し、地域のことは地域で解決できる体制づくりを推進しています。

しかしながら、令和2（2020）年1月からの新型コロナウイルス感染症の流行により活動が制限され、多くの事業の中止や延期等を余儀なくされました。

また、小中学校の適正規模・適正配置を推進していくことで、地域コミュニティの希薄化が懸念されます。

更に、言葉や文化、習慣の違う外国人が地域に馴染めない状況も見られることから、今後は外国人住民の参画を得て、地域の交流を促進していく必要があります。

前期基本計画期間中においては、自治会連合会やコミュニティ協議会\*の活動、コミュニティ施設の修繕等に支援を行うとともに、外国人住民に対して市のホームページや広報誌の外国語対応を行うなど、多文化の共生を図ってきました。

災害時の対応など、共助の観点からも自治会活動の重要性はますます高まっていくことが予想されることから、自治会への支援やコミュニティ施設の充実等、継続的な支援が求められます。また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を生かし、今後の計画や事業を柔軟に立案・実施していく必要があります。

### □ 施策の課題

1	地域コミュニティ機能の向上・強化
2	地域のことは地域で解決できる体制づくり
3	コミュニティ活動拠点の整備
4	外国人住民の地域での交流促進

## ■ 主な取り組み

### (1) 自治会等への支援

自治会が地域コミュニティ形成の核となるよう、自治会の自立や活性化のための支援を行います。

また、「地域のことは地域で解決できるまち」の実現に向け、自治会の役割を補完する地域協議会が地域の特性を生かし、課題を解決するために行う事業等を支援します。

#### 【主な事業】

- 自治会等活動支援事業
- 自治会への加入促進
- 地域協議会支援事業

### (2) コミュニティ協議会への支援

住みよい地域社会を実現するため、コミュニティづくりを広く市民運動として推進することを目的に設立されたコミュニティ協議会が行う各種事業を支援します。

#### 【主な事業】

- コミュニティ協議会支援事業

### (3) コミュニティ施設の充実

市民の積極的な地域活動を支援するとともに、自治会活動がしやすい環境を保つため、その拠点となる地域活動センター\*や自治会集会所などのコミュニティ施設を整備・充実させ、利用促進を図ります。

また、住民票の交付などの住民サービスや地域の相談窓口となるよう、地域活動センターの機能を充実させます。

#### 【主な事業】

- 地域活動センター運営事業
- 自治会集会所整備事業費補助金交付事業

### (4) 多文化の共生

外国人住民に対する様々な情報発信や生活支援、交流支援の充実を図り、外国人住民が地域の一員として安全で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

また、市役所においても外国人住民が気軽に相談できる体制をつくります。

#### 【主な事業】

- 外国人住民に関わる交流支援事業
- 外国語での情報提供
- 外国人住民の相談体制の充実

## □ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3（2021）	R9（2027）
自治会加入世帯割合（%）	加入世帯数／全世帯数	71.1	72.0
自治会などの集まりや行事に参加している割合（%）	市民アンケート・市民意識調査により、「参加していない」を除いた割合	58.7 (R4現在値)	65.0

## □ 市民の役割

- ・自分の地域に愛着を感じ、地域の活動に関心を持つことが望まれます。
- ・自治会をはじめとする地域団体や公民館、学校などの活動に、家族や友人と共に参加することが望まれます。
- ・互いの文化を認め合い、外国人住民との交流や地域生活における支援が望れます。

## □ 関係計画等

- ・羽生市まちづくり自治基本条例（平成22（2010）年度施行）
- ・羽生市協働のまちづくり指針（平成23（2011）年度策定）



自治会長スキルアップ研修会

## 1－3 都市交流・国際交流の推進 －多様な交流が行われるまちをつくります－

### □ 施策の目的

国内外の都市との交流を図り、他の都市の歴史・文化などへの理解を深めます。また、本市や日本の情報を発信することで相互理解を深め、グローバル社会\*の中で国際人としての市民の自覚を促し、他の都市の人々との交流を推進します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

本市は社会経済や文化のグローバル化が進む中、姉妹都市\*や友好都市\*との相互交流や、市民への情報発信、交流都市への本市の紹介などを行っています。

海外の都市については、姉妹都市であるフィリピン共和国バギオ市やベルギー王国デュルビュイ市との間で、青少年などが相互交流を行い友好を深めています。またアメリカ合衆国ミルブレー市とは、本市の市民団体が訪問するほか、中学校同士での交流を行うなど、国際理解を深める教育にも生かされています。

今後も市民が参加する国際交流事業を充実させ、市民レベルで事業を進めるための国際交流協会への支援や、青少年の国際理解を高めるための交流活動を継続して実施していきます。また、国際交流市民の会による外国人への日本語教室やイベントを通じ、本市や日本文化の紹介などを行っていきます。

国内の友好都市である福島県金山町とは、これまで幅広い市民が相互のイベント等へ参加しています。また、山梨県富士河口湖町とは観光・経済交流協定都市\*として、観光等での訪問や特産品のPR・販売など、産業振興面での交流にも努めています。

前期計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の影響により人的交流が一時的に止まってしまいましたが、今後も交流を継続し、姉妹都市等の情報発信を強化していく必要があります。

### □ 施策の課題

- |   |                      |
|---|----------------------|
| 1 | 市民の力を核とした市民が主役の交流の推進 |
| 2 | 姉妹都市・友好都市等との交流       |

## ■ 主な取り組み

### (1) 市民主導型の国際交流の推進

国際交流協会や国際交流市民の会をはじめとする市民活動団体や教育機関などとも連携し、市民が主体となって実施する国際交流活動の支援等を行います。

#### 【主な事業】

- 国際交流団体の活動支援
- 外国人向け日本語講座の開催支援
- 外国人との交流イベント等の開催支援

### (2) 姉妹都市・友好都市等との交流

フィリピン共和国バギオ市との青少年の相互交流や、ベルギー王国デュルビュイ市及びアメリカ合衆国ミルブレー市との交流事業を推進するとともに、ALT\*（外国語指導助手）等への人材活用を図ります。

福島県金山町及び山梨県富士河口湖町とはイベント参加や文化、観光・経済面での交流を推進するとともに、災害時の相互応援体制を継続します。

また、交流都市に関する情報を広く市民に提供するとともに、交流都市へも本市の情報を提供します。

#### 【主な事業】

- 姉妹都市との交流事業
- 友好都市との交流事業
- 交流都市に関する情報発信

## ■ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3（2021）	R9（2027）
国際交流イベント参加者数（人）	市が関わるイベント等への参加者数	※36	580
友好都市、観光・経済交流協定都市間相互交流回数（回）	金山町、富士河口湖町との相互交流	※2	13
交流都市に関する情報発信回数（回）	広報・ホームページでの情報発信回数	4	6

## ■ 市民の役割

- ・外国人と積極的に交流することが望れます。
- ・他の都市の文化や生活習慣などの違いを学ぶことが望れます。
- ・姉妹都市や友好都市等との交流が望れます。

## 1-4 文化の継承・振興 一豊かな文化を伝え、創造するまちをつくります－

### □ 施策の目的

本市にかかる歴史・伝統・文化を正しく理解し、次世代に継承していくとともに文化の振興を図り、市民の心豊かな生活を実現します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

人口減少や高齢化などを背景に文化財の減失や紛失等の防止が喫緊の課題となっており、地域の歴史や文化を物語る文化財を把握し、適切な保護へとつなげていく必要があります。

現在、国・県・市の指定を受けている文化財については、所有者や管理者へ管理手数料を支給するとともに、説明板を設置し、保護に努めています。

また、社寺調査などの記録作成や郷土資料の整理も継続的に行い、埋蔵文化財\*についても適切な保護に努めています。更に、獅子舞をはじめとする郷土芸能については、郷土芸能発表会を開催し、文化の継承につながる機会を提供しています。

国指定天然記念物「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」に生育するムジナモは順調に繁茂しており、埼玉県レッドデータブック「野生絶滅」\*からの脱却を目指しています。

市民の自主的な文化活動を後押しするため、羽生市文化祭及び舞台芸能発表会の開催支援や、産業文化ホール指定管理者による自主事業を実施し、令和2（2020）年度以降は、新型コロナウイルス感染症の流行に対応した文化芸術の鑑賞機会と文化芸術活動、文化創造活動の場を提供しています。

引き続き令和2（2020）年3月に策定した「羽生市文化芸術振興計画」に基づき、様々な分野において市民が自ら創造的な芸術・文化活動に取り組んでいけるよう、文化芸術活動を推進していきます。

### □ 施策の課題

1	文化財の調査と研究の推進
2	文化財の保存と活用の推進
3	市民の文化活動の充実
4	文化活動拠点の整備
5	ムジナモの保護

## ■ 主な取り組み

### (1) 文化財調査の充実

失われつつある地域の貴重な資料や文化財を発掘するための基礎調査を進め、地域の歴史や文化を理解する上で貴重と考えられるものについては、詳細調査を実施し、文化財指定へとつなげます。

また、開発行為に伴う発掘調査や遺跡の保存目的の発掘調査などの埋蔵文化財調査を充実させます。

これらの調査の成果は、展示・講演・報告書等により公表することで、市民への還元を図ります。

また、郷土資料館では、市内の社寺が所蔵する資料の調査を行い、貴重な文化財の保存と活用を進めます。

#### 【主な事業】

- 地域史発掘事業
- 埋蔵文化財・地誌・社寺調査
- 企画展等の開催

### (2) 適切な文化財の保存

指定文化財を次世代へ継承するため、適切な維持・管理を推進します。

また、文化財の持つ価値や魅力を発信するとともに活用し、文化財保護への理解と協力を得るため、普及・啓発活動を実施します。更に、子どもたちに郷土芸能に接する機会を提供し、郷土芸能の継承を促します。

郷土資料館では、先人が残した文化遺産を調査・収集・整理・保存し、後世に引き継ぎます。また、郷土への誇りと愛着心を育む学びの場を提供します。

#### 【主な事業】

- 文化財保存管理事業
- 文化財保護、普及・啓発・活用事業
- 子ども郷土芸能入門教室事業
- 企画展等の開催

### (3) 文化活動への支援

「羽生市文化芸術振興計画」に基づき、様々な分野において市民が自ら創造的な芸術・文化活動に取り組んでいけるよう、年齢・性別・ライフスタイル\*などに応じた文化芸術の鑑賞機会と文化芸術活動、文化創造活動の場を提供します。

また、文化芸術活動の各種講座等の受講者が中心となって、地域での様々な文化芸術活動に取り組める環境づくりを進めます。

#### 【主な事業】

- 市民文化祭事業
- 文化的事業の開催
- 各種講座の開講

**(4) 文化施設の充実**

産業文化ホールについて、計画的に維持管理するとともに指定管理者制度\*を活用することで、市民の文化活動の拠点として充実させます。

郷土資料館では、郷土に残された歴史的・文化的資料を後世に伝えるため、収蔵施設を適切な環境に保つための整備を行います。

**【主な事業】**

- 施設の基盤整備
- 収蔵施設の充実

**(5) ムジナモの生育環境の整備と自生地の活用**

平成27（2015）年3月に策定した「宝蔵寺沼ムジナモ自生地保存管理計画」に基づき、羽生市ムジナモ保存会等と連携・協力して、自生地内のムジナモの野生復帰と保護の継承に取り組みます。

また、自生地内はムジナモだけではなく希少生物の宝庫でもあることから、現地見学会などの学習機会を提供し、普及・啓発を図ります。

**【主な事業】**

- ムジナモ自生地植生回復事業
- ムジナモ自生地普及事業

**□ 目標指標**

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3（2021）	R9（2027）
「文化財の保存及び活用に関する計画」の策定件数（件）	策定件数の累計	3	4
文化の継承・振興につながる事業数（件）	産業文化ホール自主事業数	10	10
宝蔵寺沼現地見学会の開催回数（回／年）		4	8

**□ 市民の役割**

- ・郷土の歴史・文化について、理解を深めることができます。
- ・文化財の保存や管理に協力することが望されます。
- ・郷土に残された文化的・歴史的資料の調査・保存に対する協力が望されます。

**□ 関係計画等**

- ・宝蔵寺沼ムジナモ自生地保存管理計画（平成27（2015）年3月策定）
- ・史跡永明寺古墳保存活用計画（令和2（2020）年5月策定）
- ・羽生市文化芸術振興計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）
- ・第3次羽生市環境基本計画（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）



宮御輿の渡御（市指定無形民俗文化財）



獅子舞（市指定無形民俗文化財）

## 1－5 人権施策の推進 ー誰もが尊重されるまちをつくりますー

### □ 施策の目的

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、差別されず、多様性を認め、共に支え合いながら生きがいのある人生を送ることができるよう、人権が確立・擁護された明るい社会を実現します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

本市では、令和2（2020）年に人権教育・啓発を推進する指針として、「羽生市人権施策推進基本方針」と「羽生市人権教育基本方針」を策定し、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題（部落差別）など、様々な人権課題を解決するため、地域や企業、学校等と一体となって、各種施策を推進しています。

特に同和問題（部落差別）については、平成28（2016）年12月に施行された「部落差別解消推進法」や令和4（2022）年7月に施行された「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」、また、令和2（2020）年に策定した「同和行政基本方針」、「同和教育基本方針」に基づき、部落差別を解消するために民間運動団体と連携し、地域の実情に応じた事業を展開しています。

前期基本計画期間中には、各種人権問題をテーマにした地域、企業、各種団体等への研修会や北埼玉地区人権フェスティバルを開催し、人権意識の醸成に努めました。

人権相談や生活相談においては、必要に応じ関係機関との連携を図りながら、相談者に対し適切な指導や助言等を行いました。

集会所事業では、5か所の市立集会所（下岩瀬・須影・桑崎・稻子・西新田）において、小・中学生学級、女性学級、高齢者学級等の事業を実施しています。

近年、全国各地でインターネットの匿名性を利用した人権侵害をはじめ、外国人に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）、更には、性的少数者（LGBTQ）や新型コロナウイルス感染症を起因とする偏見や差別など、顕在化する「新たな人権問題」への対応が求められています。

### □ 施策の課題

1	人権教育及び啓発事業の推進
2	相談支援体制の充実
3	各種人権課題の解決に向けた事業の推進
4	地域交流等の促進
5	「新たな人権問題」への対応

## ■ 主な取り組み

### (1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権問題を身近な問題として捉え、人権を尊重する意識や態度を身につけるため、地域、学校、家庭、職場等において、学習の機会を提供するとともに人権教育指導者の育成に努めます。

また、学校では、児童・生徒の発達段階に応じて、参加体験型学習の人権感覚育成プログラムを活用するなど、人権感覚を養う教育を推進します。

#### 【主な事業】

- 地域・企業・福祉関係者等人権研修会の開催
- 人権教育指導者研修会の開催
- 人権教育研修会の開催
- 人権ポスター・マンガ展の開催

### (2) 相談支援体制の充実

女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題（部落差別）、新たな人権問題等、様々な人権相談に応じるため、人権擁護の観点から、国や県、他市町村、関係機関等と連携協力するとともに研修参加による相談員のスキルアップを図るなど、相談支援体制を充実します。

#### 【主な事業】

- 人権擁護委員による人権相談事業
- 生活相談事業
- 人権に関わる各種相談事業
- 各種教育相談事業

### (3) 分野別人権施策の推進

女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題（部落差別）、性的少数者（L G B T Q）、外国人等の人権課題の解決に向け、市民が各種人権問題を正しく理解し人権を尊重する心を醸成できるよう、各種個別計画等に基づき人権に関わる各種施策を推進します。

いじめ問題については、学校・行政・地域・関係機関等が情報共有及び連携を図り、未然防止や早期解決に向けた取組を推進します。

#### 【主な事業】

- 人権課題別研修会の開催
- いじめの防止等に関わる協議会・審議会運営

**(4) 交流の促進**

市立集会所を拠点とした文化活動や人権フェスティバルなどの交流活動を通じて、差別意識の解消や人権意識の啓発を図るなど、人権団体と連携しながら地域住民との交流を深めるための事業を推進します。

**【主な事業】**

- 集会所事業
- 人権フェスティバルの開催

**□ 目標指標**

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3（2021）	R9（2027）
基本的人権が尊重されていると思う割合（%）	市民アンケート・市民意識調査により、「尊重されている」、「どちらかといえば尊重されている」を合わせた割合	67.9	70.0
人権教育・啓発研修会への参加者（人）	地区別研修会・職場等研修会・公民館利用者研修会・人権教育研修会・人権教育指導者研修会の参加延べ人数	※617	2,500
人権教育指導者研修会参加者の理解度（%）	人権教育指導者研修会参加者へのアンケート	89.5	92.5

**□ 市民の役割**

- ・人権尊重の理念に基づき、人権問題を正しく理解し行動することが望れます。
- ・人権問題を正しく理解するため、各種人権研修会等へ積極的に参加することが望れます。
- ・SNS\*などによるインターネット上での人権侵害を行わないよう、ルールやマナーなどを正しく理解することが望れます。

**□ 関係計画等**

- ・羽生市人権施策推進基本方針（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）
- ・羽生市同和行政基本方針（令和2（2020）年度策定）
- ・羽生市人権教育基本方針（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）
- ・羽生市同和教育基本方針（令和2（2020）年度策定）
- ・羽生市いじめ防止等のための基本的な方針（平成26（2014）年度策定）



人権フェスティバル



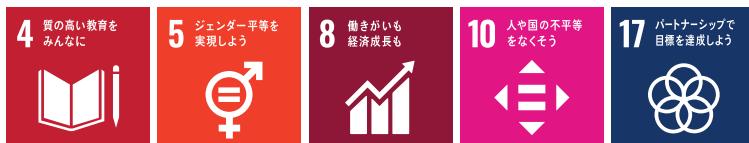
キヤッセ羽生「四季の丘」

## 1－6 男女共同参画の推進 一男女が共に活躍できるまちをつくります－

### □ 施策の目的

女性も男性も共に一人の人間として尊重され、多様性を認め合い、持っている力を十分に發揮できるいきいきとした社会、そして性別によらず活躍できる社会の実現を目指します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

本市では、男女共同参画社会の実現に向けた行動方針として、令和元（2019）年8月に「第3次羽生市男女共同参画基本計画」を策定し、市民や各種団体、事業者等と連携を図り、各種施策を効果的に推進しています。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残っており、社会のあらゆる場における男女共同参画の意識啓発が必要です。

また、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、DV\*（配偶者等からの暴力）の増加やひとり親世帯等の雇用低迷、経済的な困窮等の問題など、特に女性の生活に大きな影響を与えており、男女共同参画・ジェンダー平等実現の遅れが改めて顕在化しています。

そのため、家庭や職場、地域など、あらゆる場面で男女が固定的な性別役割分担意識に捉われることなく協力し、活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、意識の啓発を図り、市民にとって身近な男女共同参画につながる施策を展開することが必要です。

このことに対し、男女が共に活躍できることを学ぶための学習機会や情報を提供するため、男女共同参画に関する講演会や各種講座の開催、情報紙「みらい」の発行を実施しています。

また、家庭内の問題については、潜在化しがちであるDVや健康、ハラスマント\*に関する相談など、内容も多岐にわたっていることから、府内体制及び関係機関との連携の強化を図る必要があります。

更に、ワーク・ライフ・バランスの推進のため、仕事と子育て、介護との両立を社会全体で支えていく体制づくりが必要です。

### □ 施策の課題

1	個性を認め合う意識づくり
2	あらゆる場面で男女が共に参画できる環境づくり
3	いきいきと働く環境づくり
4	人権が尊重されDVのないまちづくり

## ■ 主な取り組み

### (1) 男女共同参画意識の啓発

固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、多様な生き方を認め合うために、男女共同参画の視点に立った情報提供や学習機会の充実を図ります。

#### 【主な事業】

- 男女共同参画情報紙「みらい」の発行
- 女と男のフォーラムの開催
- 男女共同参画パネル展

### (2) 各種審議会等への登用促進

市の政策や方針を決定する過程への女性の参画を促進するため、審議会等委員の公募拡大や専門的知識を持つ「女性人材リスト」を活用し、審議会等への女性の登用を図ります。

#### 【主な事業】

- 審議会等委員の公募拡大
- 女性人材リストの周知・活用

### (3) 女性活躍の推進

女性の起業やキャリアアップ、再就職等を支援するための情報や学習機会を提供します。また、女性の就労を支援するため、ハローワークなどの関係機関と連携し、就労に必要な情報を提供します。

#### 【主な事業】

- 各種資格取得講座の開催
- 再就職準備セミナーの開催
- ふるさとハローワーク\*との連携

### (4) DV防止推進体制の充実

DVの根絶に向けて、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、関係機関が連携して被害者の安全確保と自立に向けた支援を行います。

また、誰もが暴力の被害者、加害者、傍観者とならないための意識啓発を行います。

#### 【主な事業】

- 女性相談事業
- DV被害者等支援事業
- DV防止啓発事業

## □ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3（2021）	R9（2027）
審議会等における女性委員の割合（%）	女性委員数／審議会等の委員数	31.3	40.0
固定的な役割分担に賛同しない人の割合（%）	市民アンケート・市民意識調査により、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する「そうは思わない」、「どちらかといえばそうは思わない」を合わせた割合	76.6	80.0
身の回りの男女の地位は平等を感じている人の割合（%）	市民アンケート・市民意識調査により、「平等である」という考え方の割合	12.1	30.0

## □ 市民の役割

- ・男女ともに、固定的な性別役割分担意識に捉われず、多様な生き方を認め合うことが望まれます。
- ・DV（配偶者等への暴力）は、決して許されないと認識を持つことが望されます。
- ・家庭や職場、地域等において、女性の活躍を支援することが望れます。

## □ 関係計画等

- ・第3次羽生市男女共同参画基本計画（令和元（2019）年度～令和10（2028）年度）

## **政策2 子育て・教育**

**～子どもを育て学びを高めるまちをつくる～**

## 2-1 子育て支援の推進 一子育てを応援し、子どもが健やかに育つまちをつくります－

### □ 施策の目的

安心して子どもを産み育て、次代を担う子どもたちが地域の中で健やかに成長できるよう、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行い、子育て家庭への支援や相談体制の充実を図り、「育つ楽しみ」「育てる喜び」を実感できるまちにします。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

全国的な少子化・核家族化の進展に加え、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症流行の影響により、子育てを取り巻く環境は大きく変化し、子育てに不安を抱える家庭が増えました。安心して子どもを産み育てるため、子育てに関する情報提供や子育て支援、経済的支援が必要とされています。

また、女性の社会進出による共働き世帯の増加等から低年齢児の保育や延長保育・土曜保育など、保育ニーズは多様化し、学童保育へのニーズも増えています。

本市では、令和2（2020）年に「第2期羽生市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭等に対して妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行っています。

前期基本計画期間中において、「子育て世代包括支援センター\*」の設置及び地域子育て支援拠点\*「こどもひろば」の開設、並びに産後ケア事業の実施により、妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援体制を整えました。引き続き安心して子どもを産み育てられるよう、子育て世帯のニーズを反映したサービスの充実を図る必要があります。

また、認定こども園\*への移行をはじめ、南学童・岩瀬学童保育施設の老朽化による施設の移転や、川俣地区に学童保育室を開設したほか、市内医療機関内における病児保育室の施設整備を支援するなど、保育サービスの充実を図りました。更に、放課後子ども総合プラン\*に基づき、放課後子ども教室\*を6校で実施し、児童の健全な育成を図りました。今後更なる保育運営体制の充実を図るため、公立保育所を集め、保育事業を効率的に運営する必要があります。

児童虐待\*通告件数が年々増加している中、子育て支援体制の強化が必要です。令和4（2022）年度に子ども家庭総合支援拠点\*を設置し、関係機関や地域での子どもの見守り体制を強化しました。また、子どもの貧困対策が課題となっており、今後、フードパンtries\*などへの支援の充実を図ります。

令和5（2023）年度から新たに設置されることも家庭庁の基本方針に基づき、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子育て家庭に寄り添った施策に取り組みます。

## □ 施策の課題

1	子育て世代包括支援事業*の推進
2	保育サービスの向上
3	児童虐待対応体制の充実
4	子育て相談・支援体制の充実
5	子育て家庭への経済的支援の推進

## □ 主な取り組み

### (1) 子育て世代包括支援事業の推進

子育て世代の多様なニーズに対応できるよう、母子保健サービスや子育て支援サービスを一  
体的に提供し、妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援体制を整えます。  
また、乳幼児の健やかな成長を促進するため、赤ちゃん訪問や妊婦・乳幼児健診の実施など、  
親子の健康づくりを推進します。

#### 【主な事業】

- 妊婦・乳幼児健診事業
- 赤ちゃん訪問事業
- 子育て相談事業

### (2) 保育サービスの向上

延長保育や一時保育、障がい児保育、病児保育などを充実させるとともに、放課後児童の健  
全な育成に努め、子育て家庭の状況や保護者のニーズに応じた保育サービスの充実と質の向上  
を図ります。  
また、公立保育所を集約し、保育事業を効率的に運営します。

#### 【主な事業】

- 延長保育事業
- 一時保育事業
- 障がい児保育事業
- 学童保育事業
- 病児保育事業

### (3) 児童虐待対応体制の充実

子どもへの虐待を未然に防ぎ、又は早期に発見するため、児童相談所、警察、保健所、医療  
機関、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小・中学校等の関係機関と情報共有し、地域全  
体での見守り体制を強化します。

また、すべての子どもの健全育成のため、子どもとその保護者へ必要な支援を行います。

#### 【主な事業】

- 要保護児童\*対策地域協議会\*の運営
- 子ども家庭総合支援拠点事業
- 家庭児童相談室の運営

**(4) 子育て相談・支援体制の充実**

子育てに関する悩みや不安を解消するため、地域子育て支援拠点や保健センターなどにおける相談機能の充実に努めます。

また、ファミリー・サポート・センター\*事業や子育て支援ヘルパー事業など、子育て支援の充実を図り、更に、放課後子ども教室において児童の健全な育成に努めます。

**【主な事業】**

- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て支援ヘルパー事業
- 放課後子ども総合プラン推進事業

**(5) 子育て家庭への経済的支援の推進**

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費や各種手当を支給します。また、ひとり親家庭や子どもの貧困を支える事業への支援を行います。

更に、保育所（園）、認定こども園、幼稚園への保育料について負担軽減を図ります。

**【主な事業】**

- 子ども医療費・ひとり親家庭等医療費・未熟児養育医療費助成事業
- 児童手当・児童扶養手当支給事業
- 多子世帯保育料軽減事業
- フードパントリー事業等への支援
- 就学援助費・特別支援教育就学奨励費支給事業

**□ 目標指標**

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
地域子育て支援拠点利用者数（人）	親子の利用延べ人数	※7,952	15,000
赤ちゃん訪問（%）	訪問数／出生数	94.2	100.0
保育待機児童数（人）	4月1日時点の保育待機児童数	0	0

**□ 市民の役割**

- ・地域全体で子どもを育てるという意識を持ち、子育てに参加することが望されます。
- ・児童虐待が疑われるケースに遭遇した際には、すぐに関係窓口に通報することが望されます。

**□ 関係計画等**

- ・第2期羽生市子ども・子育て支援事業計画（令和2年（2020）年度～令和6（2024）年度）



赤ちゃん訪問事業

## 2-2 家庭教育の充実 一豊かな家庭教育を進めるまちをつくります－

### □ 施策の目的

家庭で基本的な生活習慣の習得などのしつけができ、子どもの社会性が育ち、子どもと保護者のコミュニケーションが図られるように、家庭教育を推進します。

また、家庭・地域・行政等の関係機関が連携し、安心して教育に取り組める環境を整えることで、子どもたちの健全な育成を図ります。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

近年、情報技術の発展に伴い、スマートフォンやSNS等の普及によるコミュニケーションツールの多様化や新型コロナウイルス感染症流行の影響など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化等から、家庭や地域での教育力の低下が指摘されており、幼児期からの成長過程における教育の充実について、一層の環境整備や支援が求められています。

前期基本計画期間中においては、親が親として育つ力をつけるための「親の学習」講座や親子で共に学ぶ機会を提供するための「家庭教育支援講座」等を、子育て支援に係る市民活動団体と協働で開催しました。また、各公民館では家族で参加できる講座を開催することで、様々な体験を通した子どもと保護者の触れ合う時間を創出しています。

更に、乳幼児の言葉の発達と創造力豊かな発育を促すため、子どもと保護者で絵本に触れ合う機会を提供するブックスタート事業\*やセカンドブック事業を行っているほか、令和3（2021）年3月に策定した「第3次羽生市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭や保育所（園）、認定子ども園、幼稚園、学校、図書館、地域等、社会全体で子どもの自主的な読書活動を支える環境づくりを進めています。

今後は、各保護者の教育に関する意識の変化や家庭教育そのものへの興味の低下、新型コロナウイルス感染症対策などを考慮し、保護者ニーズを的確に把握するとともにNPO法人等の民間活力を活用するなど、各種講座や事業の見直し及び内容の充実を図っていく必要があります。

### □ 施策の課題

1	家庭教育支援事業の拡大と充実
2	家族で触れ合う時間の創出
3	子どもの読書活動の推進

## ■ 主な取り組み

### (1) 子育て世代対象講座の拡充

子育て支援に係る市民活動団体の活動を支援し、民間との協働による家庭教育支援講座を開催することにより、家庭教育支援が継続的に行われる環境を整備します。

#### 【主な事業】

- 家庭教育支援講座の開催
- 親の学習講座の開催

### (2) 家族で触れ合う時間の創出

公民館、学校、体育館、図書館等において、家族で参加できる講座等を開催し、様々な体験を通した親と子の触れ合う時間を創出します。

図書館では、おはなし会等の開催により、子どもと保護者で触れ合う機会を創出し、感情豊かな子育てを支援します。

また、親子で本に触れる機会を増やすため、「おうち図書館<sup>うちどく</sup>」・「家読の日<sup>うちどく</sup>\*」を推奨していきます。

#### 【主な事業】

- 親子で参加できる講座等の開催
- ちいさなおはなし会・おはなし会<sup>うちどく</sup>
- 「おうち図書館」・「家読の日」推奨事業

### (3) 子どもの読書活動の推進

「第3次羽生市子ども読書活動推進計画」に基づき、すべての子どもたちが読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付け、表現力や創造力、豊かな心を育むために、子どもの自主的な読書活動を支える環境整備を推進します。

図書館では、小学校3年生を対象に、本を紹介し自発的な読書活動を促すブックトーク事業を行っていきます。

また、10か月児及び3歳児に絵本を贈るブックスタート事業・セカンドブック事業の実施により、読み聞かせや読書習慣の定着を図り、子どもたちの健やかな心の成長を促します。

#### 【主な事業】

- 家読の推進・子ども読書の日等の普及
- 小・中学生の読書習慣化の推進
- ブックトーク事業
- ブックスタート事業・セカンドブック事業

## □ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
家庭教育支援講座、家族で参加できる講座への参加延べ人数（人）	親の学習講座等、市・教育委員会が主催、共催している講座への参加者数	※559	1,400
図書館おはなし会等への参加人数（人）	ちいさなおはなし会・おはなし会・その他季節ごとのおはなし会等の参加者数	※255	1,200
子どものための本（おうち図書館）が家庭にある保護者の割合（未就学児の保護者）（%）	市民アンケート・市民意識調査	61.1	75.0

## □ 市民の役割

- ・保護者が自ら学ぼうとする意識の醸成が望れます。
- ・家庭教育支援講座や家族で楽しめる講座への積極的な参加が望れます。
- ・おはなし会等への積極的な参加が望れます。
- ・子どもが興味をもって楽しく読書をするために、保護者が読書に关心を持つことが望れます。

## □ 関係計画等

- ・第2期羽生市教育振興基本計画（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）
- ・第3次羽生市子ども読書推進計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）
- ・第2次羽生市立図書館運営基本計画（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）



図書館・郷土資料館

## 2-3 義務教育の充実 一生きる力を育み、特色のある教育を行うまちをつくります－

### □ 施策の目的

変化の激しいこれからの中社会を生き抜くため、学校・家庭・地域が三位一体となり、「知・徳・体・コミュニケーション能力」を向上させ、子どもたちの「生きる力」を育みます。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

前期基本計画期間中の平成28（2016）年度に1校でスタートした羽生市版コミュニティ・スクール\*は、現在、文部科学省の目指す学校運営協議会（コミュニティ・スクール）として、市内全ての小・中学校に設置され、地域とともにある学校づくりを着実に推進しています。

学力向上の重要な力であるコミュニケーション能力育成の一環として、プレゼンテーションコンクールを平成27（2015）年度から令和元（2019）年度まで実施し、子どもたちの表現力向上につながりました。

加えて、国際化社会で活躍できる人材を育成するため、英語教育を充実（村君地区英語村推進事業\*、岩瀬グローバルスクール事業、ALTの充実）させました。

また、いじめについて積極的に認知し、早期対応を行うとともに不登校児童生徒に対して組織的な支援体制を整え、より良く生きるための道徳教育の充実を図り、「生きる力」を育み続けています。

文部科学省ではGIGAスクール構想を強力に推進しており、本市においても、子どもたち一人一台の学習用パソコンの配備と校内情報通信ネットワークの整備が完了し、今後もICTを活用した教育を積極的に推進していきます。

令和2年（2020）年1月からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、全校一斉臨時休業を余儀なくされるなど教育課程に大きな影響がありました。現在は、一人一台学習用パソコンの活用を推進し、学校が臨時休業となった場合においても、学びを保障できる環境を整えており、教育課程の柔軟な対応も図っていきます。

今後、これまでの取組に加え、学校の再編成については、「羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、将来の子どもたちにとってより良い学びの場を確保できるよう努めます。

学力については、小学生、中学生共に向上しており、成果がみられていますが、より一層の向上を目指し授業改善を進めています。

### □ 施策の課題

1	「生きる力」を育むための「知・徳・体・コミュニケーション能力」を向上させる教育の実現
2	教員の資質能力「教師力」の向上
3	教育におけるICT環境の整備及びICTの活用推進
4	学びやすい教育環境の整備及び学校の再編成
5	学校教育における食育*指導の実施と地産地消*の推進による郷土を愛する心の育成
6	学校・家庭・地域が三位一体となった学校づくり
7	国際化社会での活躍に向けた英語力の向上

## ■ 主な取り組み

### (1) 「知・徳・体・コミュニケーション能力」の向上による「生きる力」の育成

子どもたちに「知・徳・体・コミュニケーション能力」の向上を図ることを通して、「生きる力」を育みます。

学力向上のため、羽生市内一斉の羽生市学力アップテストを実施するとともに、希望者参加型の学力アップ羽生塾の取組を支援します。そして、コミュニケーション能力を育み、思考力・判断力・表現力を向上させるため、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を図り、G I G Aスクール構想の実現に向け、教育ICT環境を整備し、ICTの活用を推進します。

また、いじめによる重大事態が発生した際に、速やかに調査等ができるように、いじめ問題調査審議会\*を運営します。

#### 【主な事業】

- 羽生市学力アップテスト事業
- 学力アップ羽生塾事業
- いじめ問題調査審議会の運営
- G I G Aスクール構想の推進

### (2) 教員の資質・能力向上

子どもたちの教育を充実させるため、指導法などの研究を各学校やグループ、個人に委嘱し、教職員の資質向上を支援します。

また、経験豊富な指導者による研修を実施し、中堅・若手教職員の指導力向上を図ります。

更に、優れた教職員に対する表彰制度の実施により、教職員にやる気と自信をもたせ、指導力の向上につなげるとともに学校における業務の改善に取り組みます。

#### 【主な事業】

- 教員奨励研究事業
- 埼玉大学教育学部附属小学校及び附属中学校との連携
- 田舎教師育成塾事業\*
- 学校における業務の改善

### (3) 学校の再編成

子どもたちが集団の中で多様な考えに触れ、お互いに切磋琢磨しながら成長できる環境づくりを目指し、学校の再編成を実施します。

#### 【主な事業】

- 羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針に基づく学校の再編成

### (4) 学校施設・設備の計画的な改修

子どもたちの学習効果を高め、安心して学校生活を送ることができるように、老朽化した教育施設・設備の改修を計画的に実施します。

#### 【主な事業】

- 施設・設備の計画的な改修事業

**(5) 学校教育における食育の推進**

各小・中学校において、子どもたちや保護者を対象に、栄養教諭が中心となり、朝食をはじめとする食事を摂取することの重要性や栄養バランスなど、食に関する指導を実施します。

また、地産地消を推進し、郷土食豊かな献立による安全で安心な学校給食を提供します。

更に、「海外姉妹都市給食\*」の提供を行い、食文化の違いを体感することで、国際感覚を養成します。

**【主な事業】**

- 食育指導の実施
- 地産地消を推進した安全で安心な給食の提供
- 季節感をもった献立作り事業

**(6) 学校・家庭・地域が三位一体となった学校づくり**

学校の授業公開や広報活動を積極的に行い、また、ともにつくる学校行事、地域行事を充実させ、家庭と地域が一体となった学校づくりを行います。特に、羽生市学校運営協議会\*委員、学校応援団\*との協力を強固なものとし、学校経営、学習支援、環境整備などを充実させ、三位一体となった学校づくりを推進します。

**【主な事業】**

- 学校運営協議会による家庭と地域が一体となった学校づくり
- 羽生市地域人材による学校支援事業

**(7) 英語力の向上**

「令和2年度新学習指導要領」の小学校全面実施に伴う小学校中学年の外国語活動、高学年の外国語科の導入にあたり、子どもたちの英語力を向上させるため、ALTの充実などの英語教育推進事業、地域ぐるみで英語教育を推進する村君地区英語村推進事業、英語検定料補助による英語力向上を図ります。

**【主な事業】**

- 英語教育推進事業（ALTの充実）
- 村君地区英語村推進事業
- 英語検定料補助事業

**□ 目標指標**

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
埼玉県学力学習状況調査（小4から中3までの国、算・数、英の正答率）（英は中2、中3実施）	県平均正答率との差 (小一国と算の合計 中一国と数と英の合計)	小 +1.0 中 -3.9	小 +2.0 中 ± 0
学校応援団等参加人数（人）	学校応援団、学校運営協議会等参加延べ人数	26,462	27,000
英語検定3級以上の取得者の人数割合（%）	中学校3年生の英語検定3級以上の取得者の割合	20.0	50.0

**□ 市民の役割**

- ・各家庭における家庭学習の定着、規則正しい生活習慣の確立が望れます。
- ・学校運営協議会や学校応援団への参加が望れます。

## ■ 関係計画等

- ・羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針（令和4（2022）年3月策定）
- ・第2期羽生市教育振興基本計画（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）

## 2-4 高等教育機関等との連携 ー専門的教育力を生かすまちをつくりますー

### □ 施策の目的

市内にある高等教育機関等と小・中学校との連携をより一層深めることで、子どもたちの学びの場を広げます。

また、学んだ成果を発表できる場を提供するとともに、高等学校や大学において市民が参加できる開放講座を開設するなど、専門的教育力を有効活用することで、教育力を向上させます。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

本市には、短期大学と特色ある県立高校が5校あり、小・中学校や地域などでは、それらの高等教育機関等と連携を図っています。

前期基本計画中の具体的な取組としては、「羽生市学びあい夢プロジェクト事業\*」を推進し、合同出前授業やふれあい学習等の活動を通して、子どもたちの学びの場を広げ、健やかな成長につなげました。

また、「子ども大学はにゅう\*」では、市内小学4年生から6年生までを対象に、「生き方学・はてな学・ふるさと学」をテーマとして羽生の文化や産業の歴史等を学ぶ体験型の講座を行うとともに、異年齢交流事業として卒業生をサポーターに迎え、実施内容の充実を図っています。

専門教育の連携・促進として実施した高校生インストラクター講座\*では、高校生が講師となり、地域の方々を対象とした講座を主体的に企画・立案することで、地域社会への積極的な参画意識を醸成するとともに、高校生の持つ活力や学校生活及び部活動で培った知識や経験、技術を還元し、地域活性化を図っています。

更に、埼玉純真短期大学との間では、平成26（2014）年11月に締結した「地域連携協力に関する協定\*書」に基づき、より充実した連携事業に取り組んでいます。

一方、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2（2020）年1月以降は活動が制限され、多くの事業が中止や延期等を余儀なくされました。

今後は、新型コロナウイルス感染症対応の経験を生かし、今後の計画や事業を柔軟に立案・実施していく必要があります。

### □ 施策の課題

1	高等教育機関等と小・中学校の高度な連携
2	子どもたちが積極的に参加したくなる学びの場の提供
3	短期大学との協定を生かした連携

## ■ 主な取り組み

### (1) 学びの場の提供

市内にある短期大学、県立高校、中学校、小学校、保育所（園）、認定子ども園、幼稚園が連携し、継続して子どもたちの学びの場を提供し、健やかな成長につなげる「羽生市学びあい夢プロジェクト事業」を推進します。

また、大学教授など専門的な指導者から直接学ぶことで、子どもたちの知的好奇心を刺激する「子ども大学はにゅう」を市内関係機関と連携して展開します。

#### 【主な事業】

- 羽生市学びあい夢プロジェクト事業
- 子ども大学はにゅう実施事業

### (2) 専門的教育の連携・促進

高等教育機関等が持つ専門的な教育や施設を活用し、高校生インストラクター講座や短期大学のオープンカレッジ\*、特別支援教育支援相談事業などを開催します。

#### 【主な事業】

- 短期大学との協定を生かした連携事業
- 高校生インストラクター講座
- 特別支援教育支援相談事業

## ■ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
「子ども大学はにゅう」修了人数（人）	年間の修了人数	※14	40
高校生インストラクター講座開催数（講座）		※0	5

## ■ 市民の役割

- ・「子ども大学はにゅう」などの各種講座や交流事業へ積極的な参加が望れます。

## ■ 関係計画等

- ・第2期羽生市教育振興基本計画（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）

## 2-5 生涯学習の推進 ー誰もがいつでも学べるまちをつくりますー

### □ 施策の目的

誰もがいつでも学ぶことができ、生涯学習に取り組める環境づくりを進め、市民の自主・自立的な地域活動を支援するとともに、グローバル化に向けた国際理解教育に取り組み、様々な世代の市民が自由に楽しく学んだことを生かせる地域社会をつくります。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

本市では、市民が生涯にわたって学び続けられるよう、多様化した市民ニーズに応じた新しい講座を企画するなど、時代に即した学びの機会を提供するとともに、生涯学習活動を通して地域社会の中心となるリーダーを育成し、学びの循環に取り組んでいます。

また、誰もが安心して学ぶことができるよう、計画的に生涯学習施設の維持管理を実施しています。

図書館では、蔵書検索機能やホームページをリニューアルするなど、「調べる」という利用者のニーズに応えられるよう、サービスの充実に努めています。

前期基本計画期間中においては、公民館による各種主催講座や高齢者大学\*を開催し、誰もがいつでも学ぶことができる環境づくりを進めてきました。また、市民講師登録制度\*を開始し、生涯学習リーダーの育成を図っています。

学習成果を生かす機会の提供として、公民館まつり等の開催や文化団体への支援を行い、文化祭や舞台芸能発表会、郷土芸能発表会等の発表の場を提供し、図書館・郷土資料館では、児童文化講座やふるさと講座などを開催し、生涯学習の推進に努めています。

また、社会のグローバル化に対応するため、世界で活躍できるひとづくりを目指し、岩瀬英会話講座などを開催し、国際理解教育の推進を図っています。

一方、新型コロナウィルス感染症の流行により、令和2（2020）年1月以降は活動が制限され、多くの事業が中止や延期等を余儀なくされました。

引き続き、誰もが生涯にわたって学び続けられるよう、生涯学習の推進、生涯学習活動拠点の計画的な整備を進めていくとともに、新型コロナウィルス感染症対応の経験を生かし、計画や事業を柔軟に立案・実施していく必要があります。

### □ 施策の課題

1	市民の学習機会の充実
2	活動拠点の整備・充実
3	学習成果の発表の場や活用する機会の充実
4	図書館の充実
5	国際理解教育の推進

## ■ 主な取り組み

### (1) 生涯学習リーダーの育成

市民の多様な生涯学習活動を支援するため、多世代が参加し、交流できるように講座内容を充実させます。

また、市民自らが先頭に立ち、学びの循環を促進できるよう、市民が主体的に講座やイベントの企画運営に参画できる仕組みづくりのため、「市民講師登録制度」を活用するなど、生涯学習リーダーの育成を支援します。

#### 【主な事業】

- 文化教養講座の開催
- 健康づくり講座の開催
- 市民講師登録制度の活用

### (2) 活動拠点の整備

生涯学習活動の拠点である、公民館、図書館・郷土資料館及び産業文化ホールを適切に維持管理するため、計画的に工事や修繕を行い、生涯学習に取り組める環境づくりを推進します。

また、障がいのある方も安心して利活用できるよう、バリアフリー<sup>\*</sup>化へ対応していきます。

#### 【主な事業】

- 生涯学習施設改修整備事業

### (3) 学習成果を生かす場の提供

公民館まつりや文化団体の活動において、サークル活動等で作成した作品の展示や各種団体の舞台発表の場を設けるなど、多くの人が学習成果を表現できる場を提供します。

また、自ら講師などとして活躍できる場を提供し、学んだことの成果を生かすことのできる機会をつくります。

#### 【主な事業】

- 公民館まつりの開催
- 文化団体支援事業

### (4) 図書館の充実

生涯を通して学ぼうとする市民のニーズに応えるため、地域の資料をはじめ、様々な分野の資料の収集や保管、提供に努めます。

また、憩いの場として利用しやすい施設となるよう、図書館サービスの充実を図ります。

#### 【主な事業】

- 蔵書の充実
- 映画会・大人のためのおはなし会の開催

### (5) 国際理解教育の推進

社会のグローバル化に対応するため、地域における英語教育の推進などを通じ、世界で活躍できる人づくりを目指します。

#### 【主な事業】

- 岩瀬英会話講座の開催
- 村君地区英語村推進事業
- 国際化推進員の設置

## □ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
公民館利用者数（人）	各公民館利用者数の合計	※52,164	125,000
公民館登録サークル・団体数（団体）	各公民館の登録サークル・団体数の合計	263	300
図書館等来館者数（人）	図書館・郷土資料館の来館者数	※81,632	120,000
図書貸出冊数（冊）	一般・児童・雑誌の貸出冊数	※215,722	240,000

## □ 市民の役割

- ・公民館等の講座やサークル活動への積極的な参加が望れます。
- ・生涯学習リーダーや講座の講師として、自らの学びを地域に還元することが望れます。
- ・学習の場、憩いの場として図書館を利用するが望れます。

## □ 関係計画等

- ・第2期羽生市教育振興基本計画（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）
- ・第3次羽生市子ども読書推進計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）
- ・第2次羽生市立図書館運営基本計画（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）

## **政策3 福祉・健康**

**～元気で助け合えるまちをつくる～**

## 3-1 地域福祉の推進 ー誰もが地域で健やかに暮らせる助け合いのまちをつくりますー

### □ 施策の目的

誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるよう、地域における助け合い・支え合いなど、地域共生社会<sup>\*</sup>の実現に向けた地域づくりと包括的な支援体制の構築を推進します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

誰もが安心して地域で暮らしていくためには、一人ひとりの状況に応じた支援が必要です。また、近年の多様化・複雑化・複合化した地域社会の課題に対応するため、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、包括的に支援することが重要になっています。そのためには、関係機関や団体等が連携し、情報共有によるネットワーク化を図りながら、適切なケアマネジメントを行うとともに、市民や企業等による公的制度以外のサービスも含め、多様な主体による支え合い活動を推進していく必要があります。

前期基本計画期間中には、地域の担い手となる各種サポーターやボランティアリーダーの育成を行うとともに、地域活動やボランティア活動に関する情報共有を行い、地域での支え合い・声かけの重要性をより多くの市民に理解してもらえるように周知・啓発を進めました。

これまで平成28（2016）年3月に策定した「第2期地域福祉計画及び地域福祉活動計画」に基づき、計画の推進や各事業の取組を行い、安全・安心に暮らせる環境を充実させてきました。

また、地域包括支援センター<sup>\*</sup>や子育て世代包括支援センターなどにおける相談体制を充実させ、地域包括支援体制<sup>\*</sup>を構築しました。

更に、災害時に高齢者や障がいのある方の避難等が円滑に行えるよう、避難行動要支援者<sup>\*</sup>名簿を整備するとともに、支援者による平常時の見守り強化のため、同名簿への登録制度を推進しました。

今後も課題を抱える個人や世帯は増加すると見込まれるため、「改正社会福祉法」等を反映した「第3期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」（令和4年（2022）年3月策定）を着実に進め、地域共生社会づくりを推進します。

### □ 施策の課題

1	意識啓発と担い手づくり
2	助け合い・支え合いの仕組みづくり
3	安全・安心に暮らせる環境づくり
4	サービスを適切に受けられる相談体制の充実

## ■ 主な取り組み

### (1) 意識啓発と担い手づくり

羽生市社会福祉協議会と共に、「地域福祉計画及び地域福祉活動計画」の意義や重要性を市民に周知し、適切な情報提供と意識啓発を行います。

また、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員と連携し、地域の担い手づくりや地域活動リーダーの育成を進めます。

#### 【主な事業】

- 「地域福祉計画及び地域福祉活動計画」の周知
- 情報提供の充実
- 人材育成の推進

### (2) 助け合い・支え合いの仕組みづくり

自助・共助を推進するため、近所や地域で助け合い、支え合う関係を築く取組を支援し、地域の多世代が交流を深めることができる場所づくりと、地域の見守り活動を推進します。また、全ての世代で活用できる新しい地域包括支援体制の仕組みづくりを進めます。

#### 【主な事業】

- 近所づきあいの促進と地域活動の促進
- 地域見守りネットワークの構築
- 地域包括支援体制の構築

### (3) 安全・安心に暮らせる環境づくり

誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らし、健康で生きがいのある日常生活が送れるよう、保健・医療・介護の体制を整備するとともに、公共施設・交通環境などのバリアフリー化を推進します。

また、自治会や民生委員・児童委員による地域の見守りと声かけ等で地域のつながりを強化し、災害などの緊急時に要支援者への対応ができる体制づくりを支援します。

#### 【主な事業】

- 健康づくり・生きがいづくりの充実
- 避難行動要支援者の個別避難計画の作成推進と管理

### (4) 保健福祉サービスを適切に受けられる体制づくり

生活困窮者、ひとり親家庭、引きこもり、ケアラー・ヤングケアラー\*など様々な困難を抱える市民を早期に発見し対応するため、包括的な相談支援体制を充実させます。また、複雑・多様な社会保障制度や保健福祉サービスを市民が適切に利用できるように、情報提供機能を充実させます。

地域の中での身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動を支援し、連携を更に強化します。

#### 【主な事業】

- 相談支援体制の充実
- 民生委員・児童委員協議会活動への支援

## □ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
ボランティア登録団体数（団体）	社会福祉協議会への登録団体数	43	50
地域見守りネットワーク協定締結事業所数（事業所）	日常業務内での見守りについて協定を締結している事業所数（累計）	41	45
民生委員・児童委員の定足率（%）	民生委員・児童委員の定数に対する充足率	99.0	100.0

## □ 市民の役割

- ・地域福祉に対する理解を深め、地域社会の一員であるという自覚を持つことが望まれます。
- ・地域における福祉活動の担い手になることが望れます。
- ・保健福祉サービスの適切な利用が望れます。

## □ 関係計画等

- ・第3期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画  
(令和4（2022）年度～令和8（2026）年度)
- ・第8期羽生市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画  
(令和3（2021）年度～令和5（2023）年度)
- ・第3期羽生市障がい者計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）
- ・第6期羽生市障がい福祉計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）
- ・第2期羽生市障がい児福祉計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）
- ・第2期羽生市子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）
- ・第3次羽生市健康づくり計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）



移動販売



民生委員・児童委員の定例会

## 3-2 障がい者支援の推進 ー障がい者が安心して暮らし働くまちをつくりますー

### □ 施策の目的

障がいのある方もない方も、誰もがお互いに人格や個性を尊重しながら、地域の中で共に暮らせる共生社会を目指し、障がいのある方が社会の一員として安心して暮らし、働くまちを実現します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

本市の障害者手帳等の所持状況は、令和3（2021）年3月末現在、身体障害者手帳1,646人、療育手帳528人、精神障害者保健福祉手帳439人、自立支援医療（精神通院）利用者805人となっており、手帳等の所持者は年々増加傾向にあります。

平成30（2018）年4月には、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がい者（児）が個人の尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むため、必要な障がい福祉サービスや地域支援事業の提供等を実施しています。

本市においても、障がい者支援を推進するため、広報誌等による理解促進や「羽生市障がい者計画」等の策定・推進、「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」の周知・啓発に取り組んでいます。

また、障がい福祉サービスについても適正に実施するとともに、相談支援事業や就労支援事業を推進することで、より一層の充実に努めています。

前期基本計画中には、「第6期羽生市障がい福祉計画」・「第2期羽生市障がい児福祉計画」を策定し、令和3（2021）年度から3年間の福祉サービスの見込みや確保方策の目標を設定し、支援を行いました。

また、行田市、加須市と共同で、北埼玉地域障がい者支援協議会\*を開催し、地域課題や取組状況の確認、障害者差別解消に関する調査報告を行いました。

相談支援事業を障がい者支援を行う社会福祉法人に委託することにより、相談支援体制の充実が図られましたが、今後の更なる相談支援体制の強化や整備をするにあたり、基幹相談支援センター\*の設置について検討する必要があります。

#### 「障がい」の表記について

本市では、「障害」の「害」という字が与える印象を考慮し、法令等で定められている項目や固有の名称を除き「障がい」とひらがなで表記します。

### □ 施策の課題

1	障がい者への理解促進
2	障がい者の権利擁護
3	相談支援体制の充実
4	雇用や就労の促進
5	障がい者の社会参加への支援

## ■ 主な取り組み

### (1) 障がい者への理解促進

様々な障がいについて、正しく理解し、障がい者への差別や偏見をなくすよう啓発を進め、障がい者が地域の中で自分らしく、安心して暮らすことができるよう支援します。

#### 【主な事業】

- 広報誌やホームページを活用した広報・啓発
- 「羽生市障がい者計画」、「羽生市障がい福祉計画」及び「羽生市障がい児福祉計画」の周知

### (2) 障がい者の権利擁護

「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」の周知・啓発を図り、差別や虐待を防止します。

また、差別や虐待についての相談窓口及び差別事例の共有化や紛争解決を図るための障害者差別解消支援地域協議会<sup>\*</sup>の適切な運営、障がい者の権利を守るため「成年後見制度<sup>\*</sup>」の普及・啓発を行います。

#### 【主な事業】

- 「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」の周知・啓発
- 相談窓口の運営
- 障害者差別解消支援地域協議会の運営
- 成年後見制度利用支援事業

### (3) 総合的な相談体制の充実と福祉サービスの推進

障がいについての様々な相談に適切に対応できるよう、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

また、障がい者が地域で安心して生活ができるよう各種サービスを提供します。

#### 【主な事業】

- 障がい者生活支援センター<sup>\*</sup>相談事業
- 障がい福祉サービスの提供
- 福祉手当等の支給

### (4) 就労に向けた支援の強化

障がい者就労支援センター<sup>\*</sup>の活動を充実させるとともに、ハローワークや障がい者の就労支援機関と連携し、障がい者の就労の促進や定着を図ります。

#### 【主な事業】

- 障がい者就労支援センター相談事業
- 障がい者支援協議会就労部会<sup>\*</sup>の開催
- 就労系福祉サービスの提供

**(5) 社会参加の促進**

障がい者が地域の中でいきいきと生活できるよう、外出支援やスポーツ・レクリエーション、文化活動への参加を促進します。

また、障がい者団体やボランティア団体と連携し活動を支援します。

**【主な事業】**

- 地域生活支援事業\*
- 障がい者団体等への活動支援
- 障がい者スポーツ大会の開催

**□ 目標指標**

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
障がい者就労支援センターの支援による就労者数 (就労継続支援A型*含)（人）	1年間の就労者数	21	25
日中活動系サービス*利用者数（人）	1年間の利用者数	367	330
地域生活支援事業利用者数（人）	1年間の利用者数	※1,436	1,770

**□ 市民の役割**

- ・障がい者に対する理解を深めることが望されます。
- ・障がい者の社会参加への支援が望されます。

**□ 関係計画等**

- ・第3期羽生市障がい者計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）
- ・第6期羽生市障がい福祉計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）
- ・第2期羽生市障がい児福祉計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）
- ・第3期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画  
(令和4（2022）年度～令和8（2026）年度)



大天白神社「藤の花」



羽生駅東口

## 3-3 高齢者支援の推進 ー高齢者が安心して暮らせるまちをつくりますー

### □ 施策の目的

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターをはじめとする総合相談体制の充実を図り、引き続き、医療・介護・予防・生活支援・住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図ります。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

本市の高齢者人口は年々増加傾向にあり、高齢化率は令和4（2022）年3月現在で30.5%となっています。これは、平成29（2017）年11月現在と比べ2.6ポイント上昇し、約1,000人増加しています。また、本市で行っている高齢者関係調査では、75歳以上の単身高齢者等の増加傾向もみられ、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる体制づくりが更に必要とされています。

前期基本計画期間中には、平成29（2017）年4月に市内3か所に地域包括支援センターを設置し、高齢者等の総合相談を行い、支援や啓発を行ってきました。

また、地域での支え合いや介護予防に関する取組として、生活支援活動拠点\*を8か所設置し、市内8地区38か所で実施されている、いきいき百歳体操の活動支援を行っています。更に、医療・介護連携事業を促進し、地域包括ケアシステムの深化に取り組んでいます。

一方、令和2（2020）年1月からの新型コロナウイルス感染症の流行により活動が制限され、多くの事業の中止や延期等を余儀なくされました。

少子高齢化はますます進展していくと予測されているため、「第8期羽生市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険制度の健全かつ安定的な運営と更なる地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む必要があります。また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を生かし、今後の計画や事業を柔軟に立案・実施していく必要があります。

### □ 施策の課題

1	高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる仕組みづくり (地域包括ケアシステムの深化)
2	高齢者の権利擁護と虐待防止（虐待の早期発見と迅速な対応）
3	高齢者が生きがいを持ちながら活躍できる場づくり
4	高齢者の健康や生活機能の維持・向上及び支援体制づくり

## ■ 主な取り組み

### (1) 地域包括ケアシステムの深化

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年までに、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしをいつまでも続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいを一体的に提供する、地域包括ケアシステムの深化を図ります。

#### 【主な事業】

- 在宅医療・介護連携推進事業
- 生活支援体制整備事業
- 認知症初期集中支援事業
- 各種高齢者見守り事業（高齢福祉サービス、消費者被害防止事業等）

### (2) 高齢者の権利擁護の推進

高齢者の権利を守るため、「成年後見制度」の普及・啓発を行います。また、多様な見守り活動、生活相談、ネットワーク会議の充実を図りつつ、関係機関との連携強化を行いながら、高齢者虐待の早期発見及び迅速な対応により、虐待防止を図ります。

#### 【主な事業】

- 成年後見制度普及啓発事業
- 虐待防止ネットワーク<sup>\*</sup>事業（総合相談事業、虐待ネットワーク会議等）

### (3) 高齢者の活躍の場づくりの推進

高齢者が生きがいを見つけ、地域の一員として社会に参画し活躍できるように支援します。また、地域での高齢者の交流や市民の主体的な介護予防への取組を支援します。

#### 【主な事業】

- 老人クラブ支援事業
- 地域介護予防ボランティア養成事業
- シルバー人材センター<sup>\*</sup>就労促進事業
- 高齢者大学事業

### (4) 高齢者の健康や生活機能の維持・向上及び支援体制づくり

高齢者がいつまでも健康を維持し、住み慣れた地域で生活ができるように、要介護状態にならないためのフレイル<sup>\*</sup>予防・介護予防事業を推進します。また、理学療法士、薬剤師等の専門職が参加する地域ケア会議<sup>\*</sup>（自立支援型）を定期的に開催し、高齢者の生活機能の維持・向上及び自立のための支援体制を確立します。

#### 【主な事業】

- いきいき百歳体操普及事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- 地域ケア会議（自立支援型）事業
- 健康体操事業

## □ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
第1号被保険者の要介護（要支援）認定率（%）	第1号被保険者認定者数／第1号被保険者数 ※値の上昇を目指値内に抑える	15.6	17.0
生活支援活動拠点の数（箇所）	生活支援活動拠点の設置数（累計）	8	14
いきいき百歳体操参加者数（サポートー含む）の高齢者人口に占める割合（%）	参加者数／65歳以上人口	7.9	10.0

## □ 市民の役割

- ・地域での支え合いや介護予防に関する地域の取組に関心を持ち、自分のできる範囲で参加することが望れます。
- ・支援を必要としている高齢者等を地域全体で見守ることが望れます。
- ・高齢者は長年培ってきた知識や経験を生かし、地域での活動に積極的に参加することが望れます。

## □ 関係計画等

- ・第8期羽生市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画  
(令和3（2021）年度～令和5（2023）年度)
- ・第3期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画  
(令和4（2022）年度～令和8（2026）年度)



いきいき百歳体操



郷土料理「いがまんじゅう」作り

## 3-4 健康づくりの推進 ー誰もが健康に過ごせるまちをつくりますー

### □ 施策の目的

「生涯を 笑顔で 楽しく 健康に！」を基本に、市民一人ひとりが主体となって、健康寿命\*の延伸のために正しい生活習慣を身につけ、生涯にわたり健康な生活が送れるまちをつくります。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

急速な高齢化と生活様式や社会環境の変化に伴い、がん、循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病が増えています。また、令和2（2020）年1月から流行した新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控えたことによる「健康二次被害\*」も問題となっています。

前期基本計画期間中には、健康意識を高めるため、新型コロナウイルス感染症流行下においても市民が楽しみながら健康づくりに参加できる健康チャレンジ事業を推進し、生活習慣病の予防対策としては、市民への情報提供や健康相談を実施しました。また、疾病の早期発見・早期治療のため、各種健（検）診等を行ってきました。

乳幼児の健全発達の支援強化を目的に「子育て世代包括支援センター」を設置し、乳幼児の健康状態を把握し、疾病の早期発見・早期治療・早期療育につなげるための支援や、乳幼児期の養育環境を整えるための規則正しい生活習慣の普及に努めました。

また、令和4（2022）年3月に、社会情勢に応じて見直しを行った「第3次羽生市健康づくり計画」に基づき、健康づくり施策に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、集団での健康教育講座等の開催が出来ない状況となりましたが、その経験も生かした柔軟な計画や事業を立案し実施していく必要があります。

### □ 施策の課題

1	健康意識の醸成
2	疾病予防対策や保健サービスの推進
3	健康づくりを支える環境づくり
4	生活習慣病の発症と重症化の予防
5	乳幼児の健全な発達の支援

### □ 主な取り組み

#### （1）健康増進事業の推進

市民の健康づくりの支援体制を整え、健康づくりを支える人材を育成し、市民が楽しみながら参加できる事業を推進します。

##### 【主な事業】

- 健康チャレンジ事業
- 食生活改善推進員育成支援事業
- 健康運動普及推進員育成支援事業

## (2) 感染症予防対策の推進

新型感染症の予防対策について、関係機関と連携して推進します。また、定期予防接種や任意接種による感染症予防も引き続き推進します。

更に、動物由来感染症についても注意喚起を行います。

### 【主な事業】

- 新型感染症予防対策事業
- 定期予防接種及び任意予防接種事業
- 小児インフルエンザ助成事業
- 免疫消失任意予防接種事業
- 動物由来感染症の予防事業

## (3) 各種健（検）診事業の実施

生活習慣病などによる疾病の早期発見・早期治療のために、国民健康保険被保険者の特定健診査や後期高齢者医療被保険者の健康診査及びがん検診や成人歯科健診など、各種健（検）診事業を実施します。

また、市民が自ら健康管理できるよう、受診しやすい体制を整えます。

### 【主な事業】

- 特定健康診査（国民健康保険制度）
- 健康診査（後期高齢者医療制度）
- 基本健康診査
- 人間ドック等助成事業（国民健康保険制度・後期高齢者医療制度）
- 各種がん検診・ピロリ菌検査
- 成人歯科健診
- 骨粗鬆症予防健診

## (4) 生活習慣病等の予防対策の推進

生活習慣による疾病の発症や重症化の予防、心の健康を維持するための各種健康講座の開催や健康相談を実施します。

また、食を通じて健康ながらだや豊かな心を育む食育の推進と歯と口の疾病予防のための事業の充実を図ります。

### 【主な事業】

- 各種健康講座
- 調理実習など食育の推進事業
- 健康運動教室などの運動普及事業
- こころの健康相談

## (5) 乳幼児の健全な発育発達の支援

乳幼児期からの健全ながらだと心の育成のため、乳幼児健診や相談の充実を図ります。また、関係機関と連携し、適切な支援を実施します。

### 【主な事業】

- 乳幼児健診事業
- 赤ちゃん訪問事業
- 乳幼児健全発達事業

## □ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
健康づくり事業・教室への参加人数（人）		※7,746	13,000
特定健康診査受診率（%）	受診者数／国保加入者のうち特定健康診査の対象者数	38.3	60.0
健康寿命（年）	65歳に達した人が健康で自立した生活を送ることが出来る期間	男性 17.38 女性 20.85	男性 18.0 女性 21.0

## □ 市民の役割

- ・ライフステージ\*に合わせた生活習慣を身につけることが望れます。
- ・定期的に健（検）診やがん検診などを受診し、自分で健康管理をすることが望れます。
- ・感染症から身を守り、感染拡大予防に努めることが望れます。
- ・自ら積極的に健康づくりに取り組むことが望れます。

## □ 関係計画等

- ・第3次羽生市健康づくり計画（令和4（2022）年度～令和8年度（2026）年度）
- ・羽生市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27（2015）年3月策定）
- ・第3期特定健康診査等実施計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）
- ・第2期羽生市国民健康保険保健事業実施計画  
(平成30（2018）年度～令和5（2023）年度)
- ・第2期羽生市子ども子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）



ウォーキングで健康づくり



はにゅうすくすく（子育て世代包括支援センター）

## 3-5 スポーツの振興 ーあらゆる世代がスポーツに親しむまちをつくりますー

### □ 施策の目的

誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、元気で楽しくスポーツに親しむことができる環境をつくり、市民の体力増進と健康保持を目指します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、様々なスポーツに触れる機会が増え、市民のスポーツ活動に対する意識が高まり、そのニーズも多様化しています。

本市では、少子高齢化や人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症の流行により、スポーツ団体登録者数は減少しているものの、スポーツ活動をする市民の割合は一定の水準を維持しています。

前期基本計画期間中の取組としては、様々な種目のスポーツ大会やスポーツ教室を開催するとともに、多くの市民にスポーツ・レクリエーションを生活の一部として取り入れてもらえるよう、年齢や体力に関わらず親しめる、フロアカーリングをはじめとしたニュースポーツ\*の普及を図りました。

スポーツ施設等については、市体育館及び中央公園等の管理運営に指定管理者制度を導入し、民間活力による効果的かつ効率的な施設運営により、スポーツ人口の増加を図りました。

平成22（2010）年度から取り組んでいるトップアスリート育成事業では、未来のトップアスリートの輩出を目指し、継続して実施してきたことから一定の成果を得ることができました。

一方、令和2（2020）年1月からの新型コロナウイルス感染症の流行により活動が制限され、多くのスポーツイベントや事業が、中止又は延期等を余儀なくされました。

今後も、様々な競技スポーツの振興や子どもから高齢者までが楽しめるニュースポーツの普及等により、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を充実させていきます。また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を生かし、スポーツイベントや事業を柔軟に立案・実施していく必要があります。

### □ 施策の課題

1	市民がスポーツに親しめる環境づくり
2	市民へのスポーツ・レクリエーション機会の拡充
3	スポーツ・レクリエーション団体の活動支援
4	優秀なスポーツ選手の育成による競技力の向上とスポーツ意欲の高揚

## ■ 主な取り組み

### (1) スポーツに親しめる環境づくり

市体育館等スポーツ施設の計画的な修繕を実施し、安全で利用しやすい施設を維持します。また、指定管理者との協働により、利用者サービスの向上を図り、生涯スポーツ活動の拠点として、親しまれる施設運営を推進します。小・中学校体育施設の開放事業を継続し、地域住民が気軽にスポーツに親しめる場を提供します。

#### 【主な事業】

- 市体育館維持管理事業
- スポーツ施設等維持管理事業
- 学校体育施設開放事業

### (2) スポーツ・レクリエーション機会の拡充

市民の健康・体力の保持増進を図るため、市が主催するスポーツ大会等の事業を充実させるとともに、指定管理者の持つノウハウを活用し、スポーツスクールや多種多様なスポーツ事業、新たなスポーツイベントの企画・開催等を通して、スポーツ人口の増加を図ります。

また、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもできるニュースポーツとして、フロアカーリングに加え、新たな種目の普及に向け、地域への出前教室等を充実させます。

#### 【主な事業】

- スポーツ大会等実施事業
- 新たなスポーツイベントの企画
- ニュースポーツ普及事業
- スポーツスクール事業

### (3) スポーツ・レクリエーション団体の活動支援

体育協会をはじめとする各種スポーツ・レクリエーション団体への補助・後援等を継続するとともに、インターネット等を活用して各団体の活動状況を市民に情報発信するなど、引き続きその活動を支援します。

また、団体の活動を支える指導者的人材確保及び育成を支援します。

#### 【主な事業】

- スポーツ活動団体支援事業
- スポーツ指導者支援事業

### (4) 優秀なスポーツ選手の育成

市民のスポーツに対する意欲を高め、市民に夢を与えられるよう、指定管理者と連携してプロチーム等によるスポーツ教室を開催し、優秀なスポーツ選手の育成を目指します。

また、子どもたちがトップレベルの選手等のプレー・指導を間近で体感できる機会を提供し、競技力の向上を図るとともに、指導者講習会を開催することにより、指導者の資質や技術の向上に取り組みます。

#### 【主な事業】

- トップアスリート育成事業

## □ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
週1回以上スポーツ（ウォーキングや体操を含む。）をする18歳以上の市民の割合（%）	市民アンケート・市民意識調査	41.0	50.0
市内体育施設等の利用者数（人）	市体育館・中央公園・小中学校開放・各地区グラウンド等の利用者数	※185,020	280,000
各種スポーツ教室への参加者数（人）	スポーツスクール・出前教室・トップアスリート育成事業等への参加者数	※251	1,000
スポーツ団体登録者数（人）	市のスポーツ団体への登録者数（延べ）	3,245	3,245

## □ 市民の役割

- ・日常的にスポーツや運動に取り組み、健康・体力の保持増進に努めることができます。
- ・スポーツ大会、スポーツ教室等への参加や身近なスポーツ施設等の利用など、気軽にスポーツに触れることができます。

## □ 関係計画等

- ・第2期羽生市教育振興基本計画（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）
- ・第2期羽生市スポーツ推進計画（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）
- ・第3次羽生市健康づくり計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）
- ・第3期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画  
(令和4（2022）年度～令和8（2026）年度)



さわやかマラソン



サイクリングロード（利根川自転車道）

## 3-6 社会保障の適正運用 －社会保障が適正に受けられるまちをつくります－

### □ 施策の目的

社会経済情勢が中長期的に変化する中にあっても、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、生活保護等の公的社会保障制度を適正に運用し、市民が健やかで安心できる生活を支えています。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

少子高齢化が急速に進展する中、本市予算においても社会保障諸制度の運用に係る歳出が大きな割合を占めるようになってきています。また、令和2（2020）年1月からの新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、経済的な支援を必要とする方が増加しています。

国民健康保険では、平成30（2018）年度から県と市を共同保険者とする制度が始まり、運営の安定化を進めており、令和9（2027）年度を目途に県下での運用基準が統一される予定です。また、マイナンバーカードと被保険者証の連携が開始されました。

後期高齢者医療制度では、団塊の世代が75歳を迎え、国民健康保険制度からの移行がピークとなる令和7（2025）年が迫っており、医療費の増加の抑制や高齢者の医療と介護の一体化事業の推進が求められています。

介護保険事業では、令和3（2021）年度に策定した「第8期羽生市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者の尊厳と自立支援を目的とした包括的な支援を推進しています。

国民年金制度は、法定受託事務として日本年金機構と連携しながら適正な運用に努めています。

生活保護制度等については、景気の低迷、高齢化、新型コロナウイルス感染症の流行等によって保護率が上昇する中、生活困窮者自立支援制度による支援の強化を進めています。また、貧困の状況にある子どもに対する環境整備と教育の機会均等を図っています。

今後も各制度の適切な運用により市民の生活を支えるとともに、健康増進による医療費増大の抑制や保険料等の適正な賦課徴収などにより、安定した制度運営を図っていきます。

### □ 施策の課題

1	国民健康保険、後期高齢者医療制度の安定した制度運営
2	介護保険制度の適正運用
3	生活困窮者の自立支援の促進

## ■ 主な取り組み

### (1) 国民健康保険及び後期高齢者医療の適正運用と国民年金制度の周知・相談

国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、被保険者の健康の維持増進を図るため、一人当たりの医療費を抑制しつつ、適正な保険給付と効果的な保健事業を実施していきます。また、制度の健全な運営と税負担の公平性を確保するため、国民健康保険税の収納率向上を目指します。

国民年金制度については、日本年金機構と連携し、制度内容の周知と啓発に努めます。

#### 【主な事業】

- 国民健康保険事業
- 後期高齢者医療制度
- 国民年金制度の周知・相談事業

### (2) 介護保険の適正運用

介護保険事業計画に基づき、地域ケア会議によるケアプランの適正化や給付適正化事業を推進するなど、介護保険制度の健全な運営を行います。

また、保険者として事業所に対する助言・指導等を行うとともに、地域密着型サービスに関する適切な指導・監督を行います。

#### 【主な事業】

- 介護保険事業

### (3) 生活困窮者の適正な支援

生活に困窮する市民からの相談に適切に対応し、相談者の困窮度に応じた生活困窮者自立支援事業や生活保護事業による必要な支援を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。

また、就労可能な方に対しては、関係機関と連携して就労を促進し、更に貧困の状況にある子どもに学習支援等を行うなど、自立に向けた事業を実施します。

#### 【主な事業】

- 生活困窮者自立支援事業
- 生活保護事業
- 就労支援事業

## ■ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
国民健康保険税の現年度課税分収納率（%）		93.8	94.3
介護保険料の現年度賦課分収納率（%）		99.3	99.0
生活保護の就労率（%）	就労可とされた受給者が就労している割合	48.0	50.0

## ■ 市民の役割

- ・各保険加入者は、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を、納期限内に納付することが望まれます。
- ・介護保険加入者は、介護保険料を納期限内に納付することが望されます。
- ・就労可能な方は、就労により、自立に向けて努力することが望されます。

## ■ 関係計画等

- ・第3期特定健康診査等実施計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）
- ・第2期羽生市国民健康保険保健事業実施計画  
(平成30（2018）年度～令和5（2023）年度)
- ・第3期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画  
(令和4（2022）年度～令和8（2026）年度)
- ・第8期羽生市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画  
(令和3（2021）年度～令和5（2023）年度)

## **政策4 安全・安心**

**～いのちと暮らしを守るまちをつくる～**

## 4－1 防災対策の推進 ー災害に強いまちをつくりますー

### □ 施策の目的

自主防災組織の支援や地域別防災訓練などの実践による防災コミュニティづくりを推進するとともに、防災用品の備蓄や内水害対策、建築物や道路、上下水道管の耐震化など、災害に対する備えを充実させ、災害発生時の被害を最小限に抑えます。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

日本各地で自然災害が多発、激甚化し、防災・減災の必要性がますます高まっています。前期基本計画期間中においては、避難所開設訓練の実施やメール配信サービス等の防災情報発信の充実、利根川堤防強化事業や中川河道改修事業等の治水対策等、地域防災力の強化を進めてきました。

また、令和元（2019）年東日本台風を教訓に、避難所ごとの担当職員の配置や防災備蓄\*資機材の配備等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症に配慮した避難所開設訓練を実施しています。

更に、災害時の拠点を結ぶ道路ネットワークの整備や公共工事における耐震資材の使用等、公共施設の防災力の強化にも取り組んでいます。

令和4（2022）年度からは、3か年計画で防災行政無線\*のデジタル化を進めており、災害時に市民が迅速に判断し行動できるよう、スムーズな情報発信が可能となるシステムを導入していきます。

令和4（2022）年度に見直しを実施した「羽生市地域防災計画」に基づく防災対策を着実に実行するとともに、地域防災力を強化するため、自主防災組織や関係団体との更なる連携強化を図っていきます。また、流域治水対策や国・県との連携強化も必要です。

### □ 施策の課題

1	感染症や風水害の経験を踏まえた防災対策の推進
2	防災情報の迅速かつ的確な周知
3	利根川や中川の治水対策の推進
4	公共施設の防災力の強化

### □ 主な取り組み

#### (1) 「羽生市地域防災計画」の推進

「羽生市地域防災計画」に基づき、日頃から災害に対する備えを進めます。

また、災害に強いまちづくりを推進するため、国、県、防災関係機関、自主防災組織、消防団、ボランティア等との連携を強化し、防災体制の充実を図ります。

##### 【主な事業】

- 羽生市防災会議の開催
- 「羽生市地域防災計画」修正事業
- 防災備蓄品の確保

## (2) 地域防災力の強化

地域防災力の強化を図るため、日頃から防災意識の啓発、自主防災組織への支援、防災訓練の実施、防災備蓄の推進、避難施設・避難路等の周知と整備、更に近隣自治体や友好都市、民間企業等との災害応援協定\*の締結などに取り組みます。

### 【主な事業】

- 防災訓練の実施
- 自主防災組織支援事業
- 災害応援協定の締結

## (3) 防災情報発信の充実

防災行政無線のデジタル化に加え、メール配信サービスや防災アプリ等を活用した災害情報の提供により、市民へ防災に関する情報を迅速かつ的確に伝えます。

### 【主な事業】

- 防災行政無線デジタル化事業
- 防災行政無線管理運営事業
- 防災情報提供事業

## (4) 治水対策の推進

利根川の堤防強化事業及び中川の河道改修事業を支援します。

また、道路側溝の清掃など即効性のある対策を実施するほか、中長期的な対策として調整池等の整備や治水・流出抑制機能の保全や強化を図るなど、総合的な治水対策を推進します。

### 【主な事業】

- 利根川堤防強化事業
- 中川河道改修事業
- 流域治水事業（雨水貯留浸透施設整備）
- 内水害対策事業

## (5) 公共施設等の防災力の強化

災害時の拠点を結ぶ道路ネットワークの整備や建築物・上下水道管の耐震化など、災害に強いまちづくりを推進します。

### 【主な事業】

- 災害時の拠点を結ぶ道路ネットワークの整備
- 公共工事における施設等の耐震化

## □ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
防災訓練を実施した自主防災組織の数（団体）	自主防災組織74団体のうち防災訓練を実施した団体数	※17	74
災害応援協定の締結数（件）	近隣市町や友好都市、民間企業等との締結数（累計）	61	71

## □ 市民の役割

- ・防災に関する自助・共助の意識を持ち、行動することが望れます。
- ・訓練への参加や備蓄など、平時の備えを充実させることができます。

## □ 関係計画等

- ・羽生市地域防災計画（昭和55（1980）年3月策定）
- ・羽生市浸水対策基本計画（平成27（2015）年12月策定）
- ・羽生市雨水管理総合計画（平成30（2018）年3月策定）
- ・羽生市国土強靭化地域計画（令和3（2021）年3月策定）
- ・羽生市建築物耐震改修促進計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）



洪水を想定した避難訓練



利根川

## 4-2 消防・救急・救助体制の充実 ー火災や事故、急病時に頼れるまちをつくりますー

### □ 施策の目的

消防・救急・救助体制及び地域防災力を充実させ、総合的な消防防災対策の強化を図ることにより、火災や急病・事故等に迅速に対応し、市民の安全・安心を守ります。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

前期基本計画期間中には、火災をはじめとする災害に的確に対応するため、消防団において新たに配備した救助資機材の取扱い訓練を行うなど、地域防災力の向上を図りました。

火災予防事業では、広報誌やホームページを活用し火災予防について呼びかけるとともに、高齢者に対する住宅防火推進を図るため、住宅防火診断を実施するなど、火災予防の普及・啓発に取り組みました。

また、消防・救急・救助体制については、令和2（2020）年1月より流行した新型コロナウイルス感染症流行下においても隊員への感染防止対策を徹底し、迅速で連携の取れた適切な消防体制を維持することができました。

更に、消防団員の確保や消防センターの新築整備など、消防団の活動環境の向上を図りました。

また、傷病者搬送の体制を確保するため、高規格救急自動車\*の導入等、救急救命の充実・高度化に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症への対策として必要な資機材の整備を図りました。

今後とも、火災の発生防止と被害軽減を目指し、住宅用火災警報器の設置の促進をはじめ、防火対策の普及を図る必要があります。また、予防査察\*については、特定防火対象物を重点に置いた違反是正の推進と実施率向上に取り組みます。

引き続き消防需要に的確に対応するため消防力の充実を図り、市民の安全と安心を高める消防行政を展開します。

### □ 施策の課題

1	火災予防対策の充実
2	消防体制の充実
3	救急体制の充実
4	救助体制の充実
5	消防団体制の充実

## ■ 主な取り組み

### (1) 火災予防に関する意識啓発の推進

住宅用火災警報器の設置促進と適正な維持管理の啓発のほか、火災発生時における被害軽減を図るため、防災指導を継続的に実施します。

また、事業所等に対して予防査察を実施し、消防用設備等の設置指導や定期点検の実施などの防火安全対策の推進を図り、火災の発生減少と被害縮小に努めます。

#### 【主な事業】

- 住宅用火災警報器の設置促進と維持管理指導の実施
- 防災指導の実施
- 予防査察の実施と違反是正の強化

### (2) 消防体制の充実

消防職員の知識・技術の向上や、消防車両・資機材・装備の計画的な整備により、消防力の強化を図ります。

また、火災等の対応において必要な防火水槽・消火栓などの消防水利については、迅速かつ適切に使用できるよう維持管理するとともに充実を図ります。

#### 【主な事業】

- 消防職員の技術向上
- 消防施設設備の整備
- 消防水利の整備

### (3) 救急体制の充実

救急救命士を継続的に養成するとともに、「埼玉県救急医療情報システム\*」を活用し、医療機関との連携を強化することで、適切かつ迅速な救急体制の構築を図ります。

また、救命初期対応や救命率向上のため、市民や各種団体への普通救命講習会や応急手当普及員\*制度の周知・啓発を行い、救急医療体制の強化に向けた取組を行います。

更に、市民に向けて救急車の適正利用についての意識啓発を行います。

#### 【主な事業】

- 救急救命士の養成
- 広域連携による救急体制の構築
- 普通救命講習会の開催及び応急手当普及員の養成
- 救急車の適正利用についての意識啓発事業

### (4) 救助体制の充実

火災、交通事故、水難事故など、多岐にわたる災害に対応できる高度な技術と知識を習得した救助隊員を養成するため、研修機関での研修や各種資格・免許取得のために必要な講習等に、消防署員を継続的に派遣します。

#### 【主な事業】

- 救助資機材の整備
- 専門的な知識や技術を有する隊員育成
- 広域応援体制及び関係機関との連携強化

**(5) 消防団体制の充実**

消防団が迅速な活動が出来るよう、継続的に団員を確保し研修や訓練を行うことで、地域防災力の強化を図ります。

また、消防団員の出動手当等の処遇改善を行い、団員の確保と質の向上を通じて地域防災体制の一層の充実を図ります。

**【主な事業】**

- 消防団員の加入促進
- 消防団員の技術の向上
- 常備消防との連携強化

**□ 目標指標**

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
住宅用火災警報器の設置率（%）	標本調査	77.2	83.0
予防査察実施率（%）	実施数／防火対象物	6.8	30.0
	実施数／危険物施設	83.9	100.0
普通救命講習会受講者数（人）		※63	330

**□ 市民の役割**

- ・各家庭に住宅用火災警報器を設置することが望れます。
- ・普通救命講習会に積極的に参加することが望れます。
- ・救急車の適正利用が望れます。



消防団の訓練



消防本部

## 4-3 地域医療の充実 –誰もが安心して医療を受けられるまちをつくります–

### □ 施策の目的

市民が身近で医療を受けられ、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、かかりつけ医を中心とした在宅医療・介護連携を推進し、二次救急医療\*までを市内で対応できるような体制をつくります。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

高齢化が進む中、医療・介護需要の更なる増加が見込まれており、病気の発生直後の急性期から回復期、そして退院後の在宅医療へと適切な医療が切れ目なく提供できる体制の構築のため、利根保健医療圏（羽生市・行田市・加須市・久喜市・幸手市・蓮田市・白岡市・宮代町・杉戸町）において、圏域内に必要な病床計画等を検討してきました。

前期基本計画中においては、令和元（2019）年5月に羽生総合病院が新病院として開院しました。更に令和5（2023）年4月には、回復期から在宅復帰のための「回復期リハビリ」「地域包括ケア」病床の増床が予定されています。

また、かかりつけ医（医科・歯科）やかかりつけ薬局を持つ意識の啓発や休日当番医制度、小児医療を含む東部北地区二次救急病院群輪番事業\*、更に、地域医療体制の充実を図るため、地域の医療機関と羽生総合病院との連携を推進しています。今後、医師の高齢化や診療所の継承などの課題が見込まれ、次代の地域医療を担う人材の確保や育成・支援について検討を進めていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる中核病院の負担や新型コロナワクチン接種業務による地域医療機関への負担が増大した経験から、今後は、広域的な対策へ向けた地域医療体制の整備が求められます。

### □ 施策の課題

1	健康・医療・福祉施策の連携
2	かかりつけ医等の普及
3	休日・夜間等緊急時に身近で受診することのできる医療体制の確保
4	地域の医療機関と羽生総合病院との連携

### □ 主な取り組み

#### (1) 在宅医療の充実

かかりつけ医（医科・歯科）及びかかりつけ薬局の必要性に関する意識啓発を図るとともに、通院による治療が困難な高齢者や障がいのある方等のための在宅医療・歯科診療体制を整備します。

##### 【主な事業】

- かかりつけ医（医科・歯科）及びかかりつけ薬局の普及・啓発
- 在宅医療・介護連携推進事業

**(2) 当番医制度の継続実施**

休日や緊急時に身近で受診することができる医療体制を確保するため、休日当番医制度や小児医療を含む東部北地区二次救急病院群輪番事業を継続して実施します。

**【主な事業】**

- 休日当番医事業
- 東部北地区二次救急病院群輪番事業
- 大人・小児救急電話相談の普及・啓発

**(3) 地域医療機関と羽生総合病院との連携**

地域医療体制・救急医療体制の充実を図るため、地域の医療機関と羽生総合病院との連携を推進し、安心して医療を受けることができる体制の支援に取り組みます。新たな感染症対策への体制整備を行います。

**【主な事業】**

- 地域医療機関と羽生総合病院との連携推進
- 在宅医療・介護連携推進事業

**□ 目標指標**

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
かかりつけ医及びかかりつけ薬局を持つ市民の割合 (%)	市民アンケート・市民意識調査	医科 69.5 歯科 80.9 薬局 48.2	医科 70.0 歯科 83.0 薬局 50.0
市内医療機関への救急搬送率 (%)	市内医療機関搬送者数／全救急搬送者数	88.0	90.0

**□ 市民の役割**

- ・かかりつけ医及びかかりつけ薬局を持つことが望されます。
- ・適正受診を心がけることが望されます。

**□ 関係計画等**

- ・第3次羽生市健康づくり計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）
- ・第8期羽生市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画  
(令和3（2021）年度～令和5（2023）年度)

## 4-4 防犯対策の推進 ー犯罪を防ぎ犯罪から守られるまちをつくりますー

### □ 施策の目的

市民、事業者、警察、学校及び関係団体等との連携の強化や防犯施設の計画的な整備を図り、市民を犯罪から守ります。

また、保護司会\*活動を支援し再犯防止に努めるとともに、警察との連携により犯罪被害者の人権を保護します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

本市では、刑法犯認知件数は減少しているものの、引き続き防犯対策を強化する必要があります。

前期基本計画期間中においては、犯罪から市民を守るために、犯罪情報の住民提供等に関する協定に基づき、防災行政無線等を用いた犯罪情報の提供を行うとともに、防犯施設の整備（防犯灯の設置等）及び犯罪抑制のための啓発活動を行い、防犯関係団体との連携を図りました。

今後とも、防犯施設の整備及び犯罪抑制のための啓発活動を行い、犯罪の発生時には防災行政無線等を活用し情報提供を行うとともに、地域や防犯関係団体との連携を図るなど、防犯対策を推進していきます。

また、保護司会活動を支援し再犯の防止を図るとともに、警察との連携により犯罪被害者の人権保護を推進する必要があります。

### □ 施策の課題

1	防犯対策の推進
2	特殊詐欺の被害拡大の防止
3	地域の見守り機能の強化
4	再犯防止及び犯罪被害者の人権保護の推進

### □ 主な取り組み

#### (1) 防犯関係団体との連携

警察などの関係機関と連携し、最新の犯罪情報を共有するとともに、防犯指導員の雇用や、青色回転灯搭載車（防犯パトロール車）での防犯パトロールを実施します。

また、犯罪を未然に防ぐ啓発活動や暴力追放活動を実施する地域安全推進連絡協議会等と連携し、防犯対策を推進します。

#### 【主な事業】

- 防犯関係団体連携事業
- 防犯パトロール車貸し出し事業

## (2) 犯罪抑制のための啓発運動

防犯のまちづくり推進協議会\*を中心に、春・夏・秋及び年末の防犯街頭キャンペーンなどを展開します。また、年金の支払い日には、金融機関等において市民への啓発活動を実施します。

### 【主な事業】

- 各季防犯運動実施事業
- 防犯啓発事業

## (3) 犯罪情報の提供

各公民館で行われる「高齢者大学」などで最新の犯罪を紹介する講座などを開催し、また、街頭での啓発活動を行いながら犯罪に関する情報を提供します。

羽生警察署との協定に基づき、防犯情報の共有化などの連携強化を図るとともに、防災行政無線やメール配信サービスを活用した情報提供を行います。

### 【主な事業】

- 高齢者大学防犯啓発事業
- 防災行政無線等による情報提供

## (4) 防犯施設の整備

地域の実情に即した防犯灯の設置を計画的に進めます。

また、羽生駅等に設置している防犯カメラを適正に管理運営します。

### 【主な事業】

- 防犯灯整備事業
- 防犯カメラ管理運営事業

## (5) 関係団体との連携による再犯の防止

保護司会との連携により再犯の防止を図るとともに、警察との連携により犯罪被害者の人権保護に努めます。

### 【主な事業】

- 保護司会活動の支援
- 警察と連携した犯罪被害者の支援

## □ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
人口千人当たりの刑法犯認知件数（件）		8.2	7.4
防犯灯の設置数（基）	設置数の累計	5,660	6,548

## □ 市民の役割

- ・自転車盗や特殊詐欺等に対する防犯対策の実施が望まれます。
- ・地域での防犯活動への参加が望まれます。

## 4-5 交通安全対策の推進 一交通事故のないまちをつくりますー

### □ 施策の目的

関係機関と連携した啓発活動に努めるとともに、市内全域に交通安全施設の整備を進め、市民の交通の安全を確保します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

交通安全のためには、全ての世代に対して交通安全意識の徹底が求められており、また交通安全施設の整備を進めていく必要があります。

本市では、令和2（2020）年度において交通死亡事故が3件発生したことを受け、羽生市交通事故防止特別対策本部を設置し、啓発を強化するなど交通死亡事故の防止に努めました。

また、令和3（2021）年度には千葉県八街市における児童5人死傷事故の発生を受け、県と連携し通学路一斉点検を行いました。この結果を踏まえ、県は第5期埼玉県通学路整備計画を策定し、市は、この計画に基づき通学路の安全措置を図っています。

前期基本計画期間中において、学校教育における交通安全意識の徹底を図るため、交通指導員による児童登校時の交通安全指導を実施したほか、各季交通安全運動において交通安全意識の啓発を行いました。また、ハード面ではカーブミラー、グリーンベルト・キッズゾーン\*等の路面標示を新設するなど、交通安全施設の整備を実施しました。

しかし、交通事故死者数は依然として減少していない状況です。引き続き、交通の安全を確保するためには交通安全運動への市民参加を促し、交通安全環境の整備を行う必要があります。

### □ 施策の課題

1	交通安全対策の推進
2	児童生徒への交通安全指導の実施
3	高齢者の交通事故防止に関する交通安全意識の啓発
4	通学路等への交通安全施設の整備

### □ 主な取り組み

#### (1) 交通安全団体との連携による交通安全意識の啓発

交通安全対策協議会を中心に、春・夏・秋及び年末の交通安全運動を開催します。

また、交通弱者である高齢者を対象とした講習会を開催するなど、自転車や歩行中の交通事故防止を啓発する取組を行います。

##### 【主な事業】

- 各季交通安全運動実施事業
- 高齢者交通安全教育事業

## (2) 学校教育における交通安全意識の徹底

市・PTA・交通安全母の会・警察が連携し、小学校低学年時から交通安全意識の向上を図るため、交通安全教室などの取組を行います。

また、交通指導員による小学校通学路の立哨指導\*を実施します。

### 【主な事業】

- 小学校交通安全教室実施事業
- 交通安全世代間交流事業
- 交通指導員による立哨指導

## (3) 交通安全環境の整備

道路照明灯やカーブミラー、交通標識、ガードレール、路面標示、グリーンベルトなど、市が設置する交通安全施設について、都市基盤整備の進捗状況や交通環境等の地域の状況を踏まえ整備を進めます。

また、放置禁止区域内の放置自転車を撤去し、歩行者の安全を確保します。

### 【主な事業】

- 交通安全施設整備事業
- 通学路一斉点検の実施
- 放置自転車撤去事業

## □ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
交通安全運動への市民参加者数（人）		※297	1,300
交通事故死者数（人）		1	0
通学路の合同点検結果に基づく対策（%）	修繕箇所数／計画箇所数（100箇所）	63.0	100.0

## □ 市民の役割

- ・交通安全への意識を高めることが望まれます。
- ・交通安全運動への参加が望されます。

## 4－6 消費者行政の推進 －安全な消費生活が守られるまちをつくります－

### □ 施策の目的

「羽生市消費生活センター\*」を拠点に、消費生活における相談業務・情報の提供・啓発講座を実施するとともに、関係機関との連携を密にし、市民が安全で安心した消費生活を送ることができるまちをつくります。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

インターネットの普及やライフスタイルの多様化などにより、消費者を取り巻く環境は年々複雑化し、悪質な訪問販売やネットショッピングでのトラブルなど、市民が被害者となるケースが発生しています。また、高齢化に伴う高齢者被害の増加や、令和4（2022）年4月に施行された成年年齢の18歳への引き下げに伴い、若く社会経験に乏しい成年を狙った悪質な業者も現れることが予想されます。

前期基本計画期間中には、平成28（2016）年4月に施行した「羽生市消費生活センター条例」に基づき、研修による消費生活相談員のスキルの向上や相談体制の充実を図り、消費生活講座の開催を通して、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組みました。

また、広報活動により「羽生市消費生活センター」を広く周知し、消費生活相談の利用促進に努めました。

今後も被害の防止と被害にあった場合の適切な対処法について情報を提供し、被害者の救済と被害の拡大防止に取り組みます。

特に、高齢者が消費者被害に遭わないよう「地域包括支援センター」との連携を図り、見守り体制を整え、地域ぐるみの体制をつくる必要があります。

### □ 施策の課題

1	消費生活相談体制の充実
2	消費者トラブルに対する市民の知識向上
3	地域単位での消費生活問題の取組体制の確立
4	成年年齢の引き下げに伴う若者への啓発

## ■ 主な取り組み

### (1) 消費者意識の啓発

消費者被害防止のため、知識、トラブルの対応方法、頻発している事例などの情報提供を通し、消費者意識の啓発に努めます。特に成年年齢の引き下げにより新たに成年とされる18、19歳については、より一層の意識啓発を図ります。

また、消費生活に関する講座を開催し、消費者自らが必要な情報・知識を得られるよう学習機会を充実させます。

#### 【主な事業】

- 消費者への情報提供・啓発事業
- 消費生活講座事業

### (2) 消費生活相談体制の充実

パソコンやスマートフォンを使った、巧妙で多様化・複雑化した消費者トラブルにも迅速に対応できるよう、関係機関との連携体制の強化と研修による消費生活相談員の資質の向上に努めます。

また、広報や市のホームページを活用し、市民の身近な相談窓口である消費生活センターの周知に努めます。

#### 【主な事業】

- 消費生活センター相談事業
- 消費生活センター相談連携事業

### (3) 消費者に優しい地域体制づくり

消費生活センターに寄せられた情報を地域包括支援センターと共有し、高齢者が消費者被害に遭わないための見守り体制を整え、市民が消費者被害の背景を理解し地域の問題として捉えることで、被害を未然に防ぐ行動が取れる地域体制をつくります。

#### 【主な事業】

- 消費者被害防止地域連携体制整備事業

## ■ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
消費生活講座の開催回数 (回／年)		※3	9
消費生活相談あっせん率 (%)	必要に応じて、消費者に代わり相談者が事業者と交渉を行う割合	8.9	13.0

## ■ 市民の役割

- ・正しい消費者知識を習得し、消費者トラブルに巻き込まれないよう努めることが望まれます。



羽生市役所

## **政策5 産業・雇用**

**～活気と魅力あるまちをつくる～**

## 5－1 農業の振興 一価値を生み出す農業のあるまちをつくります－

### □ 施策の目的

農業従事者の高齢化や国の農政改革など、農業を取り巻く環境が変化する中、農業を成長産業として捉え、担い手だけでなく地域全体で支え合い、次世代に引き継ぐ持続可能な農業の実現を図ります。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

本市では市域面積の約4割を農地が占め、水稻を中心とした土地利用型農業が展開されているものの、米の需要減少や農作物価格の低迷、農業従事者の減少、担い手の不足、遊休農地の増加など深刻な課題に直面しております。農業を取り巻く状況は厳しさを増しています。

前期基本計画期間中には、地域農業の中心的な役割を果たす農業者（中心経営体等）に対する経営支援に加え、新規就農者や農業後継者に対するきめ細やかな支援を行うとともに、企業の農業参入を積極的に推進したことから、羽生チャレンジファーム\*では新たに複数の法人が野菜作りを開始しました。

また、生産性の向上と営農条件の改善及び農地の有効活用を図るため、県や地域と連携し、ほ場整備事業と農地中間管理事業\*を組み合わせて実施することにより、農地の集積と大区画化を推進しています。

今後は、農作業の省力化や自動化への流れを見据えたスマート農業の導入、高収益作物への転換や6次産業化\*等の付加価値を生む農業経営など、農業者がチャレンジする新たな取組への支援を行います。また、グリーンツーリズム\*の拠点となる三田ヶ谷農林公園（キヤッセ羽生）への指定管理者制度導入により、収穫体験などのサービスの充実を図るとともに、引き続き周辺観光施設やチャレンジファーム参入事業者と連携したイベント等を実施し、都市と農村の交流拡大を図ります。

### □ 施策の課題

1	多様な担い手の育成と確保
2	農業生産基盤の整備
3	農業経営の安定化
4	農地や水路等の地域資源の維持・保全
5	魅力ある都市と農村の交流づくり

## ■ 主な取り組み

### (1) 農業後継者・新規就農者の発掘・育成・支援

農業従事者の高齢化や担い手不足、国の農政改革など、農業を取り巻く環境の変化にも対応できる大規模農業経営体の育成を図ります。

また、地域農業の中心的な役割を果たす農業者（中心経営体）や次世代を担う新規就農者、農業後継者に対する支援のほか、地域の実情に応じた農業経営の法人化や企業の農業参入、スマート農業の導入を促進します。

#### 【主な事業】

- 認定農業者等育成事業
- 新規就農者等支援事業
- 農業法人化支援事業
- 企業農業参入支援事業
- スマート農業導入支援事業

### (2) 担い手への農地集積と生産基盤の整備

担い手に選ばれる生産性の高い優良農地を確保するため、埼玉型ほ場整備事業をはじめとした農業基盤整備を推進し、区画の拡大を図ります。併せて農地中間管理事業や地域計画（人・農地プラン\*）を活用して担い手への農地の集積を図ります。

また、遊休農地の解消に取り組み、農地の有効活用につなげます。

#### 【主な事業】

- 農地中間管理事業
- 農業基盤整備事業
- 遊休農地解消支援事業

### (3) 地域特産物の振興と開発

米麦やきゅうり、いちごなど、地域特産物の振興を図るとともに、水稻から野菜など高収益作物への転換を戦略的に進め、新しい農産物の産地形成を進めます。

また、学校給食センターでの地元産農産物の利用拡大や直売所、イベント等での販売など、市内で生産された安全・安心な農産物を食する機会の増大を図るとともに、減農薬などによる環境にやさしい農業を推進します。更に、6次産業化を含めた地域農業の活性化と生産者の販路拡大を支援します。

#### 【主な事業】

- 高収益作物転換支援事業
- 地産地消推進事業
- 6次産業活性化推進事業

### (4) 地域ぐるみでの農村づくり

自然環境や生物多様性の保全、良好な景観形成など、農村が有する多面的機能の維持を図るために、農業者と地域住民による農道・水路の保全管理等、活発な共同活動を支援します。

また、農地の有効活用に不可欠な用排水施設等の整備及び機能維持に努めます。

#### 【主な事業】

- 多面的機能維持管理事業
- 用排水路維持管理事業

**(5) 都市と農村の交流による地域活性化**

三田ヶ谷農林公園の管理運営体制を見直し、サービスの充実を図るとともに、市内での果物や野菜の摘み取り・収穫や田植え・稲刈りをはじめとする農業体験を通じ、都市と農村の交流拡大を図ります。

また、更なる観光交流人口の増加と地域活性化を図るため、周辺観光施設やチャレンジファーム参入事業者等との連携を強化します。

**【主な事業】**

- グリーンツーリズム推進事業
- 観光農園等連携推進事業

**□ 目標指標**

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
認定農業者数 [10ha以上耕作者]（人）		33	40
農地中間管理機構への貸付面積 (ha)		485	700
ほ場（30a以上）整備実施済面積 (ha)		1,341	1,490
多面的機能活動組織による活動面積 (ha)		529	600
グリーンツーリズム入込客数 (千人)	三田ヶ谷農林公園等への来場者数	※225	350

**□ 市民の役割**

- ・都市と農村の交流に参加し、農村という地域資源を大切に守り続けていくことが望されます。
- ・地元農産物に興味を持ち、地産地消に努めることが望されます。

**□ 関係計画等**

- ・羽生市農業農村基本計画（平成30（2018）年度～令和9（2027）年度）



羽生チャレンジファーム



田園風景

## 5－2 商工業の振興　－多様な商工業が栄えるまちをつくります－

### □ 施策の目的

活気と賑わいにあふれた買い物しやすい商店街づくりと、中小企業者支援や地場産業の魅力向上を図り、地域経済の活性化を目指します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

本市の商店街は、店主の高齢化や後継者不足に加え、道路交通状況の変化や郊外型大型店舗の進出などの経営環境の変化により、買い物客の減少や空き店舗の増加などによる空洞化が進んでいます。

また、市内中小企業者等は、新型コロナウイルス感染症の流行の影響も受け、厳しい経営状況が続いているです。

前期基本計画期間中には、商店街の活性化を図ることを目的とした「羽生市N E X T 商店街プロジェクト事業」など、賑わいを取り戻すための活動に取り組みました。

また、融資のあっせんや利子補給等、中小企業者の経営支援や地場産業の支援などのほか、新しい販路の提供のため、「とまり木パークプロジェクト」を実施しました。

更に、「創業支援セミナー」の開催や「創業支援事業補助金」により、創業したいという意欲がある市民を応援しています。

引き続き、商工会をはじめとする商工団体、企業、大型店舗などとの連携を図り、商工業の更なる振興に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を生かし、国・県と連携した迅速な支援を行う体制を整える必要があります。

### □ 施策の課題

1	商店街の賑わいづくり
2	商工会など各種商工団体の産業活性化対策への支援
3	市内企業に対する支援
4	地場産業の魅力向上
5	創業支援の推進

## ■ 主な取り組み

### (1) 商店街の賑わいづくりと商工会など各種商工団体との連携強化

商工会や地域商店街活性化協議会などの各種商工団体と連携を図り、商店街活性化のための様々なイベントの開催など、活気や賑わいのあるまちに向けた自主的な取組を支援します。

また、令和元（2019）年度から埼玉県NEXT商店街プロジェクト事業を契機にスタートした「MALLD E S I G N\*」の取組により、個性と魅力があり持続的に発展可能な商店街及び周辺エリアを目指し、空き店舗の有効活用を促進します。

更に、中心市街地の拠点施設として設置された市民プラザについては、地域経済の活性化と豊かな市民生活を創造するため、適正な管理運営と利用者へのサービス向上に努めます。

#### 【主な事業】

- 商工会支援事業
- 商店街賑わいづくり支援事業
- 空き店舗対策事業
- 市民プラザ管理運営事業

### (2) 市内中小企業者に対する支援

市内で事業を営む中小企業者に対して、必要な事業資金等の融資あっせんや利子補給を行うことにより、経営の安定と事業の促進を支援します。

また、市内の施工業者に依頼して個人住宅の改修工事等を行った場合に、その経費の一部を助成する住宅改修補助金事業を実施することにより、市内業者の振興及び市民の住環境の向上を図ります。

地震・台風などの災害や新型コロナウイルス感染症の流行のような経済にも大きな影響がある事象が発生した場合には、国・県などと連携し事業継続の支援を行います。

#### 【主な事業】

- 融資あっせん・利子補給事業
- 住宅改修補助金事業
- 緊急時の事業継続支援

### (3) 地場産業の魅力向上

本市の伝統工芸である藍染は、近年、メディア等のPRによりその認知度や関心が高まっており、本市の藍染の魅力を更に向上させるため、一層の藍染振興に取り組みます。

また、地場産業である被服・織物産業については、産地産業振興協議会などの関係機関と連携・協力し、販路拡大や商品開発、後継者などの人材育成を積極的に推進します。

#### 【主な事業】

- 藍染振興事業
- 被服・織物産業振興事業

### (4) 創業支援の推進

「第2期羽生市創業支援事業計画」に基づき、商工会などの関係機関と連携し、市内経済の活性化や雇用の確保を図ります。

また、創業支援ワンストップ相談窓口の運営や創業支援セミナーの開催、創業時の費用補助などにより、市内での創業を希望する方などを支援するとともに、創業後についても、内容に応じたきめ細やかな支援を行います。

#### 【主な事業】

- 創業支援ワンストップ相談窓口事業
- 創業支援セミナー開催事業
- 羽生市創業支援事業補助金事業

## □ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
法人市民税額（億円）	市内の法人市民税額（均等割、法人税割）の合計	4.3	5.0
市内事業所数	確定申告に基づく法人登録件数	1,418	1,445
「創業支援事業計画」を活用した創業者数（人／年）	国の認定を受けた「創業支援事業計画」を活用した年間創業者数	3	8

## □ 市民の役割

- ・市内商店街や市内企業、市内で創業した店舗を積極的に利用することが望まれます。
- ・市内企業が活性化することが望れます。
- ・地場産品に愛着を持つことが望れます。

## □ 関係計画等

- ・第2期羽生市創業支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）



MD Library



武州正藍染

## 5－3 観光の振興 ー魅力的で人が集まるまちをつくりますー

### □ 施策の目的

羽生らしい魅力的な地域資源を観光や特産品など様々な形で活用し、「“羽生らしさ”を伝え、地域が元気になる観光」を実現することにより、地域の活性化を推進し、観光交流人口100万人を実現します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

本市の観光資源には、武州正藍染®や国の天然記念物である国内唯一のムジナモ自生地「宝蔵寺沼」、さいたま水族館、キヤッセ羽生、道の駅はにゅう、小説「田舎教師」の舞台となった地域、郷土料理百選の「いがまんじゅう」などがあります。そして、それらの魅力を最大限に発揮するためには、他の観光資源との連携、更に観光拠点施設の充実も必要です。

平成22（2010）年度から開催している「世界キャラクターさみっとin羽生」をはじめ、市内では様々なイベントが開催されています。イベントを通じて本市を訪れた方に他の観光資源についても触れられる機会を創出し、最大限に楽しんでもらい本市のファンを増やしていくことが必要です。

前期基本計画期間中には、道の駅はにゅうやキヤッセ羽生等において利用者の減少が見られましたが、新型コロナウイルス感染症の流行下において、首都近郊での観光が注目されているため、本市のPRを積極的に行ってきました。

藍染については事業者との連携や地域資源の活用、イベントへの出展などを通して知名度の向上に取り組みました。また、交通利便性の高さを生かし、ロケーションサービス\*の誘致を積極的に行なった結果、市内各所をロケ地とした映画やドラマなどの撮影件数が大幅に増えました。

平成31（2019）年4月には、観光協会を一般社団法人化し体制強化を図り、観光協会を中心 に企業や団体、県内外の様々な地域とも連携しつつ、地域資源を効果的に活用することで観光事業を推進し、また観光人材の育成にも取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光交流人口が大きく減少しましたが、その経験も生かしながら、柔軟に観光プログラムの立案や実施ができる体制を構築することが求められています。

### □ 施策の課題

1	観光資源の充実
2	観光拠点施設の整備・充実
3	観光活動につながる人材・団体の育成
4	地域及び事業者との連携による観光PRの推進
5	新型コロナウイルス感染症対応の経験を生かした観光振興

## ■ 主な取り組み

### (1) 観光資源の磨き上げ

羽生らしい地域資源を生かして魅力のある観光や特産品の開発を行います。本市の伝統工芸である藍染については、体験事業やブランド化を図ることにより認知度を向上させます。

また、映画やドラマ等の作品を通じた本市のPRを進めるため、ロケ地に関する積極的な情報提供や撮影協力を行います。

#### 【主な事業】

- 藍染体験事業
- ロケーションサービス事業

### (2) 観光拠点施設の充実

羽生市観光農園等基本構想を軸に、市内で周遊できる観光プランを企画・立案するとともに、観光拠点施設を充実させます。

また、近隣観光施設と広域的に連携を図ることによって、更なる集客力の向上と本市のPRを進めます。

#### 【主な事業】

- 道の駅はにゅうの有効活用
- 広域観光連携の推進

### (3) 観光活動推進団体の活動促進

市民などによる団体によって開催されるイベントや地区住民による活動が増えており、これらに携わっている人材の育成や環境の更なる醸成により観光施策の推進につなげます。

また、新たな観光資源の掘り起こしや観光PRなどを積極的に推進するため、観光協会の活動を支援し、魅力ある羽生市の観光を発信していきます。

#### 【主な事業】

- 観光を通じた人材育成支援
- 観光協会活性化事業

### (4) 地域及び事業者との連携による観光PRの推進

本市の魅力を多角的に発信するためにも、地域及び民間団体・企業などとの連携を図り、新たな羽生市ファンの増加に努めます。

また、ホームページやSNS、キャラクターを活用し、本市の地域資源や観光情報などを積極的に発信します。

#### 【主な事業】

- 「世界キャラクターさみっとin羽生」の開催
- 地域及び事業者との連携によるイベントの実施
- 各種媒体やキャラクターを活用した観光PRの推進

## ■ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
観光交流人口（万人）	市内の観光拠点及びイベントに訪れた人数	※31	100
市内撮影数（回数）	ロケーションサービスによる撮影実績	24	30

## ■ 市民の役割

- ・市内のまつりやイベントなどに積極的に参加することが望れます。
- ・SNS等を活用し、市の観光資源などの魅力を発信することが望れます。



世界キャラクターさみっどin羽生



キヤッセ羽生

## 5-4 勤労者支援・雇用の促進 一豊かな雇用と生活のあるまちをつくります－

### □ 施策の目的

多様化する労働環境に対応した労働行政の推進と、様々な世代に対する雇用機会の創出や就業の促進により、市民が安心して働くことができる環境を目指します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

近年の雇用状況は、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受け一時的に悪化しており、また、少子化による生産年齢人口の減少や産業構造の変化による労働力需給のミスマッチが見られます。

一方で本市においては、岩瀬土地区画整理事業区域を中心に、市内に進出する企業（店舗・工場等）が増加し、それに伴い働く場が増えてきています。

本市ではハローワークと連携し、市民プラザ内に「羽生市ふるさとハローワーク」を設置し、求人情報の提供や職業相談及び職業紹介を実施するとともに、内職相談や内職紹介を行うことにより、一人ひとりに対応した働く場の提供を支援しています。

また、「羽生市シルバー人材センター」などの関係機関と連携することにより、就業機会の創出に取り組んでいます。

更に、勤労者福祉の増進を図るため、中小企業に対する退職金共済制度を設けるとともに、勤労者福祉施設である「羽生勤労者総合福祉センター（ワーカヒルズ羽生）」を運営しています。

勤労者を取り巻く環境は変化し、働き方改革、同一労働同一賃金、外国人労働者への対応など様々な課題があり、国・県や関係機関と連携して課題解決の取組を進めます。

### □ 施策の課題

1	就業支援
2	就業機会の創出
3	勤労者福祉の増進

## ■ 主な取り組み

### (1) 就業支援の充実

「羽生市ふるさとハローワーク」において、求人情報の提供や職業相談、職業紹介を行うとともに、内職の相談や紹介を実施します。

また、ハローワークや県などの関係機関と連携・協力して、就業支援セミナーや講習会などを開催することにより、就業支援を実施します。

更には、市内進出企業に対し、市内雇用や就職説明会等の情報提供を求めていきます。

地震・台風などの災害や、新型コロナウイルス感染症のような経済にも大きな影響がある事象発生時の緊急対応については、雇用の維持や再雇用等において、国・県や関係機関と連携して取組を図ります。

#### 【主な事業】

- 「羽生市ふるさとハローワーク」等との連携
- 内職相談事業
- 就業支援セミナー事業
- 各種就労支援事業

### (2) 就業機会の創出

「行田地区雇用対策協議会」や「羽生市シルバー人材センター」などの関係機関と連携して、新規学校卒業者をはじめとする求職者から定年退職後の高齢者まで、意欲のある全ての方が働くよう、就業機会の創出に取り組みます。

#### 【主な事業】

- 行田地区雇用対策協議会事業
- 羽生市シルバー人材センター支援事業

### (3) 安心して働ける環境の整備

市内中小企業従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、従業員が安心して就業できるよう、中小企業従業員退職金等共済事業を適正に運営します。

ワークヒルズ羽生は、指定管理者の持つノウハウを活用して、利用者への更なるサービス向上を図ります。

また、勤労者向けに労働法令や労働関係の身近な問題をテーマに、より良い職場環境づくりに役立つ労働セミナーを、県などの関係機関と連携して開催します。

#### 【主な事業】

- 中小企業従業員退職金等共済事業
- ワークヒルズ羽生管理運営事業
- 労働セミナー事業

## ■ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
羽生市ふるさとハローワーク就職率（%）	「羽生市ふるさとハローワーク」における就職者数／新規求職者数	38.0	50.0
シニア向け就業支援セミナー参加者数（人）		19	25
女性就業セミナー参加者数（人）		16	22

## ■ 市民の役割

- ・求職者が「羽生市ふるさとハローワーク」を積極的に活用することが望れます。
- ・事業者が就労機会の創出に努めることが望れます。
- ・事業者が従業員のための福利厚生制度を充実させることが望れます。



愛藍タウン



女性のためのプチ創業セミナー

## 5－5 企業誘致の推進 －企業を誘致し、雇用と活力のあるまちをつくります－

### □ 施策の目的

新たな企業の誘致及び既存企業の市内拡張を積極的に進め、働く場の創出や税収の確保につなげるとともに、企業活動を活発化させ市内経済の活性化を実現します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

近年、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備が進み、東名高速道路から東関東自動車道までつながるなど、関東圏における交通利便性が格段に向上了っています。その波及効果により、東北自動車道羽生インターチェンジを有する本市への企業の関心は、高い水準で推移しています。

更に、本市は都心や県南と比較し、地価が安価であることや自然災害も少なく、立地場所を求める企業に対して魅力が高いといえます。

前期基本計画期間中には、従来の北袋地区（都市計画法第34条第12号指定区域）に代わり、新たに企業立地が可能な国道122号、125号や主要地方道羽生栗橋線沿線の企業誘致検討ラインにおいて、都市計画法第34条第12号による産業系土地利用の区域の指定（オーダーメイド型区域指定）を活用し、1社でも多くの企業立地に向け取り組んできました。

また、上岩瀬地区産業団地及び岩瀬土地区画整理事業北工区の産業系エリアの整備も進み、新たな工業用地の創出が実現しました。

企業の立地が進むことにより、新たな働く場も創出され、雇用の増加も進んでいます。

市内にある既存の3つの工業・産業団地は全て活用されており、また、新たに創出された2つの地区（上岩瀬地区、岩瀬土地区画整理事業北工区）についても立地企業が内定しています。このため、企業誘致を推進するための用地が不足しており、新たな工業・産業系として利用可能な用地の確保が課題となっています。

### □ 施策の課題

1	企業誘致活動の積極的な展開
2	「企業立地優遇制度*」の充実
3	新たな工業・産業用地の創出・確保

## ■ 主な取り組み

### (1) 企業誘致活動の積極的な展開

交通利便性の高さや自然災害の少なさなど、企業誘致活動における本市の優位性の周知を図ります。

また、「企業立地優遇制度」を充実させることで、産業系エリアや羽生駅東口市有地など、市内への企業誘致を積極的に進めるとともに、既存企業の市内での事業拡張支援に取り組みます。

また、進出企業等と「企業誘致に関するパートナーシップ協定\*」を締結するなど、企業との連携を深め、新たな企業立地につなげます。

#### 【主な事業】

- 立地優位性の情報発信
- 「企業立地優遇制度」の充実
- 企業誘致に関する企業等との連携の推進

### (2) 新たな工業・産業用地の創出・確保

企業誘致を推進するための用地不足を解消し、優良な工業・産業用地の確保に努めます。特に、民間活力を活用した土地区画整理事業や市街化調整区域における地区計画\*などの手法によって、新たな工業・産業用地の創出を促進します。

また、交通利便性の高い国道や主要県道の沿道などにおいては、開発許可制度の活用により、企業立地可能地の確保に取り組みます。

#### 【主な事業】

- 工業・産業系市街地の創出
- 開発許可制度を活用した新たな工業用地の確保

## ■ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
開発可能エリア（市街化区域編入区域及び都市計画法第34条第12号指定区域等）指定件数（箇所）	開発可能エリアの指定箇所数の累計	7	10
企業立地件数（社）	新規立地及び敷地拡張件数の累計	20	29

## ■ 市民の役割

- ・工場等の新設や既存施設の増設・拡張にあたっては、まず市内での立地を検討することが望まれます。
- ・未利用工業用地などの情報を積極的に市に提供することが望されます。

## ■ 関係計画等

- ・羽生市都市計画マスタープラン（平成25（2013）年度～令和14（2032）年度）
- ・「羽生市企業誘致に向けた取組方針」（令和4（2022）年3月改定）

## 5-6 シティプロモーションの推進 一街の魅力を発信し、活気のあるまちをつくります－

### □ 施策の目的

本市に在住する方や興味や関わりがある方をはじめ、市内外のすべての方に本市の魅力をわかりやすく、多角的・効率的に発信し、交流人口や関係人口の増加につなげます。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

本市には、豊かな自然や、交通・買い物の利便性の高さに代表される優れた立地特性、自然災害の少なさなど、人々が暮らすうえで必要なものが高い水準で揃っています。

新型コロナウイルス感染症の流行を契機としたテレワークの普及に伴い、郊外居住の魅力の高まりを生かせる地域でもあります。

また、充実した教育環境の整備や地域での子どもの見守りなどに力を注いでいます。

これらの本市の魅力を市民に更に知ってもらうことで、“ふるさと羽生市”への誇りや愛着心の醸成につなげていくことが必要です。また、本市の魅力を総合的に発信し、より多くの人に本市に興味を持ってもらい、来訪に導く戦略的な手法について、検討・実施することが求められます。

前期基本計画期間中には、SNS活用の重要性が増し効果を發揮していることから、TwitterやInstagram、YouTubeを活用したプロモーションを行ってきました。今後とも情報発信のトレンドに応じた新しい手法を積極的に取り入れ、目標やターゲットに応じた柔軟な取組を進めます。

また、近年のメディア等による藍染への関心の高まりに応え、見て来て触れられる体験事業を推進します。

### □ 施策の課題

1	シティプロモーションの推進
2	地域ブランドの推進

### □ 主な取り組み

#### (1) シティプロモーションの推進

ホームページやSNSを効果的に活用し、市の魅力や特長などを市内外に広く情報発信することで、本市の知名度や好感度の向上につなげます。

##### 【主な事業】

- ホームページ活用事業
- SNSを活用した情報発信事業

**(2) 地域ブランドの推進**

特産品や地場産品などのブランド力を高めるために、商品開発や販路拡大に向けた取組を支援します。併せてイベントへの出展やホームページ等を通じたPRを積極的に行います。

また、農業と商工業が連携した6次産業化の研究や支援を行います。

**【主な事業】**

- 藍染製品PRの推進
- 農商工連携による商品化の研究・支援

**(3) 移住の推進**

テレワークの普及などに伴う地方移住の機運の高まりに合わせ、本市の安全で、都心からも程よい距離である地の利を生かして移住を推進します。

**【主な事業】**

- 移住相談支援事業

**□ 目標指標**

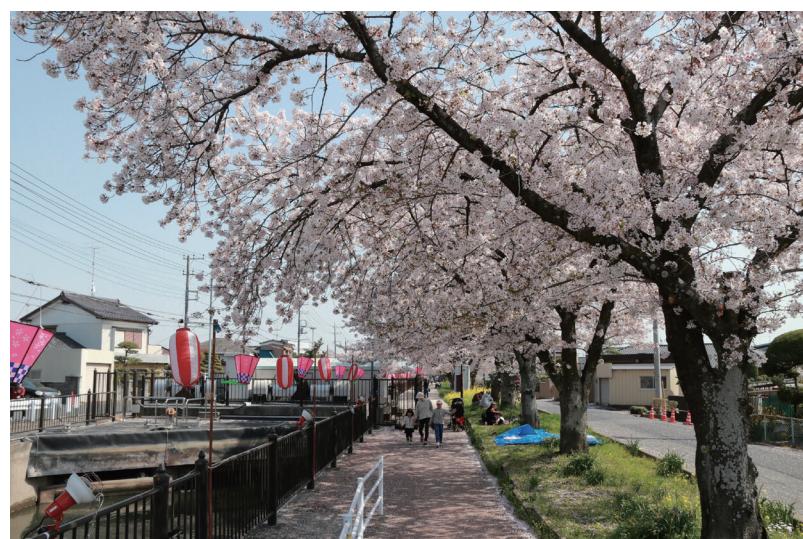
指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
ホームページ閲覧件数（件）	羽生市ホームページを閲覧した件数	1,355,757	1,500,000
SNS登録者数（人）	羽生市公式LINEを登録した人数	18,704	21,300
YouTubeチャンネル登録者数（人）	羽生市発信のYouTubeチャンネルを登録した人数	2,018	5,000

**□ 市民の役割**

- ・市の魅力について市内外に発信することが望されます。
- ・市の地域ブランドに興味と理解を持ち、特産品等を購入し、愛用することが望されます。
- ・地域のまつりやイベントなどに参加し、地域の活性化に貢献することが望されます。



節分会



さくらまつり

## **政策6 都市基盤**

**～インフラを整え生活を支えるまちをつくる～**

## 6-1 市街地等の整備 一豊かな街並みのあるまちをつくりますー

### □ 施策の目的

人口減少や少子高齢化、激甚化する自然災害などの状況を踏まえ、安全で魅力と活力にあふれた「安心して住み続けられるまち」をつくります。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

本市では、まちづくりの基本方針として平成25（2013）年に策定した「羽生市都市計画マスタープラン」に基づき、岩瀬土地区画整理事業や産業系の土地利用の促進等を進めてきました。

その結果、岩瀬区画整理事業南工区では、大型商業施設及び優良住宅街区が整備され、住民の増加が期待されています。加えて、北工区をはじめとする国道沿線に工場や物流倉庫等が進出し、雇用の創出や税収の増加等の効果が見込まれています。

また、土地区画整理事業長期未着手地区については、地域整備計画\*を策定しました。今後は、良好な居住環境の確保や利便性の向上を目指します。

その一方で、本市の人口は年々減少しており、中心市街地の空洞化が進んでいます。また、全国的に頻発化かつ激甚化している自然災害に対応するため、密集市街地の解消や河川氾濫による浸水対策を考慮したまちづくりを検討する必要があります。

今後、羽生駅周辺の中心市街地においては、空き家・空き地の有効活用を図り、防災対策・都市機能の集約・施設等のバリアフリー化を考慮した、新たなまちづくりを検討する必要があります。

市街化調整区域においては、集落機能の分散化が見られる一方、過疎化が深刻化している既存集落も存在しており、地域コミュニティを維持するための対策が求められています。

### □ 施策の課題

1	「羽生市都市計画マスタープラン」の適切な運用と検証
2	岩瀬土地区画整理事業の整備促進
3	中心市街地における住環境の改善
4	市街化区域への居住誘導
5	市街化調整区域における集落機能の維持

### □ 主な取り組み

#### (1) 「羽生市都市計画マスタープラン」の見直しと運用

平成25（2013）年の計画策定から10年が経過するため、変化する社会情勢や都市の課題などに対応できるよう都市計画の方針を見直します。

##### 【主な事業】

- 「羽生市都市計画マスタープラン」の検証・改正

## (2) 岩瀬土地区画整理事業の推進

令和14（2032）年度の事業完了を目指して、岩瀬土地区画整理組合と協力して土地区画整理事業を推進します。商業施設の誘致による賑わいの創出や製造・流通施設の誘致による働く場の確保、良好な景観の街並み誘導を進めることにより、魅力的で質の高い住環境を創出し、新たな住民の増加につなげます。

### 【主な事業】

- 岩瀬土地区画整理事業の推進
- 用途地域・地区計画等の都市計画変更

## (3) 空き家・空き地の再編と住環境の改善

中心市街地等においては、空き家・空き地の状況を把握し、空き家の除却と空き地の集約化を進め一方、建築物の密集化を解消し、住環境を改善します。

### 【主な事業】

- 空き家・空き地の現状把握と空き家・空き地バンク\*の活用
- 地区整備計画に基づく道路等の整備

## (4) 羽生駅周辺の利便性向上と定住促進

羽生駅を中心とした市街化区域においては、公共施設等の都市機能を集約し、歩いて回れるまちを整備することで、あらゆる世代に優しいまちづくりを目指します。また、防災対策や施設等のバリアフリー化を考慮したまちづくりを進め、市街化区域内における定住促進と新たな住民の増加につなげます。

### 【主な事業】

- 羽生駅周辺のコンパクトシティ化に向けた整備検討

## (5) 市街化調整区域における集落機能の維持・集約

市街化調整区域においては、旧村単位に存する公民館等の施設を中心に、集落機能の集約や移動手段の充実を図り、コンパクトで効率の良いまちづくりを目指します。

### 【主な事業】

- インフラ施設の維持
- 移動手段の充実

## □ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
岩瀬土地区画整理事業の推進 (%)	整備完了面積の割合	44.1	68.5
市街化区域への集約の促進 (%)	市街化区域の建築確認件数の割合	49.1	50.0

## □ 市民の役割

- ・まちづくりに積極的に参加し、理解や提案、協力することが望されます。

## □ 関係計画等

- ・羽生市都市計画マスタープラン（平成25（2013年度）～令和14（2032）年度）

## 6-2 道路の整備 ー便利で快適な道路網があるまちをつくりますー

### □ 施策の目的

ラダー型ネットワーク\*を基本に幹線道路及び生活道路の整備を推進し、市民の生活と産業を支えます。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

市民の生活と産業を支えるため、ラダー型ネットワークを基本とした幹線道路及び生活道路の整備を推進しています。

国道は、122号の4車線化を概成させ、125号加須羽生バイパスの東武伊勢崎線陸橋部とその東側、加須市境までの整備を進めています。また、両国道の重用部は、6車線化の整備も進めています。

県道は、北部幹線の早期完成を目指し、東武伊勢崎線跨線橋の架設に向けた鉄道事業者との協議・調整を進めています。また、羽生駅東口の羽生停車場線の電線地中化事業も進めています。

市道は、1級・2級市道の整備を継続的に進めています。また、生活道路等の整備については、改良工事・維持補修工事を実施するほか、協働によるまちづくり推進事業により市民と協力して進めています。

橋梁の老朽化も課題となっており、対策を講すべき橋梁の修繕措置率の向上を図るため、「羽生市橋梁長寿命化修繕計画」を見直し、早期に修繕措置を進める必要があります。

### □ 施策の課題

1	国・県道の整備促進
2	1級・2級幹線市道の整備推進
3	市民と行政の協働による生活道路の整備と維持管理
4	橋梁の長寿命化

### □ 主な取り組み

#### (1) 幹線道路の整備

ラダー型ネットワーク整備のため、国道と県道の整備主体である埼玉県と協力して事業を進めます。また、これらにアクセスする1級・2級の幹線市道については、継続して整備の推進を図ります。

##### 【主な事業】

- ラダー型ネットワークの整備推進
- 国・県道の整備促進
- 都市計画道路の整備促進

## (2) 生活道路の整備

生活道路は、各自治会における優先順位を参考に計画的に整備を進めます。より快適な生活環境が保てるよう、道路の維持管理を継続し、安全で円滑なネットワークを形成します。

### 【主な事業】

- 地区要望道路の整備
- 生活道路の維持管理
- 通学路の整備
- 交通安全施設の整備

## (3) 市民と行政の協働による道路維持管理

簡易な道路整備や修繕については、自治会からの要望に基づき材料（側溝蓋、U字溝、花苗等）の支給を行い、協働によるまちづくりを推進します。

### 【主な事業】

- 協働によるまちづくり事業の推進

## (4) 橋梁の長寿命化

改正道路法により義務化された橋梁の定期点検（近接目視\*）を継続して実施し、適切な対応を行います。また、橋梁の修繕については、「羽生市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、補修工事を進めます。

### 【主な事業】

- 計画的な橋梁点検の実施
- 橋梁補修工事の計画的な推進

## □ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
都市計画道路の整備率（%）	整備済延長（m）／計画延長（m）	75.1	85.3
橋梁修繕箇所数	修繕済み箇所（累計）	3	9

## □ 市民の役割

- ・地域で実施される協働事業に参加することが望れます。
- ・生活道路の清掃や除草など、生活周辺環境を保全することが望れます。

## □ 関係計画等

- ・羽生市橋梁長寿命化修繕計画（平成26（2014）年度～令和5（2023）年度）
- ・羽生市公共施設等総合管理計画（平成28（2016）年度～令和42（2060）年度）

## 6-3 移動手段の確保 ー誰もが移動しやすいまちをつくりますー

### □ 施策の目的

公共交通機関の安全性、利便性を向上させるとともに、高齢化の進展などに伴い増加が予想される交通弱者に対する市内移動手段の充実を図ることにより、通勤、通学、通院、買い物など、広域的に活動しやすいまちをつくります。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

高齢化の進展や、高齢者による自動車事故が社会問題化し、運転免許証を返納する高齢者が増えていることから、公共交通の更なる充実と利便性の向上が求められています。

市民の重要な交通手段として、東武伊勢崎線と秩父鉄道が運行しており、令和2（2020）年度の羽生駅の1日あたりの乗降客数は、1万2,594人となっています。

また、市では、高齢者や障がい者などの交通弱者が市内の公共施設等へ訪れる際の移動手段を確保するため、羽生市福祉バス（あい・あいバス）を運行しているバス事業者に対し、補助金を交付しています。更に民間事業者において、市内大型商業施設や羽生総合病院を経由するシャトルバスが運行されています。

前期基本計画期間中には、鉄道輸送力の拡充や施設の整備充実について、関係自治体で組織する協議会等から、鉄道事業者、国、県に対して要望活動を行いました。

秩父鉄道については、国や県、本市を含む沿線自治体が支援を行い、令和3（2021）年度にICカード乗車券の利用が開始されました。

また、のりあいタクシー\*については、令和4（2022）年10月に実証運行を開始しました。

今後、鉄道やあい・あいバスについては、利用状況等を踏まえ、更なる利便性の向上に努めるとともに、のりあいタクシーの本運行の実施に向け、地域公共交通会議での意見や実証運行の状況を踏まえながら、本市に適した運行方式になるよう検討していく必要があります。

### □ 施策の課題

1	公共交通（鉄道・バス）の充実
2	あい・あいバスの更なる利便性の向上
3	のりあいタクシー等市内移動手段の充実

## □ 主な取り組み

### (1) 鉄道輸送力の増強及び整備促進

東武伊勢崎線の輸送力増強及び南羽生駅の橋上化等について、関係自治体で組織する協議会において、引き続き要望活動を行います。

また、県北部を横断する重要な交通機関である秩父鉄道の整備促進を図るため、沿線自治体で組織する協議会が実施する安全対策事業への支援を行います。

#### 【主な事業】

- 東武伊勢崎線輸送力増強推進協議会事業
- 秩父鉄道整備促進協議会参画事業

### (2) 市内移動の利便性の向上

あい・あいバスの更なる利便性の向上に努めるとともに、効率的な運行を行うために、利用者のニーズや利用状況の変化に応じたルートの変更や停留所の見直しを適宜行います。

また、高齢者や障がいのある方といった交通弱者の移動手段確保のため、新たな交通ネットワークとして期待されるのりあいタクシーの実証運行を行い、その結果に基づき導入に向けた検討を行います。

#### 【主な事業】

- あい・あいバス運行事業
- のりあいタクシー運行事業

## □ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
公共交通に満足している人の割合（%）	市民アンケート・市民意識調査により「満足している」、「まあまあ満足している」、「普通である」を合わせた割合	52.1 (R4現在値)	70.0
あい・あいバス利用者（人）		7,435	8,000

## □ 市民の役割

- ・公共交通の重要性に対する理解と協力が望まれます。
- ・交通弱者に対する配慮と支援が望まれます。

## 6-4 上水道の整備 ー安全で安心な水を提供するまちをつくりますー

### □ 施策の目的

安全で安心な水道水を安定的に供給する体制と災害に強い上水道施設の整備を図り、将来にわたり市民が安心しておいしく飲める水道水を提供します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

本市では、人口減少や節水機器の普及、ライフスタイルの変化により水需要は減少傾向にあり、それに伴い給水収益についても減少しています。

一方、配水開始から50年以上が経過した配水管や浄配水場施設については、老朽化が著しく、水道水の安定供給を維持するために、施設の更新を計画的に推進する必要があります。老朽管更新事業については、平成5（1993）年度から進めており、早期完了を目指しています。

今後も、市民に安全で安心な水道水を供給するために、「水質検査計画」に基づく法定点検を実施するなど、水質管理を徹底します。

水道事業の経営では、収入を確保し支出との均衡を図りながら事業を運営していくことが重要となっており、水道事業経営の健全化に向け、令和2（2020）年度に「羽生市水道ビジョン」を改訂しました。今後、「水道ビジョン」に基づき有効率\*の改善と適正な水道料金の検討を進めていきます。

### □ 施策の課題

1	水道水の安全性の確保
2	水道事業経営の健全化
3	老朽化した水道管の更新
4	施設・設備の適正な維持・管理

### □ 主な取り組み

#### (1) 安全で安定的な水の供給

水道法で定められている水質検査を年間計画に基づき実施するとともに、その結果を広報誌やホームページにおいて公表します。また、安定的に水道水を供給するため、現在の県水\*と自己水（井戸水）の割合（7：3）を確保していきます。

##### 【主な事業】

- 水質の管理
- 水源の確保

## (2) 健全な経営基盤の確保

「羽生市水道ビジョン」に基づき、健全な水道事業経営に努めます。また、督促や戸別訪問等を適切に実施することで、水道料金の徴収を確実に行います。

### 【主な事業】

- 効率的な水道事業の運営
- 水道料金の改定
- 水道料金の確実な徴収

## (3) 老朽管の継続的な更新

耐震性に優れたダクタイル鋳鉄管等への布設替えを計画的に実施することなどにより、災害に強い水道を目指します。同時に、漏水を防ぎ、有効率\*の向上を図ります。

### 【主な事業】

- 老朽管の更新
- 漏水修繕
- 漏水調査

## (4) 老朽施設・設備の適正な維持・管理

浄水施設、配水施設、自己水源（井戸）などは、定期的に監視・点検し、適宜、修繕を行います。また、老朽化が著しい浄・配水場については、施設の大規模更新を実施します。

### 【主な事業】

- 老朽施設・設備の維持・管理
- 浄水場大規模更新事業

## □ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
老朽管（石綿セメント管*等）更新率（%）	更新済み管延長／老朽管総延長	97.0	100.0
有収率（%）	有収水量／給水量	86.9	92.0

## □ 市民の役割

- ・限りある資源である水の大切さを理解することが望されます。
- ・給水装置の適正な維持管理に努めることが望されます。
- ・水道サービス維持のための水道料金適正化への理解が望されます。

## □ 関係計画等

- ・羽生市水道ビジョン（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）
- ・羽生市公共施設等総合管理計画（平成28（2016）年度～令和42（2060）年度）

## 6-5 公園・緑地の整備 ー豊かな緑と公園のあるまちをつくりますー

### □ 施策の目的

市民の憩いの場である公園・緑地を整備し、適切な維持管理を行うとともに、親水空間を創出し、充実を図ります。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

本市には、都市公園40か所とその他公園30か所があり、市民の憩いの場となっています。公園の維持管理は適切に行われており、地元管理できるものは、自治会との協働により維持管理を継続しています。しかし、自治会構成員の高齢化や樹木の成長により、協働事業の継続が難しくなっています。また、公園施設全般の老朽化や、サクラ等の樹木の害虫被害もみられ、適切な対応が求められています。

緑地としては利根川の河川敷にある利根川運動場など、親水空間としては県営羽生水郷公園や葛西遊歩道があり、市民に親しまれています。更に、埼玉県が進めている中手子林調節池及び中川の河道改修により、河川沿いの親水空間を創造しています。葛西遊歩道や中手子林調節池遊歩道の維持管理については地元団体と協働して実施しています。

今後も市民の憩いの場を確保するため、公園施設の老朽化への対応や緑地の適正な利用と保全に努める必要があります。また、民間事業者の公園内への出店等により、新たな賑わいを創出する「となり木パークプロジェクト」を推進し、公園の魅力向上に取り組んでいきます。

### □ 施策の課題

1	公園施設の老朽化への対応と適切な維持管理の継続
2	緑地の保全と活用の継続
3	公園の賑わい創出
4	親水空間の創出

### □ 主な取り組み

#### (1) 公園の継続的な維持管理

主要公園については、適正な維持管理をすることにより、憩いの空間を確保します。老朽化した遊具については、市民との協議により更新していきます。また、災害時における一時避難場所としての機能を確保します。

生活空間に身近な公園については、地域の実情に合った施設の整備や管理方法を検討し、協働事業による適正な維持管理を行います。

##### 【主な事業】

- 公園施設の計画的更新事業
- 防災機能の充実事業
- 自治会委託公園管理事業

**(2) 緑地の保全と活用**

利根川河川敷を自然豊かな緑地として保全し、市民がスポーツ等で活用できるように適正な維持管理を行います。

**【主な事業】**

- 利根川河川敷の活用事業

**(3) 公園の魅力向上**

公園内への民間事業者の出店等により、公園の新たな魅力・価値を創出します。

**【主な事業】**

- とまり木パークプロジェクト

**(4) 親水空間の創出**

葛西遊歩道は、適正に維持管理し、市民の憩いの場を保ちます。

また、中川の河道改修事業に併せた河川沿いの遊歩道整備を進めます。

**【主な事業】**

- 葛西遊歩道の維持管理事業
- 中川遊歩道の整備推進事業

**□ 目標指標**

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
とまり木パークプロジェクトによる公園内への出店事業者数（者／年）	年間延べ出店事業者数	113	220
中川遊歩道の整備延長（m）		0	1,360

**□ 市民の役割**

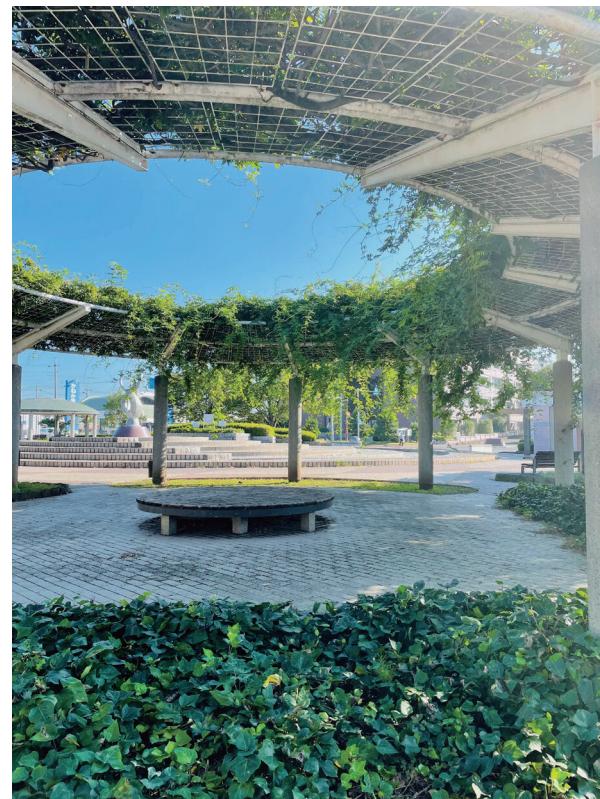
- ・協働による公園管理について積極的な参加が望れます。
- ・マナーを守った公園・緑地の利用が望れます。

**□ 関係計画等**

- ・羽生市都市計画マスタープラン（平成25（2013）年度～令和14（2032）年度）



スカイスポーツ公園



平和公園

## **政策7 生活環境**

**～きれいで自然を感じるまちをつくる～**

## 7-1 下水道の整備 ー安全で清潔な水環境のあるまちをつくりますー

### □ 施策の目的

管路施設\*の早期整備や供用開始区域の拡大、接続戸数の増加を図り、公共下水道事業を推進します。

また、施設全体の持続的な機能確保に努めるとともに、快適で安全な衛生環境と公共用水域の水質保全を図ります。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

現在、汚水処理に関しては、公共下水道整備方針に基づき、公共下水道計画区域の整備を進めており、岩瀬土地区画整理事業地内において整備を行っています。

一方で、未整備区域における管渠\*の整備について、國の方針では令和8（2026）年度を目途に汚水処理の概成を目指すこととしており、令和9（2027）年度以降の支援は困難であると示しています。限られた期間の中で、岩瀬土地区画整理事業との調整が今後の課題となっています。

老朽化した施設が増加する中、事業費の平準化を図りつつ施設の持続的な機能を確保するため、令和2（2020）年度から「羽生市下水道ストックマネジメント実施計画」に基づき処理場・ポンプ場の改築更新工事を実施しています。また、管渠においては、安定的な下水処理の持続性を確保するため、緊急度と健全度を計る調査を実施しており、調査終了後には修繕・改築計画を策定する必要があります。

事業経営の健全化を図るため、令和2（2020）年度に企業会計を導入しました。また、令和3（2021）年3月に「羽生市下水道事業経営戦略」を策定し、令和4（2022）年度には使用料金の適正化に向け料金の改定を行いました。今後は、経営戦略の進捗管理を行うとともに、計画と実績の乖離を検証し、定期的に見直しを実施します。

近年、全国各地で豪雨等による水害が頻発し、甚大な被害が発生しています。処理場やポンプ場が浸水した場合、市民生活に多大な影響を与えることが予想されることから、施設の耐水化を進める必要があります。

### □ 施策の課題

1	事業計画区域内における管路施設の整備の促進と施設全体の持続的な機能確保
2	汚水処理に掛かる費用の削減と受益者の適正な負担
3	災害時における下水道施設の機能確保

### □ 主な取り組み

#### （1）計画的な整備の推進

事業計画区域内の管路施設や、処理場における水処理・汚泥処理施設の整備を推進します。

##### 【主な事業】

- 管路施設の整備推進事業
- 「羽生公共下水道全体計画」及び「羽生公共下水道事業計画」の見直し

**(2) 「羽生市下水道ストックマネジメント実施計画」に基づく調査、修繕、改築更新**

計画に基づき処理場・ポンプ場の改築更新を実施し、施設健全度の向上を図ります。また、管渠調査を実施し、判定基準に沿った修繕を実施します。

**【主な事業】**

- 処理場・ポンプ場の設計及び改築更新工事
- 管渠の巡視・点検及び調査
- 管渠の修繕計画の策定、設計及び修繕

**(3) 持続的な下水道サービスの提供と安定的な財源確保**

「羽生市下水道事業経営戦略」の実施及び検証並びに見直しを行います。また、雨天時侵入水への対策計画を策定します。

**【主な事業】**

- 下水道使用料の見直し
- 「羽生市下水道事業経営戦略」の検証及び見直し
- 処理場・ポンプ場の耐水化の検討

**(4) 水洗化率\*の向上**

公共下水道施設を有効利用するとともに、公共用水域の水質保全を図るため、供用開始区域内における水洗化を促進します。

**【主な事業】**

- 水洗化促進事業

**□ 目標指標**

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
下水道整備率* (%)	下水管渠整備済面積／公共下水道事業認可面積	69.0	78.9
水洗化率 (%)	下水道接続済人口／下水道管渠整備済区域内人口	90.3	90.9

**□ 市民の役割**

- ・下水道法に基づき下水道供用開始区域内における公共下水道への接続が望れます。
- ・公共用水域の水質保全への関心と協力が望れます。
- ・下水道サービスを継続するために下水道使用料適正化への理解が望れます。

**□ 関係計画等**

- ・羽生市生活排水処理基本構想（令和2（2020）年度～令和7（2025）年度）
- ・羽生公共下水道全体計画（令和2（2020）年度～令和12（2030）年度）
- ・羽生公共下水道事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）
- ・羽生市下水道事業経営戦略（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）
- ・羽生市下水道ストックマネジメント基本計画（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）
- ・羽生市下水道ストックマネジメント実施計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）
- ・羽生市公共施設等総合管理計画（平成28（2016）年度～令和42（2060）年度）

## 7-2 ごみ処理の適正化 ～適正なごみ処理を行うまちをつくります～

### □ 施策の目的

ごみの再資源化（リサイクル）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、ごみとなるものを断つ（リファーズ）の4Rを推進するとともに、市民、事業者及び市が互いの役割を適切に担い、市民協働によるごみ処理対策を継続します。また、行田市とごみ処理施設の共同整備を進め、新たなごみ処理体制の確立と循環型社会の構築を図ります。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

前期基本計画期間中には、4Rを推進するとともに、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を適切に担い、市民協働によるごみ処理対策を進めました。事業系ごみや家庭ごみは、清掃センター搬入時における分別指導を継続して実施しました。

新型コロナウイルス感染症の流行期には、在宅時間の増加によりごみの排出量が増加し、感染拡大防止の観点から資源回収活動や各種啓発活動が制限されました。一方で、地域においては、クリーン推進員との連携による分別収集を継続し、新規転入者や外国人の市民等に対する分別指導などの活動も行われました。

今後とも、生ごみ処理機器購入費の補助を継続し、ごみの減量化や再利用・再資源化の推進に向けて一層取り組んでいくことが必要です。また、事業系ごみ処理手数料単価の見直しや家庭ごみの有料化について検討していきます。

清掃センターは、昭和58（1983）年3月の供用開始から長い年月が経過し老朽化しています。大規模な修繕を行うなどの対策を講じながら維持管理に努めてきましたが、財政負担の軽減や効率的な行政運営など将来を見据え、行田市とごみ処理施設の共同整備を進めることで合意しました。令和4（2022）年4月には「行田羽生資源環境組合」を設立し、安定したごみ処理体制の構築に向けて整備を進めています。

### □ 施策の課題

1	ごみの発生の抑制
2	資源の再利用・再資源化の推進
3	ごみに対する市民の意識啓発
4	行田市とのごみ処理施設の共同整備の推進

## ■ 主な取り組み

### (1) ごみの発生抑制と減量化の推進

地域のクリーン推進員との連携による分別収集の実施や、清掃センターに搬入されるごみの分別指導を継続して実施します。

生ごみ減量化を促進するため、生ごみ処理機器購入費補助金の交付を継続します。

食品ロス削減に向けた取組の普及・啓発を行い、フードバンク\*、フードドライブ\*などの活動を支援します。

今後のごみ排出量の状況や近隣市の動向を踏まえ、事業系ごみ処理手数料単価を見直すとともに、家庭ごみの有料化について検討します。

#### 【主な事業】

- クリーン推進員事業
- ごみ減量推進事業
- 生ごみ処理機器購入費補助金交付事業
- 食品ロス削減推進事業
- ごみの有料化検討事業

### (2) 資源の循環利用の推進

ごみや資源の分別方法を周知徹底し、地域との連携による資源循環の更なる推進を図ります。

粗大ごみとして搬出された利用可能な家具類は、市民に無償譲渡し、再利用する取組を継続して実施します。

#### 【主な事業】

- リサイクル推進事業
- リサイクル推進啓発事業
- 不要家具の再利用事業

### (3) 市民意識の向上

4Rについての市民意識向上を図るため、環境講座や出前講座など各種講座を開催します。

ごみの分別方法については、パソコンやスマートフォンで検索できる羽生市ごみ分別辞典を活用し、更なる情報の充実を図るなど、市民に分かりやすく周知します。

#### 【主な事業】

- 環境講座・出前講座の開催
- ごみの分別・減量等の情報発信の充実

### (4) 処理体制の維持及び新たな処理施設の整備

行田市との新たなごみ処理施設の共同整備を推進します。

また、新たなごみ処理施設の稼働までは、清掃センターを適切に管理し、安定した運転を維持します。

#### 【主な事業】

- 行田市とのごみ処理施設共同整備事業
- 清掃センターの適切な維持管理

## □ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
市民1人1日あたりのごみ排出量(g)	総排出量／(人口×365日)	965	897
再生利用率(%)	資源物量／総排出量	23.5	27.2
最終処分率(%)	最終処分量／総排出量	3.6	3.0

## □ 市民の役割

- ・ごみの発生を意識して抑制することやごみの分別を徹底することが望れます。
- ・循環型社会を形成していくため、必要なないものは購入しない、詰め替え商品を利用するなど4Rの取組を推進していくことが望れます。
- ・家庭にある食材を確認し、生ごみや食品ロスの削減を推進していくことが望れます。

## □ 関係計画等

- ・第3次羽生市環境基本計画（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）
- ・羽生市一般廃棄物処理基本計画（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）



クリーン推進員



清掃センター

## 7-3 環境保全の推進 一快適な生活環境で暮らせるまちをつくりますー

### □ 施策の目的

「第3次羽生市環境基本計画」に掲げた環境像「水と緑を生かし、安心して暮らせる環境にやさしいまち」の実現に向け、市民・事業者・市が協働し、持続可能な社会を目指します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

本市は、令和3（2021）年3月に策定した「第3次羽生市環境基本計画」に基づき、持続可能な社会の実現に向け、市民や事業者と連携して各種施策を推進しています。

また、大気の観測や河川などの水質調査を実施し、公害の防止や水質の保全を図るとともに、環境講座の開催や環境家計簿\*などの取組により、市民の環境に対する意識の向上に努めています。

更に、脱炭素社会の構築を目指し、住宅用太陽光発電設備や蓄電池を設置する市民に対し補助を行うなど、再生可能エネルギー設備の普及促進を図っています。

国は、令和3（2021）年5月に改正地球温暖化対策推進法を成立させるなど、2050年までにカーボンニュートラルを目指すとしており、本市も、気候変動の緩和と適応を進めるため、エネルギーの有効活用や脱炭素社会の構築に向けた取組を一層推進していくことが必要です。

### □ 施策の課題

1	生活環境の保全
2	温暖化防止等による環境保全
3	環境問題に対する意識の向上
4	公共用水域の水質の保全

### □ 主な取り組み

#### (1) 公害の防止

水質や大気、騒音等の観測を行い、測定値を公表します。

環境基準値を超過した場合には、改善指導を徹底し、相談案件についての予防対策等を講じます。

禁止されている野外焼却を行ったものに対し指導を行います。

#### 【主な事業】

- 環境指標の観測調査
- 公害に対する行政指導

## (2) 温室効果ガス排出削減及び気候変動への適応

公共施設における二酸化炭素排出量の削減を率先して行うとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入を促進し、脱炭素社会の構築を目指します。また、地球温暖化に対する適応策を推進します。

### 【主な事業】

- 環境配慮型機器導入補助金交付事業
- 脱炭素化に向けた省エネ・再エネ導入検討・推進事業
- 地球温暖化適応策の推進

## (3) 市民の環境意識の向上

環境講座の開催や環境家計簿の実施などを通して、市民の環境意識の向上を図ります。屋敷林や水路、田畠など、身近にある自然環境と、そこに生息する動植物を守るための意識の啓発に取り組みます。

環境について市民が考える機会を設けるため、公害関係の観測データ等を広報誌やホームページ等で公表するとともに、内容の充実を図ります。

ごみのポイ捨てについては、適切な指導を行います。また、ペットのふんの適正処理について、飼い主のマナーの向上を図ります。

### 【主な事業】

- 環境講座の開催
- 環境家計簿の普及事業
- ごみのポイ捨て禁止やペットのふんの適正処理などのマナー啓発事業

## (4) 水質の保全

市内を流れる河川や水路について定期的な公共用水域の観測を行うとともに、公共施設や事業所の排出水を定期的に検査し、水質保全に取り組みます。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽\*へ転換する場合には、引き続き補助金を交付するなどして、合併処理浄化槽への転換を促進していきます。

また、浄化槽の維持管理に必要な清掃や保守点検、法定検査を行うよう、啓発活動を行います。

公共用水域の水質保全を図るため、し尿・汚泥処理施設の適切な運用を行います。

### 【主な事業】

- 公共用水域の観測調査
- 合併処理浄化槽の整備促進事業
- 適切なし尿・汚泥処理

## □ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
本市の事務事業に伴う排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	活動の種別による温室効果ガス排出量の合計	7,767	5,700
環境家計簿取組世帯数（世帯）	市内の小学5年生対象	157	280
水質・大気・騒音の測定値の基準値達成率（%）	測定箇所の基準値内の達成率	76.9	90.0

## □ 市民の役割

- ・野外焼却等、禁止事項の順守など生活環境を保全することが望れます。
- ・太陽光発電など再生可能エネルギーの活用や次世代自動車への乗り換えなど脱炭素化の取組に努めることが望れます。
- ・環境講座や地域で行う環境保全活動などに積極的に参加することが望れます。
- ・ごみのポイ捨てをしないなど環境意識の向上に努めることが望れます。

## □ 関係計画等

- ・第3次羽生市環境基本計画（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）
- ・羽生市一般廃棄物処理基本計画（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）
- ・羽生市生活排水処理基本構想（令和2（2020）年度～令和7（2025）年度）
- ・第3次省エネ・エコオフィス実践プラン21（羽生市地球温暖化対策実行計画・事務事業編）  
(令和3（2021）年度～令和12（2030）年度)



宝蔵寺沼ムジナモ自生地（国指定天然記念物）



ほつと螢の里

## 7-4 空き家・空き地対策の推進 ー空き家・空き地が活用され発生しないまちをつくりますー

### □ 施策の目的

空き家・空き地の発生を未然に防止することや適切な管理・活用の促進により、良好な生活環境を守ります。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

平成29（2017）年度に実施した空家等実態調査において、本市には、市内全域に602件の空き家等があることが判明しました。

その調査結果に基づき、平成31（2019）年3月に「羽生市空家等対策計画」を策定し、空き家等の対策についての基本的な考え方を明確にするとともに、空き家等に関する総合相談窓口（ワンストップ窓口）を設置しました。

また、令和元（2019）年度から、全ての固定資産税納税通知書に空き家・空き地の適切な管理を促す文書を同封し意識向上を図っています。更に、空き家・空き地の管理等に困っている方を対象とした、専門家による「空き家・空き地個別相談会」を実施し、必要に応じて空き家・空き地バンクへの登録につなげ、空き家等の解消に努めています。しかしながら、不適切な管理状況が散見されていることから、引き続き適切な管理を促していくことが必要です。

今後は、「第2次羽生市空家等対策計画」に基づき、改めて空き家等の実態を把握し、跡地活用の促進を図ることが必要です。

### □ 施策の課題

1	空き家等の実態把握及びデータベースの整備
2	空き家・空き地の適切な管理及び跡地活用の推進
3	不適切な管理状況の空き家等への緊急措置の実施
4	空き家・空き地バンクの運営

### □ 主な取り組み

#### (1) 「羽生市空家等対策計画」の施策の実施

計画に定められた方針に基づき、空き家等の発生抑制、管理不全解消の促進、有効活用の促進、相談体制の構築といった施策を実施します。

##### 【主な事業】

- 空き家・空き地の適切な管理に係る意識啓発
- 空き家・空き地個別相談会の開催
- 定期的な空家等実態調査の実施及びデータベースの整備
- 空き家等の跡地の活用

**(2) 不適切な管理状況の空き家等への緊急措置**

「羽生市空家等の適切な管理に関する条例」に基づき、老朽化による空き家の倒壊等を回避するため、必要な緊急措置を実施します。

**【主な事業】**

- 「羽生市空家等の適切な管理に関する条例」の運用
- 改善指導及び特定空家等\*への認定

**(3) 空き家・空き地バンクの運営**

空き家・空き地バンクを運営し、空き家及び空き地の有効活用と定住促進による地域の活性化を図ります。

**【主な事業】**

- 空き家・空き地バンクの運営

**□ 目標指標**

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
指導した空き家・空き地の改善状況（%）	改善された件数／指導した件数	42.4	70.0
空き家・空き地バンクの登録件数（件）	登録件数の累計	36	60

**□ 市民の役割**

- ・管理不全な空き家・空き地を新たに発生させないよう、市のワンストップ窓口に相談するなど、事前の情報収集が望されます。
- ・空き家・空き地の所有者は、適切な管理に努めるとともに、有効活用することが望されます。

**□ 関係計画等**

- ・第2次羽生市空家等対策計画（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）



羽生駅西口からの眺望



羽生市空家等対策協議会

## **政策8 行政経営**

**～健全な経営で自律するまちをつくる～**

## 8-1 危機管理の充実 一様々な危機に対応し、市民を守るまちをつくりますー

### □ 施策の目的

地震・洪水などの自然災害、新型インフルエンザ等の感染症、原子力発電所の事故等による放射性物質汚染、テロ行為、武力攻撃事態<sup>\*</sup>など、市民の生命、身体、財産及び市政に重大な影響を及ぼす全ての危機事象に対して、市が取り組むべき危機管理体制を整えます。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

令和3年（2021）年3月に、地震や洪水など大きな被害をもたらす可能性のある大規模な自然災害対策として、地域強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「羽生市国土強靭化地域計画」を策定しており、計画に位置付けた取組を着実に推進しています。

また、国民保護計画を改定するなど、様々な危機に対応するための計画やマニュアルを整備し、危機の発生時において迅速に対応できるよう備えています。

新型コロナウイルス感染症の流行に際しては、感染拡大防止のため、令和2（2020）年2月に新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げるなど、危機管理に適切に対応してきました。

危機事象が発生した場合に、その被害を最小限に抑え、市民の生命、身体及び財産を守るために、国、県、企業及び市民との連携による総合的な危機管理体制の強化が求められています。また、この体制が有効に機能するために、市民一人ひとりが危機管理意識を持つことが大切です。

引き続き、感染症対策を強力に推進するとともに、テロ行為、武力攻撃事態などへの対応として「羽生市国民保護計画」を推進します。

### □ 施策の課題

1	危機管理体制の強化
2	国土強靭化の推進
3	市民の危機管理意識の醸成
4	国、県、企業及び市民との連携強化

## ■ 主な取り組み

### (1) 市の危機管理体制の整備

市民の生命、身体、財産及び市政に重大な影響を及ぼす全ての危機事象に対して迅速かつ的確に対応できるよう、危機事象に応じた危機管理体制を確立するとともに、国土強靭化地域計画に基づく各施策の推進や職員一人ひとりの危機管理意識、危機事象への対応力の向上を図ります。

また、総合防災訓練等を通して、地域での共助や危機管理に対する市民の意識向上を図ります。

#### 【主な事業】

- 職員初動マニュアルの見直し事業
- 危機管理個別マニュアル策定事業
- 「業務継続計画\*（B C P）」の見直し事業
- 総合防災訓練実施事業

### (2) 市民への情報提供

大規模災害や想定外の危機へ対応するため、防災行政無線、全国瞬時警報システム\*（J－A L E R T）、ホームページ、メール配信サービス等を整備し、市民に対し正確かつ迅速に情報を提供します。

#### 【主な事業】

- 防災行政無線管理運営事業
- 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の管理事務
- ホームページによる情報提供
- メール配信サービス運営事業
- 防災アプリの活用事業

### (3) 関係各機関との連携の強化

自然災害や新型インフルエンザ等の感染拡大、武力攻撃事態など、様々な危機事象の発生に備え、情報提供や訓練の実施などについて、国や県などの関係機関との連携を強化します。

#### 【主な事業】

- 新型インフルエンザ等感染症対策推進事業
- 国・県等関係機関との連携強化

## ■ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
「羽生市地域防災計画」、「羽生市国土強靭化地域計画」の見直し回数（回）	見直し回数の累計	1	7
個別危機に対して対策本部を迅速に設置できた割合（%）		100.0	100.0

## ■ 市民の役割

- ・「危険を察知してわが身を守る」という自主判断能力を高めることができます。
- ・日頃から家庭や個人での備えが望されます。
- ・行政機関からの避難に関する情報に敏感になり、各情報に応じた避難行動が望されます。

**■ 関係計画等**

- ・羽生市地域防災計画（昭和55（1980）年3月策定）
- ・羽生市危機管理指針（平成22（2010）年4月策定）
- ・羽生市国民保護計画（平成23（2011）年9月策定）
- ・羽生市国土強靭化地域計画（令和3（2021）年3月策定）



羽生市周辺の全景

## 8-2 持続可能な財政運営 一健全な財政を堅持するまちをつくりますー

### □ 施策の目的

生産年齢人口が減少する中、限られた経営資源を効率的に配分し、持続可能な財政運営を構築します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

全国的に高齢化が進展する一方、長年、出生数の減少が続いてきたことから、生産年齢人口が減少しております、本市も市税収入への影響が懸念されます。

本市の財政状況を示す各指標は改善傾向にあるものの、実質公債費比率や将来負担比率などの指標は、依然として県平均よりも高く厳しい状況にあります。

前期基本計画期間中には、歳入確保のため、自主財源の根幹をなす市税の収納対策を図り、収納率が向上しました。また「羽生市公共施設等総合管理計画」に基づき、市の現状に合わせた最適な公共施設の配置に向け、「羽生市公共施設個別施設計画\*」を策定しました。

一方、新型コロナウィルス感染症の流行も長期にわたっており、景気と財政への悪影響が懸念されます。

今後は、生産年齢人口が減少する中でも市税収入の確保に努め、開発が進められている上岩瀬産業団地や岩瀬土地区画整理事業地の早期収益化、公共施設個別施設計画におけるリーディングプロジェクト\*の実施、自主財源の確保を進め、健全な財政運営を図ります。

### □ 施策の課題

1	効率的な財政運営
2	市税等自主財源の確保
3	羽生市公共施設等総合管理計画及び羽生市公共施設個別施設計画の着実な実施

### □ 主な取り組み

#### (1) 効率的な財政運営

更なる人口構造の変化やインフラを含む公共施設の更新等を踏まえ、限られた財源を有効活用します。

また、市の財政状況や今後の見通しについて職員全員で情報を共有し、効率的な財政運営に対する意識の向上を図ります。

#### 【主な事業】

- アウトソーシング\*の推進
- 地方公会計制度\*の運用
- 財政情報の公表
- 中期財政計画の策定
- 公債費管理計画の策定

## (2) 安定した財源の確保

自主財源の根幹をなす市税の適正な賦課・徴収を図るとともに収納対策を実施することにより、収納率向上に取り組みます。

その他の自主財源として、市有財産の有効活用や未利用地の売却、ふるさと納税制度の効果的な運用、各種広告料収入等により市税以外の歳入を確保します。また、受益者負担の原則に基づき、各使用料や手数料の見直しを定期的に実施します。更には、企業版ふるさと納税等、新たな制度の活用を図ります。

### 【主な事業】

- 自主財源の確保
- 適正課税の実施
- 収納対策の実施
- 公有財産の活用

## (3) 「羽生市公共施設等総合管理計画」による施設の最適化

計画的な保全と維持管理により、公共施設の長寿命化を図ります。また、社会環境の変化を勘案した公共施設の複合化・適正化により、財政負担の削減・平準化を図ります。

### 【主な事業】

- 羽生市公共施設個別施設計画の進捗管理

## □ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
市税収納率（%）	市税（国民健康保険税を除く）の収納率（滞納繰越分を含む）	98.0	98.6
将来負担比率（%）	財政規模に対する借入金などの負債の割合	73.1	73.0
経常収支比率（%）	財政構造の弾力性を判断する指標	91.7	91.7

## □ 市民の役割

- ・納税者として市税について正しく理解し、適正に申告し納付することが望されます。
- ・財政状況を正しく理解することが望されます。

## □ 関係計画等

- ・羽生市公共施設等総合管理計画（平成28（2016）年度～令和42（2060）年度）
- ・羽生市公共施設個別施設計画（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）

## 8-3 開かれた市政の推進 ー行政が正しく情報を扱い、市民が活用できるまちをつくりますー

### □ 施策の目的

市民の市政への関心を高めるため、市政に関する情報や市民生活に必要な情報などを分かりやすく発信・提供し、市民と情報を共有します。また、市民の個人情報をはじめ、行政が保有する情報を適正に管理します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

市政に関する情報を市民と行政が共有していくために、市は正しく情報を管理し、市民に分かりやすく情報を発信していくとともに、情報公開請求にも適正に対応する必要があります。

また、行政が保有する個人情報の取り扱いについては、令和2年（2020）年の個人情報の保護に関する法律の改正により、全国統一の取り扱いが求められており、これに対応していく必要があります。

本市では、様々な年代の市民が、市政に関する情報を入手しやすいよう、広報誌を工夫して発行するとともに、ホームページ、SNS、メール配信サービスなどのICT（情報通信技術）を有効活用し、多様な方法で市内外に向けて広範囲に情報発信を行っています。

また職員研修を実施し、情報セキュリティの保護及び情報公開・個人情報保護制度の適正な運用を図っています。

今後も公正で透明性の高い行政経営と市民の知る権利の確保のため、情報発信の拡充と適正な情報管理、的確な情報公開を実施します。また、個人情報の保護に関する法律の改正に合わせた個人情報保護制度の適正な運用を図ります。

### □ 施策の課題

1	市民との情報共有の強化
2	見やすく魅力ある広報誌、ホームページの充実
3	行政経営の透明性の確保
4	個人情報（マイナンバーを含む。）を含めた情報セキュリティの確保
5	個人情報の保護に係るガイドライン等の整備

### □ 主な取り組み

#### (1) ICTの活用による情報共有

ホームページやメール配信サービスを活用し、市からの情報を的確かつ正確に提供することにより、市民との情報共有を継続的に行います。また、情報提供方法の多様化を図るため、市民が利用しやすいSNS等の活用を推進します。

##### 【主な事業】

- ホームページ活用事業
- SNS等活用事業

**(2) 広報の充実**

市政及び市民生活に必要な情報を提供できるよう、広報誌やホームページなどの充実を図ります。また、マスメディアをはじめとした多様な媒体を活用して、迅速な情報発信を行います。

**【主な事業】**

- 広報誌発行事業
- 多様な媒体での情報発信

**(3) 情報の公開と適正な運用**

情報公開制度の適正な運用や行政経営の意思決定過程等の公開など、市民に対し説明責任を果たすことで信頼性を確保し、透明性のある行政経営を進めます。

また、行政手続のルールについて、標準的な処理期間等の明確化を図るとともに、市民の権利・利益救済のため、行政不服審査制度\*に対する体制を整えます。

更に、改正された個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報保護制度を適正に運用し、市が保有する情報資産を適正に管理します。

**【主な事業】**

- 情報公開・個人情報保護研修事業
- 個人情報保護制度見直し事業
- 行政手続制度の運用事業
- 行政不服審査体制整備事業

**(4) 情報セキュリティの徹底**

市が保有する個人情報（マイナンバーを含む。）等の市民の重要な情報資産を適切に管理・運用するため、職員等の研修の充実や情報管理の強化を図ります。

また、サイバー犯罪\*や災害等による危機への対策に継続して取り組み、情報セキュリティを強化します。

**【主な事業】**

- 情報セキュリティ研修事業
- 情報セキュリティ監査事業
- 情報セキュリティ強化事業

**□ 目標指標**

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
メール配信サービスの登録数（件）		9,010	9,500
広報誌を読む人の割合（%）	市民アンケート・市民意識調査により「必ず読む」、「ときどき読む」を合わせた割合	81.1	86.6
行政不服審査処理割合（6か月以内）（%）		100.0	100.0
情報漏えいの件数（件）		0	0

**□ 市民の役割**

- ・広報誌やホームページ等により、市の情報を取得することが望されます。
- ・市政への関心を高め、市と情報を共有することが望されます。
- ・情報公開制度及び個人情報保護制度の趣旨を理解し、各制度を適切に活用することが望されます。

## □ 関係計画等

- ・羽生市情報セキュリティポリシー（平成15（2003）年度策定）
- ・特定個人情報安全管理基本方針（平成27（2015）年度策定）



ICTを活用した行政サービス



法律相談

## 8-4 行政経営の効率化 ー効率的で質の高い行政のまちをつくりますー

### □ 施策の目的

限られた財源と経営資源を有効に活用するとともにDXを推進し、多様化する市民ニーズに的確に対応した行政サービスの提供と行政経営の効率化を進めます。  
また、人口減少や少子高齢化、地域経済の縮小から生じる課題を克服します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

前期基本計画期間中には、深刻化する人口減少・少子高齢化及びこのことに伴う地域経済の縮小に対応するため、地方創生関連の施策の推進が強く求められてきました。また、厳しい財政状況の中、あらゆる分野において効果的・効率的な行政経営、人材の育成と活用、広域行政の推進を図っていく必要があります。

「第6次行政改革大綱・前期行政改革プログラム」を推進し行政経営の効率化を進めるとともに、必要最小限の職員体制においても市民ニーズに的確に対応するため、各種職員研修や職員提案制度\*などにより職員の育成や活用を図り、適正な定員管理を行いました。

広域行政の推進においては、行田市とのごみ処理施設の共同整備に向けた協議を進めることができました。

また、総務省から「自治体DX推進計画（令和2（2020）年12月）」が示され、デジタル化社会の進展に合わせた行政サービス・行政経営の変革が求められています。

デジタル化については、インターネットによる電子申請・届出サービスの拡充や、マイナンバーカードを利用した住民票等各種証明書を全国のコンビニ等で取得できるコンビニ交付システムの導入のほか、RPA\*など新たなデジタル技術の実証試験を行い、更なる事務の効率化の検討を進めました。

人口減少・少子高齢化対策として、「第2次羽生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた4つの基本目標を達成するため、各事業の実施状況や効果を把握・検証しながら、施策の推進に取り組みました。

引き続き、「第2次羽生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を強力に推進するとともに、「第6次羽生市行政改革大綱・後期行政改革プログラム」、令和4（2022）年3月に策定した「羽生市DX推進計画」を着実に進め、行政サービスの向上と効率的・効果的な行政経営を図ります。

### □ 施策の課題

1	より効果的・効率的な行政経営
2	窓口サービス、市民相談の充実
3	DXの推進による行政サービスの質の向上・業務の更なる効率化
4	職員数の適正化、職員の能力向上
5	ごみ処理施設整備等の広域行政の推進
6	人口減少・少子高齢化の課題の克服

## ■ 主な取り組み

### (1) 効果的・効率的な行政経営

「第6次羽生市行政改革大綱・後期行政改革プログラム」の着実な実施に向けた進行管理を行います。

また、市民に質の高いサービスを提供するために、行政評価を活用し、事業の選択と集中を図ります。

更に、窓口サービス及び相談業務の充実に努め、市民にとって安心感と信頼感を持てる市役所づくりを推進します。

#### 【主な事業】

- 第6次行政改革大綱事業
- 行政評価事業
- 窓口・相談業務事業

### (2) DXの推進による行政経営の効率化

書面・押印・対面を前提とした行政手続の見直し、マイナンバーカードの活用によるオンライン化の推進など、更なる行政サービスの向上につなげます。

また、国が進めている自治体の行政システムの標準化・共通化にも対応していきます。

更に、AI-OCR\*やRPAなどのデジタル技術を本格的に導入し、業務の自動化や省力化を図り、行政経営の効率化を進めます。

#### 【主な事業】

- 行政手続のオンライン化
- マイナンバー制度活用事業
- 行政システムの標準化・共通化
- AI-OCR・RPA等デジタル技術の活用

### (3) 人材の育成と活用

職員の適正な定員管理を行うとともに、能力開発や政策形成能力の向上を図り、適材適所の人事配置に努めます。更に、職員の健康増進と質の高い生活及びワーク・ライフ・バランスの実現のため、働き方改革を推進します。

また、拡大する行政需要に効果的かつ的確に対応できるよう、組織機構の見直しを柔軟に検討し、必要に応じ実施します。

#### 【主な事業】

- 職員定員管理事業
- 職員研修事業
- 組織機構改正事業

### (4) 広域行政の推進

近隣自治体を結ぶ道路・鉄道等の交通網の整備、大規模災害への対応、公共施設の相互利用、医療等、広域的に取り組む施策を効果的に推進するため、県や関係自治体、関係機関との連携を強化します。

また、単独での実施に比べ、広域連携による実施がより効果的・効率的であるものについては、今後も市の自主性・自律性を維持しながら、関係自治体と協議し積極的に推進します。

#### 【主な事業】

- 北埼玉地域「彩の国づくり」連絡協議会事業
- 一部事務組合、広域連合事業
- 事務の広域化推進事業

**(5) 地方創生の推進**

人口減少・少子高齢化から発生する課題の克服と地域経済の活性化を図るため、「第2次羽生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に実施します。

**【主な事業】**

- 「羽生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」事業

**□ 目標指標**

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
「第6次羽生市行政改革大綱・後期行政改革プログラム」の目標指標の達成率（%）	達成項目／実施項目	52.6	100.0
電子申請の利用件数（件）		4,595	5,000
マイナンバーカードの普及率（%）		36.1	90.0
「第2次羽生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標指標の達成率（%）	達成項目／実施項目	60.0	100.0

**□ 市民の役割**

- ・市政に関心を持つことが望されます。
- ・市から提供されるデジタル技術やマイナンバー制度を活用したサービスを有効利用することが望まれます。

**□ 関係計画等**

- ・羽生市人材育成基本方針（平成18（2006）年2月策定）
- ・羽生市人口ビジョン（平成27（2015）年度～令和42（2060）年度）
- ・第5次定員適正化計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）
- ・第2次羽生市まち・ひと・しごと創生総合戦略  
(令和2（2020）年度～令和6（2024）年度)
- ・第2次羽生市特定事業主行動計画（後期）  
(令和3（2021）年度～令和7（2025）年度)
- ・羽生市DX推進計画（令和4（2022）年度～令和7（2025）年度）
- ・第6次羽生市行政改革大綱・後期行政改革プログラム  
(令和5（2023）年度～令和9（2027）年度)

## 資料

### 1 計画策定方針

#### 第6次羽生市総合振興計画後期基本計画策定方針

##### 1 計画の策定趣旨

本市は、「市民参加、市民参画、市民協働」、「次世代に引き継ぐ、次世代に誇れるまちづくり」をまちづくりの基本理念とし、「誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生」を将来都市像とする第6次総合振興計画基本構想を平成30（2018）年3月に策定した。現在は、前期基本計画にのっとり、総合的かつ計画的にまちづくりを進めているところである。

この度、第6次羽生市総合振興計画前期基本計画が、令和4（2022）年度末に満了を迎えるに当たり、まちづくりを進めるうえでの指針となる時代の流れに順応した第6次羽生市総合振興計画後期基本計画を策定するものである。

##### 2 基本的な考え方

###### (1) 第6次羽生市総合振興計画前期基本計画を引き継ぐ計画

第6次羽生市総合振興計画基本構想では、その計画期間を10年間としつつ、前期5年間後期5年間と、社会情勢を踏まえて変更することを期待している。

したがって、基本的には全体の「基本構想」及び「施策の大綱」を踏襲した計画とし、加えて近年の社会情勢を十分に踏まえた計画を策定する。

###### (2) 計画の位置付け

平成23（2011）年8月の地方自治法の改正により、市町村に対する基本構想策定の義務付けがなくなったものの、引き続き中長期的視点から、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための最上位計画として位置付けている。

##### 3 計画の構成

構成は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」とする。

###### (1) 基本構想

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想で、市民と行政のまちづくりに対する基本的な考え方となる「理念」や、理念に基づき本市の目指すべき姿を示す「将来都市像」や「施策の大綱」を定める。

計画期間：平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）の10年間

###### (2) 基本計画

基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画で、基本構想で示された将来都市像を実現するための基本的な方向性と施策を定める。

計画期間：後期：令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）の5年間  
 （前期：平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）の5年間

- ・構成や表現なども含め、市民に分かりやすい計画とする。
- ・P D C Aサイクルを意識したマネジメントしやすい計画とする。
- ・現行の「羽生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「羽生市人口ビジョン」の内容を生かした計画とする。
- ・D Xの推進、脱炭素社会の実現等、新たな社会の動きやS D G sに掲げられた各目標を考慮した計画とする。

### (3) 実施計画

基本計画に定められたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画で、基本計画で定められた施策を優先順位に基づいて具体的に実施できる形として定める。社会経済情勢の変化に応じて、毎年度見直すローリング方式とする。

計画期間：令和5年度（2023年度）～令和7年度（2025年度）の3年間

## 4 策定の体制

### (1) 市民参加

名 称	構 成	役 割
総合振興計画審議会	【30人以内】 ・市教育委員会の委員 ・市農業委員会の委員 ・市職員 ・市内の公共団体等の役員及び職員 ・学識経験者（公募委員含む）	・総合振興計画の調整に関し、必要な調査及び審議を行う。
行政改革推進委員会	【10人】 ・市政の運営に優れた識見を有すると認められる市民	・前期基本計画の各施策について、令和2年度までの評価を行う。
未来カフェ羽生	【30人程度】 ・まちづくりに優れた識見を有すると認められる市民	・今後のまちづくりについて提案等を行う。
アンケート調査 ・市民意識調査 (令和2（2020）年度に実施済み) ・市民アンケート	【無作為抽出された市民】 ・住民基本台帳から地区別に無作為抽出。	・市内に在住する18歳以上の市民に郵送法（郵送による配布・回収）により意見を伺う。
パブリックコメント	【全市民】 ・窓口への持参、郵便、ファクシミリ、電子メール等で意見を寄せていただく。	・市が基本的な政策の意思決定を行う前に、広く意見を伺う。

## (2) 庁内体制

名 称	構 成	役 割
総合振興計画策定本部	【16人】 ・経営会議メンバー (会長) 市長 (副会長) 副市長	・計画策定における庁内の意思決定を図る。 計画案について検討し、専門部会に対し必要な指示を与える。
総合振興計画専門部会	【40名】 ・課長級 (会長) 企画財務部長 (副会長) 企画課長	・政策ごとに部会を設け、部会ごとに課題の検討、計画素案の調整を行い、計画素案を策定本部に提出する。
総合振興計画 研究プロジェクト	【10名程度】 ・係長級以下の若手メンバー	・職員の意見を計画案に反映させるため、計画に係る職員アンケート等を基に成果をまとめ専門部会に報告する。

## 第6次羽生市総合振興計画構成イメージ

## 基　　本　　構　　想

【平成30年度～令和9年度】  
 (2018年度～2027年度)

## 前　期　基　本　計　画

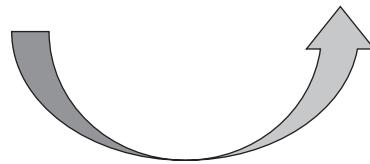
【平成30年度～令和4年度】  
 (2018年度～2022年度)

## 後　期　基　本　計　画

【令和5年度～令和9年度】  
 (2023年度～2027年度)

行政評価による検証・改善  
 庁内体制……行政改革推進本部  
 外部評価……行政改革推進委員会

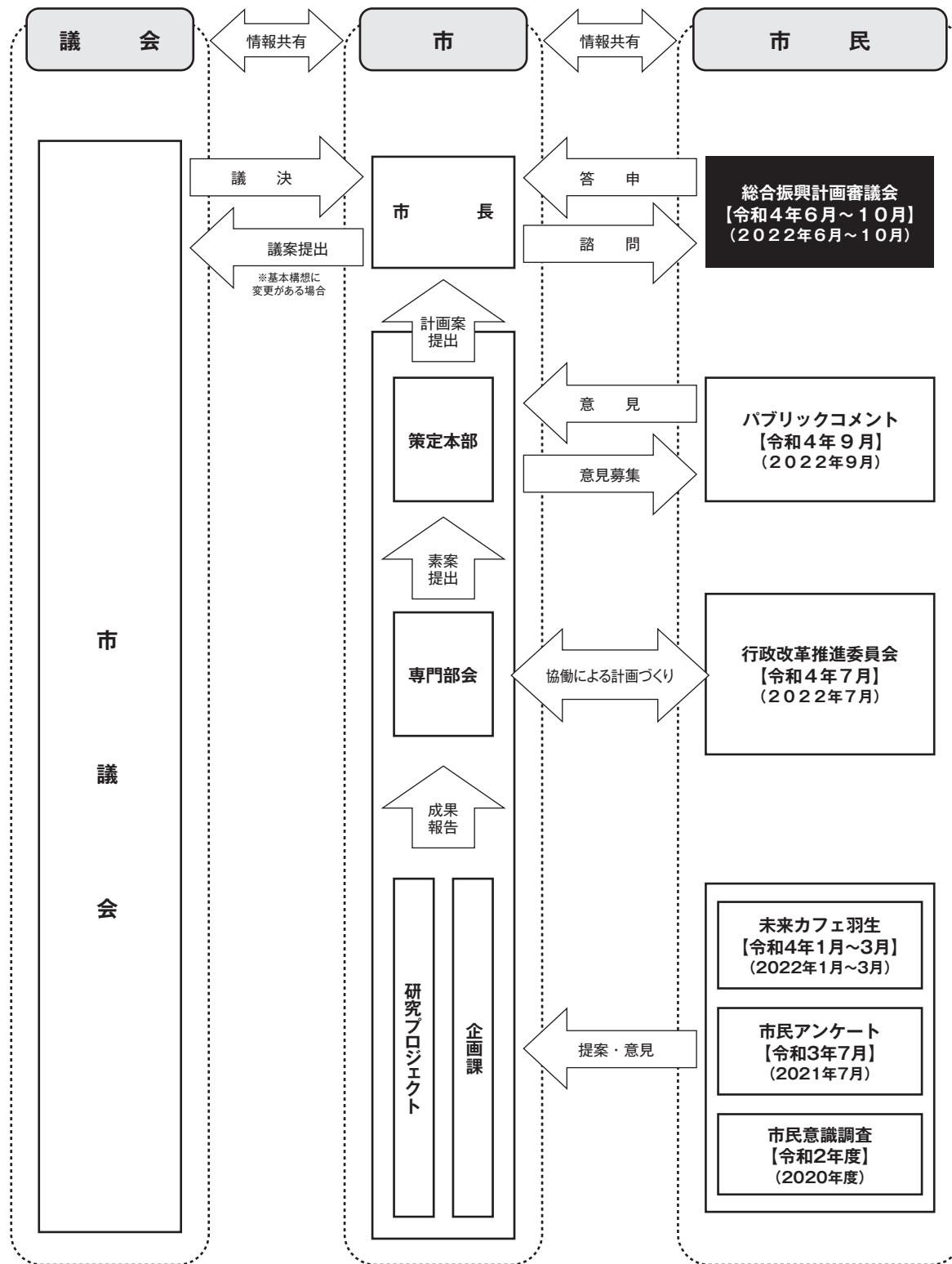
将来都市像の実現



【令和3・4年度】  
 (2021・2022年度)

- 第6次総合振興計画前期基本計画の  
 検証・見直し  
 基本構想・後期基本計画の策定
- ①施策評価の実施
  - ②社会情勢と市の現況及び課題の整理
  - ③市長公約の反映
    - ・「日本一魅力ある羽生市」を目指す
    - ・「単独での自主自律」
    - ・「観光交流人口100万人」の実現
  - ④市民との協働によるまちづくりの推進
  - ⑤安全で安心なまちづくりの推進
  - ⑥土地利用構想の検証

## 市民との協働による計画づくりフローチャート



## 2 計画策定の経過

年 月 日	実 施 内 容
令和2年11月～12月	市民意識調査実施
令和3年 7月 5日	「第6次羽生市総合振興計画後期基本計画」策定方針決定
9月 3日	第1回策定本部開催
10月 4日	第1回専門部会開催
10月～12月	市民座談会実施
10月	職員アンケート実施
10月～12月	総合振興計画研究プロジェクト会議開催
10月～12月	各課調書作成
令和4年 1月 16日	第1回未来カフェ羽生開催
1月～3月	政策別意見調査（第2回未来カフェ羽生中止に伴う書面調査）
2月	専門部会第1回各部会開催
3月	専門部会第2回各部会開催
4月 18日	第2回策定本部開催
6月 6日	第3回策定本部開催
6月 20日	第1回総合振興計画審議会開催 市長から審議会会长に第6次羽生市総合振興計画後期基本計画（案）を諮問
7月 13日	第1回行政改革推進委員会開催
7月 25日	総合振興計画審議会第2部会（第1回）開催
7月 26日	総合振興計画審議会第1部会（第1回）開催
8月 2日	総合振興計画審議会第1部会（第2回）開催
8月 4日	総合振興計画審議会第2部会（第2回）開催
9月 1日～ 9月 30日	第6次羽生市総合振興計画後期基本計画（案）のパブリックコメント実施
10月 20日	第2回総合振興計画審議会開催
11月 30日	審議会会长から第6次羽生市総合振興計画後期基本計画（案）について答申

### 3 羽生市総合振興計画審議会条例

#### 羽生市総合振興計画審議会条例

昭和45年12月23日  
条例第35号

資

料

##### (目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、羽生市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

##### (設置)

第2条 市長の諮問に応じ、総合振興計画（国土利用計画を含む。）の調整に関し必要な調査及び審議を行うため、羽生市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

##### (組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市の教育委員会の委員
- (2) 市の農業委員会の委員
- (3) 市の職員
- (4) 市内の公共団体等の役員及び職員
- (5) 学識経験を有する者

##### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

##### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

##### (部会)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

##### (会議)

第8条 審議会又は部会は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

##### (庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画財務部企画課において処理する。

##### (委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 羽生市新市建設審議会条例（昭和32年条例第12号）は、廃止する。

附 則（昭和49年10月1日条例第24号抄）

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。  
(昭和49年11月規則第17号で、同49年11月25日から施行)

附 則（昭和54年10月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年10月1日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年6月23日条例第16号）

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（令和3年12月17日条例第30号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### 4 羽生市総合振興計画審議会委員名簿

(任期 令和4(2022)年6月20日～令和6(2024)年6月19日まで) (敬称略)

	役職名	氏名	部会	審議会条例第3条第2項による区分
1	会長	長谷川 光男	第1部会	市内の公共団体等の役員及び職員
2	副会長	鎌田 和子	第2部会	学識を有する者
3		高瀬 賢一	第1部会	市の教育委員会委員
4		中島 牡雄	第2部会	市の農業委員会委員
5		甲山 浩	第1部会	市の職員
6		乾 雅実	第2部会	市内の公共団体等の役員及び職員
7		谷島 栄太	第2部会	市内の公共団体等の役員及び職員
8		宮崎 初枝	第1部会	市内の公共団体等の役員及び職員
9	第1部会 部会長	角屋 房男	第1部会	市内の公共団体等の役員及び職員
10		柿沼 スミ江	第1部会	市内の公共団体等の役員及び職員
11		坪井 淳	第1部会	市内の公共団体等の役員及び職員
12		岡戸 治郎	第2部会	市内の公共団体等の役員及び職員
13		福田 剛史	第2部会	市内の公共団体等の役員及び職員
14	第1部会 副部会長	小澤 和恵	第1部会	市内の公共団体等の役員及び職員
15		浜島 英仁	第2部会	市内の公共団体等の役員及び職員
16		羽鳥 正行	第2部会	市内の公共団体等の役員及び職員
17		小久保 雅夫	第1部会	市内の公共団体等の役員及び職員
18		田中 圭子	第1部会	市内の公共団体等の役員及び職員
19	第2部会 副部会長	石森 実	第2部会	市内の公共団体等の役員及び職員
20		高柳 好雄	第1部会	市内の公共団体等の役員及び職員
21		金子 重弥	第2部会	市内の公共団体等の役員及び職員
22		清水 浩美	第1部会	市内の公共団体等の役員及び職員
23	第2部会 部会長	入江 建夫	第2部会	学識を有する者
24		木村 健造	第2部会	学識を有する者
25		水野 浩	第1部会	学識を有する者
26		若林 出	第1部会	学識を有する者
27		新井 鼎	第2部会	学識を有する者
28		五月女 彩子	第2部会	学識を有する者
29		関根 直司	第2部会	学識を有する者
30		横島 幸英	第1部会	学識を有する者

**5 諒問書**

羽企発第221号  
令和4年6月20日

羽生市総合振興計画審議会会長 様

羽生市長 河田晃明

**諒問書**

羽生市総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に下記事項について諒問します。

**記****1 諒問事項 第6次羽生市総合振興計画後期基本計画（案）について****2 理由**

市では、平成29年度に策定した第6次羽生市総合振興計画基本構想及び前期基本計画に基づき、将来都市像である「誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生」の創造、実現を目指し、市民が主役のまちづくりに取り組んでおります。

前期基本計画の計画期間は、令和4年度末をもって終了しますので、引き続き基本構想に基づいた後期基本計画を策定し、各種施策を推進していく必要があります。

総合振興計画は、人口減少・少子高齢化、市民の価値観の多様化、DXの推進、脱炭素社会の実現等、社会の動きやSDGsに掲げられた各目標に対応しなければなりません。

このようなことから、これまでの施策の展開を十分に踏まえた上で、第6次羽生市総合振興計画基本構想の実現に向け、後期基本計画を策定することについて、諒問するものです。

**6 答申書**

令和4年11月30日

羽生市長 河田晃明様

羽生市総合振興計画審議会  
会長 長谷川光男

資料

**第6次羽生市総合振興計画後期基本計画（案）について（答申）**

令和4年6月20日付け羽企発第221号において諮問がありました第6次羽生市総合振興計画後期基本計画（案）について、羽生市総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、次のとおり答申します。

**答 申**

当審議会は、計6回にわたり会議を開催し、第6次羽生市総合振興計画後期基本計画（案）について、担当者の説明を受け、政策・事業内容を確認しつつ、慎重に審議を重ねてまいりました。

今回の計画（案）は、現状を分析しながら前期基本計画を検証し、継続するべきものは継承しつつ、計画の実効性を高めるために取組や事業が改定されているものと評価できます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大、SDGsやデジタル化の進展など社会情勢の変化を踏まえた内容となっているものと認められます。

今後の課題としては、目標指標の実現はもちろん、まちづくりの姿勢として掲げられている「市民が主役のまちづくり」をさらに前進させるために、「市民の参加、参画、協働」のより一層の推進が必要です。

そのためには、市民が市政に対し関心を持つことが重要であり、開かれた市政と透明な行政経営を実現し、市民と行政が情報を共有していくこと、また、各審議会等における委員公募の拡大や幅広い層からの公聴の実施など、多くの市民の声が市政に反映されていく仕組みづくりが必要と考えます。

最後に、審議の過程で出された各部会からの個別意見を下記のとおり付記しますので、羽生市の将来都市像「誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生」の実現に向けて十分配慮されることを要望します。

## 記

## (1) 政策1 協働・文化～地域とともに生きるまちをつくる～

- ア 市民協働・参画の推進について、各審議会等における委員の公募の拡大や市民の意見が市政に反映されるような仕組みづくりを進められたい。
- イ コミュニティ支援について、自治会への加入促進を図るために、地域の状況に合わせた取組の強化を図られたい。
- ウ 文化の継承・振興について、災害時を含めた文化財の保護の強化や郷土芸能の継承のための地域の取組への支援を図られたい。
- エ 男女共同参画の推進について、各審議会等における女性委員の登用の拡大など女性の声が市政に反映されるような取組を図られたい。

## (2) 政策2 子育て・教育～子どもを育て学びを高めるまちをつくる～

- ア 子育て支援の推進について、市が組織的に連携して子育てしやすいまちづくりに取り組まれたい。また、子ども食堂への支援など子どもの貧困対策の強化を図られたい。
- イ 家庭教育の充実について、子どもの読書の取組を引き続き進められたい。
- ウ 義務教育の充実について、勉強が苦手な子どもへの対策など学力を向上させる取組の強化を図られたい。また、学校の現場における業務改善を図られたい。
- エ 高等教育機関等との連携について、羽生市学びあい夢プロジェクト事業を魅力のある事業として継続して実施されたい。
- オ 生涯学習の推進について、市民のサークル活動が活性化するような取組を図られたい。

## (3) 政策3 福祉・健康～元気で助け合えるまちをつくる～

- ア 地域福祉の推進について、ケアラー・ヤングケアラーの実態を把握し、対策を図られたい。
- イ 高齢者支援の推進について、いきいき百歳体操の更なる普及などフレイル予防を推進されたい。
- ウ スポーツの振興について、中学校部活動における地域スポーツ団体の活用を図られたい。
- エ 社会保障の適正運用について、生活困窮者がコロナ禍で増えていると思われるが、就労支援を含め適切な支援を図られたい。

## (4) 政策4 安全・安心～いのちと暮らしを守るまちをつくる～

- ア 防災対策の推進について、自助・共助の観点から市民の防災意識が向上するよう啓発強化を図られたい。
- イ 消防・救急・救助体制の充実について、消防団員数の充足に向けた取組を実施されたい。
- ウ 交通安全対策の推進について、通学路の安全性が確保されるよう道路や交通安全設備の整備強化に取り組まれたい。
- エ 防犯対策の推進について、防犯灯等、防犯設備の整備強化を図られたい。
- オ 消費者行政の推進について、消費生活講座の開催の拡大等、意識啓発の取組強化を図られたい。

## (5) 政策5 産業・雇用～活気と魅力あるまちをつくる～

- ア 農業の振興について、農地所有者と耕作者を結びつける取組の強化など農地がしっかりと管理・活用されるよう図られたい。
- イ 観光の振興について、人に来てもらうことで地場産業などの発展へつながっていくような展望を持って取り組まれたい。

- ウ 勤労者支援・雇用の促進について、外国人労働者の増加に伴い外国人に対する教育・福祉・医療などの充実・強化を図られたい。
- エ 企業誘致の推進について、就業機会が確保できるような企業の誘致に積極的に取り組みたい。

(6) 政策6 都市基盤 ～インフラを整え生活を支えるまちをつくる～

- ア 市街地等の整備について、中心市街地における空き家・空き地対策の強化を図られたい。
- イ 道路の整備について、老朽化した橋梁の修繕や撤去等、橋梁を適切に管理されたい。
- ウ 移動手段の確保について、あい・あいバス、のりあいタクシーは、利用実績や利用者のニーズに応じた運行となるよう進められたい。
- エ 上水道の整備について、安定的な給水が図られるよう、水道料金の改定や水源の確保等、水道事業の健全な運営に努められたい。
- オ 公園・緑地の整備について、市民が利用しやすい公園となるよう整備されたい。

(7) 政策7 生活環境 ～きれいで自然を感じるまちをつくる～

- ア 下水道の整備について、地域によって下水処理に係る市民サービスに差がないような事業計画とされたい。
- イ ごみ処理の適正化について、資源ごみのリサイクルに対する市民の意識が高まるよう啓発の強化を図られたい。
- ウ 環境保全の推進について、CO<sub>2</sub>排出量削減の目標達成に向けた取組の推進を図られたい。
- エ 空き家・空き地対策の推進について、その発生が顕著な中心市街地において、空き家・空き地が活用されるような取組を進められたい。

(8) 政策8 行政経営 ～健全な経営で自律するまちをつくる～

- ア 持続可能な財政運営について、市も自ら稼ぐ取組を進めるなど経営の感覚を取り入れられたい。
- イ 地方創生の推進について、人口を増やす施策を強化して取り組まれたい。

## 7 市民参画

### (1) 総合振興計画審議会

総合振興計画審議会では、諮問機関として、総合振興計画の調整に関し、必要な調査及び審議を行いました。開催状況は次のとおりです。

	期　日	内　容
第1回	令和4年 6月20日（月）	(1) 審議会の役割について (2) 計画案決定までの流れについて (3) 審議方法について (4) 総合振興計画（案）の内容について (5) 担当部会の決定 (6) 部会長及び副部会長の選出
第2部会 第1回	令和4年 7月25日（月）	部会による審議 総合振興計画後期基本計画（案）政策5・6の審議
第1部会 第1回	令和4年 7月26日（火）	部会による審議 総合振興計画後期基本計画（案）政策1・2の審議
第1部会 第2回	令和4年 8月 2日（火）	部会による審議 総合振興計画後期基本計画（案）政策3・4の審議
第2部会 第2回	令和4年 8月 4日（木）	部会による審議 総合振興計画後期基本計画（案）政策7・8の審議
第2回	令和4年10月20日（木）	(1) 各部会における審議経過の報告 (2) 答申書の作成

## (2) 未来カフェ羽生

総合振興計画後期基本計画を策定するにあたり、市民の皆様がまちづくりについて、日頃から感じていることなど、広く意見を聴取し、施策に反映していくため、ワールドカフェ形式※による討論会「未来カフェ羽生」を開催しました。

参加者数：一般公募 5 名 団体推薦 31 名 合計 36 名

### 【第1回 未来カフェ羽生】

日 時：令和4（2022）年1月16日（日）午後1時30分～午後4時30分

場 所：埼玉純真短期大学 研修棟3階 303・304 講義室

テーマ① 「コロナ禍の生活で変わったこと・気づいたこと」

テーマ② 「コロナ終息後の羽生市について」

### 【第2回 未来カフェ羽生】

日 時：令和4（2022）年1月30日（日）午後1時30分～午後4時30分

場 所：埼玉純真短期大学 研修棟3階 303・304 講義室

テーマ③ 「第6次羽生市総合振興計画の8つの政策」

○新型コロナ感染症拡大により中止し、書面（アンケート）による意見調査に変更して実施

※「ワールドカフェ」とは、“カフェ”にいるようなリラックスした雰囲気のなか、参加者が少人数に分かれたテーブルで自由に対話をを行い、他のテーブルとメンバーを入れ替えながら話し合いを発展させていくことで、相互理解を深め、知識の共有ができる話し合いの手法です。

## (3) 市民座談会

市民の幅広い意見を市政に反映し、かつ、市政に対する市民の理解を深めるため、市民と市長が市政に関する意見の交換を行うものです。実施状況は次のとおりです。

- ・開催期間：令和3（2021）年10月14日（木）から12月5日（日）まで

- ・開催場所：市内9地区の各公民館又は小学校体育館

- ・参加者数：302名

## (4) パブリックコメント

パブリックコメント制度は、市が基本的な政策の意思決定を行う前に、広く市民の皆様から意見をいただき、これを参考にして意思決定を行うとともに、いただいた意見の概要と市の考え方などを公表するものです。実施状況は次のとおりです。

- ・実施時期：令和4（2022）年9月1日（木）～9月30日（金）

- ・意見提出者数：2名

- ・意見項目数：3件

## (5) 市民意識調査

市政についての市民の意見や要望等を広く把握し、これからのまちづくりの資料とするため、市民意識調査を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

- ・調査対象：市内に在住する18歳以上の市民

- ・対象数：2,500人

- ・抽出方法：住民基本台帳より地区別、無作為抽出

- ・調査方法：郵送法（郵送による配布・回収）

- ・調査期間：令和2（2020）年11月20日（金）～12月11日（金）

- ・有効回収票数（回収率）：1,412人（56.5%）

## 市民意識調査結果（抜粋）

項目	順位（割合）
羽生市の将来像	1位「福祉施設が充実した福祉都市」(39.8%) 2位「子育てしやすい安心な都市」(33.8%) 3位「活気ある商業都市」(27.8%)
住み心地	1位「まあまあ住み良い」(47.1%) 2位「住み良い」(25.7%) 3位「どちらとも言えない」(14.5%) 4位「住みにくい」(6.9%)
住み良い理由	1位「永年住みなれ、愛着がある」(52.2%) 2位「買い物の便が良い」(39.8%) 3位「自然環境が良い」(39.6%)
住みにくい理由	1位「交通の便が悪い」(44.3%) 2位「都市施設が整っていない」(42.3%) 3位「買い物が不便である」(37.1%)
住み続けるために必要なもの	1位「医療施設の充実」(38.2%) 2位「福祉施設の充実」(31.1%) 3位「生活道路の整備」(30.0%)  30歳以上で「医療施設の充実」が最も高くなっています。また、「生活道路の整備」「商業施設の充実」はいずれの年代でも2割を超えていました。
満足度の評価が高い施策	1位「消防・救急・救助体制の充実」 2位「義務教育の充実」 3位「市民協働・参画の推進」  “いのちと暮らしを守るまちをつくる”分野で比較的評価の高い項目が多い。
満足度の評価が低い施策	1位「空き家・空き地対策の推進」 2位「移動手段の確保」 3位「道路の整備」  “インフラを整え生活を支えるまちをつくる”や“きれいで自然を感じるまちをつくる”分野で比較的評価の低い項目が多い。
今後力を入れるべき施策	1位「高齢者支援の推進」(32.7%) 2位「子育て支援の推進」(26.6%) 3位「地域医療の充実」(23.9%) 4位「空き家・空き地対策の推進」(22.2%) 5位「移動手段の確保」(19.3%)

注) 満足度は、各項目の5段階評価を加重平均によって点数化したものにより比較  
施策の分野は、第6次羽生市総合振興計画による。

## (6) その他

①羽生市まちづくり自治基本条例（抄）

## 羽生市まちづくり自治基本条例

平成21年11月30日  
条例第30号

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、羽生市における市民自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市の役割及び責務並びに参画及び協働の仕組みに関する基本事項を定めることにより、市民、議会及び市が相互に理解し、協力し明るく豊かで活力に満ちたまちを実現することを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、羽生市におけるまちづくりの最高規範とする。

2 議会及び市は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用並びに施策の実施に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

## 第9章 市政運営の原則

(総合振興計画)

第30条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、この条例の趣旨をふまえて基本構想及び基本計画（以下「総合振興計画」という。）を市民参画のもとで策定しなければならない。

2 市は、総合振興計画を効果的かつ着実に実行するため、定期的な進行管理を行うとともに、新たな行政需要に応じた見直しに努め、必要に応じてその状況を公表するものとする。

## 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第10号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（和令3年12月17日条例第30号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

②羽生市議会の議決すべき事件に関する条例

羽生市議会の議決すべき事件に関する条例

平成24年10月1日  
条例第26号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく羽生市議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件については、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、羽生市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 注　釈

用　語	解　説
<b>あ</b>	
R P A	Robotic Process Automation の略。端末上で行う作業を自動化することができるソフトウェア又は SaaS (Software as a Service : 利用者に、特定の業務系のアプリケーション、コミュニケーション等の機能をサービスとして提供するもの) 等の形態のプラットフォーム。
I o T	Internet of Things の略。モノに対し各種センサーを付けてその状態をインターネットを通してモニターしたり、インターネットを介しモノをコントロールしたりする技術。
アウトソーシング	Outsourcing、外部委託。従来は組織内部で行っていた、又は新規に必要な業務について、それを独立した外部組織からサービスとして調達すること。
空き家・空き地バンク	空き家及び空き地の有効活用と定住促進による地域の活性化を図ることを目的に設置した機関。空き家及び空き地の賃貸または売却を希望する所有者から情報提供を受け、市の空き家・空き地バンクに登録した物件情報を、市内へ移住及び定期的な滞在をする希望者へ提供するもの。
<b>い</b>	
いじめ問題調査審議会	いじめ防止対策推進法第14条3項に規定されている教育委員会の附属機関のこと。いじめの重大事態が発生した際の調査機関ともなる。
石綿セメント管	石綿（アスベスト）繊維とセメントを原料とし、整形、養生して管状にしたもの。安価な反面、強度が低く漏水の原因となる。
1.5℃目標	パリ協定で示された、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2.0℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をするという目標。
田舎教師育成塾事業	授業研究を通して教員としての実践的指導力の向上を図るため、学校の校内研究授業に指導者を派遣する事業。
<b>う</b>	
家読の日	家読（うちどく）とは「家庭読書」「家族読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味する。家族で読みたい本を選び、同じ時間を家族で共有し、読んだ本について感じたことを話し合う活動として家庭で設定した日のこと。
<b>え</b>	
A I	artificial intelligence の略。人工知能。人工的にコンピュータ上などで人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための一連の基礎技術。
A I – O C R	従来の OCR 技術に加えて AI の技術を活用し、コンピュータ自らが機械学習することで紙文書に書かれた手書きの文字や印刷された文字の認識率を高めた高度な文字認識技術のこと。
A L T	Assistant Language Teacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人を指す。外国語指導助手。
S N S	Social Networking Service の略。インターネットを利用した日記やメッセージなどを通じて友人や知人・共通の趣味を持つ人達との交流を目的としたサービスの総称。
N P O	Non Profit Organization の略。利益を上げることを第一の目的とせず、社会にある様々な課題を考え、その解決を組織の目的・使命に掲げて活動している民間の団体・組織のこと。
N P O 法人	N P O のうち法律により法人格を有している団体をN P O 法人（特定非営利活動法人）という。 (羽生市協働のまちづくり指針)

用語	解説
L G B T Q	LGBTQとは、レズビアン (Lesbian 女性同性愛者)、ゲイ (Gay 男性同性愛者)、バイセクシュアル (Bisexual 両性愛者)、トランスジェンダー (Transgender 生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人)、クエスチョニング (Questioning 自分自身のセクシュアリティを決められない、分からぬ、または決める人)など、性的マイノリティ (性的少数者)の方を表す総称のひとつ。
お	
応急手当普及員	主として自身が所属する市内の事業所や防災組織等において、その事業所等の従業員・構成員に対し、応急手当（心肺蘇生法やAEDの取り扱い方法など）の指導を行う者として、消防本部の消防長が認定した方。
おうち図書館	家にいつでも本に触れることが出来る読書コーナーをつくること。
オープンカレッジ	学校法人が生涯学習のために一般市民を対象にした教育を行うこと。
か	
海外姉妹都市給食	姉妹都市の郷土料理を学校給食で提供すること。
学校応援団	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織のこと。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。
管渠	管路施設のうち、マンホールとマンホールの間を結ぶ地中埋設管のこと。
環境家計簿	地球温暖化防止を目的に、家庭で消費する電気・ガス・水道などのエネルギーのCO <sub>2</sub> 排出量を算出するもの。
観光・経済交流協定都市	山梨県富士河口湖町 【平成25年（2013年）観光・経済交流協定締結】
管路施設	管渠、マンホール、污水枠、取付管等の総称。
き	
G I G Aスクール構想	GIGA : Global and Innovation Gateway for All の略。「児童生徒1人1台端末」と「高速大容量の通信ネットワーク環境」を一体的に整備する国の施策。
基幹相談支援センター	障害者総合支援法の規定に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者などへの相談業務を総合的に行うこととする。
企業誘致に関するパートナーシップ協定	市内への企業誘致の推進及び羽生市へ進出した企業の活動が地域に根ざしたものへの発展していくことを目的に、羽生市と進出企業との間でお互いの役割を定める協定。
企業立地優遇制度	産業経済の振興及び雇用の拡大を図るため、適用区域に新たに工場等を新設した企業等に対する、羽生市企業立地促進条例に基づく優遇制度。
虐待防止ネットワーク	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第16条に基づき、市及び地域の関係機関等の連携により、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対して支援を行うためのネットワーク。
行政不服審査制度	行政不服審査法に基づいて、行政庁の処分等に関し国民が簡易迅速かつ公正な手続きの下で、行政庁に対する不服申立てをすることができる制度。
業務継続計画（B C P）	Business Continuity Plan の略。災害発生時など、人材や資材に制約がある状況下でも、適切に業務を進めるために備えておく計画。
近接目視	橋梁やトンネルなどの土木構造物の点検法の一つ。足場や高所作業車などを利用して、触診や打音検査ができる距離まで近づき、施設の損傷状態や変状を詳細に調べること。

用語	解説
<b>&lt;</b>	
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
グリーンベルト・キッズゾーン	保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために、車両の運転者に対して注意を喚起することを目的として設定した道路のグリーン区域。
グローバル社会	文化、経済、政治など人間の諸活動、コミュニケーションが、国や地域などの地理的境界の枠組みを越えて大規模に行なわれるようになり、地球規模で統合、一体化される社会。
<b>け</b>	
ケアラー・ヤングケアラー	高齢、身体上又は精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者であり、そのうち18歳未満の方がヤングケアラーという。
経営耕地	農林業経営体が経営している耕地。(けい畔を含む田、樹園地及び畑)
下水道整備率	公共下水道事業計画区域面積のうち、汚水管渠が整備された区域面積の割合。
健康寿命	人が心身ともに健康で自立して活動し生活できる期間。
健康二次被害	例えば、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「新しい生活様式」を実践し、中長期にわたり感染症対策と向き合う中で、運動不足から身体的及び精神的な健康を脅かすこと。
県水	主に利根川と荒川の水から造られている埼玉県の県営水道から供給される水。
<b>こ</b>	
高規格救急自動車	救急救命士による高度な処置が行える資器材を積載した救急車。
公共施設個別施設計画	公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の軽減・平準化とサービス水準の維持を両立させ、公共施設の最適な配置を実現するため策定した計画。
公共施設等総合管理計画	老朽化が進む多くの公共施設等について、適切に維持管理していくための基本方針を定めた計画。
高校生インストラクター講座	地域の高校生が講師として、地域の方々を対象に自ら企画・立案し、開催する講座。
高齢者大学	高齢者がその年齢にふさわしい社会的能力を身に付け、積極的に生きがいを求めて学習するために、各公民館で開催する健康づくりや趣味・教養などの講座。
国立社会保障・人口問題研究所	人口問題・社会保障に関する調査・研究を行っている厚生労働省に設置された国立の研究機関。
子育て世代包括支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する事業。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供することを目的として、妊娠、出産、育児等に関する相談窓口のこと。
子ども家庭総合支援拠点	18歳未満のすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を支援する相談窓口。
子ども大学はにゅう	市内の諸団体(埼玉純真短期大学、羽生青年会議所、羽生ロータリークラブ、羽生市青少年相談員協議会、羽生市教育委員会)が連携し、埼玉純真短期大学や、市内の企業を会場に、子どもの知的好奇心を刺激し、また子どもたちがふるさとを知り愛着を持てるような学びの機会を提供すること。
コミュニティ協議会	住民・市民団体・企業・行政が一体となって、知恵と力を出し合い、住みよい地域社会づくりを進めることを目的に設立された団体。
コミュニティ・スクール	学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の5)に基づいた仕組み。

用語	解説
コンパクトシティ	都市的土地区画整理事業の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策。
<b>さ</b>	
災害応援協定	災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体と民間事業者や関係機関との間で、または自治体間で締結される協定のこと。
埼玉県救急医療情報システム	埼玉県が医療機関における様々な情報を市民・救急隊員などに提供するシステム。
埼玉県NEXT商店街プロジェクト事業	意欲の高い商店街に対して、商店街請負人を中心とした外部専門家による伴走型の集中支援を行い、次世代商店街のモデル「NEXT商店街」の実現を目指して実施された、埼玉県の商店街支援事業。
埼玉県レッドデータブック「野生絶滅」	県内で絶滅のおそれがある動植物をリストアップし、その現状をまとめた本。「野生絶滅」とは飼育・栽培下でのみ存続している種のこと。
サイバー犯罪	「高度情報通信ネットワークを利用して犯された犯罪」や「コンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用して犯された犯罪」
<b>し</b>	
ジェンダー	生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のことです。
ジェンダーギャップ指数	スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野（【経済分野】【教育分野】【健康分野】【政治分野】）のデータから構成され、男女格差を測る指標。
市街化調整区域	都市計画法に定められる市街化を抑制する区域。
実質公債費比率	地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。
シティプロモーション	地域の資源の魅力を内外に戦略的に発信することにより、市内外の人や企業に愛着を持ってもらい地域社会の文化的・経済的発展を目指す活動。
指定管理者制度	地方公共団体が指定する法人その他の団体（個人は不可。法人格は必ずしも必要ではない。）に地方公共団体に代わって公の施設の管理を代行させることで、多様化・高度化する市民ニーズへの効率的・効果的な対応を図り、市民サービスの向上、行政コストの縮減を図ることを目的とした制度。
児童虐待	親又はその他の養育者などが児童に虐待を加えること。暴力などによる身体的な虐待、食事を与えないなどのネグレクト、性的な虐待、言葉や態度による心理的な虐待など、児童の身体・精神に危害を加えたり、適切な保護・養育を行わないこと。
姉妹都市	フィリピン共和国バギオ市 【昭和44年（1969年）姉妹都市締結】 ベルギー王国デュルビュイ市 【平成6年（1994年）姉妹都市締結】
市民活動（団体）	市民が自らの価値観、信念、関心に基づき、自分たちの生活とコミュニティへの貢献を目的に、自発的に行う活動。 (市民活動を行う団体)
市民講師登録制度	市民自身が、身に付けた専門的な知識や技術・技能等の学習成果を生かし、公共施設等における講座・教室等の講師として活躍する場や機会を提供することを目的とし、「市民講師」として登録していただく制度。

用語	解説
市民参加・市民参画・市民協働	市民参加は市民がすでに決定していることに加わること。市民参画は市民が主体的にあらゆる課題の解決に向けて共に考え方行動すること。(羽生市協働のまちづくり指針) 市民協働は市民、議会及び市が、それぞれの果たすべき役割及び責務のもと、自主性を尊重し、協力してまちづくりを進めること。(羽生市まちづくり自治基本条例)
就労継続支援A型	障害者総合支援法に定められた就労支援事業の一つ。一般企業への就職に結びつかない障がい者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障がい福祉サービスを供給することを目的とする。
障害者差別解消支援地域協議会	障害者差別解消法に基づき行政、当事者、教育、福祉、医療保健、事業者などの分野の関係機関により構成される協議会。
障がい者支援協議会就労部会	地域障がい者支援協議会の障がい者就労に取り組む部会。
障がい者就労支援センター	障がい者の就労に関する相談、職場開拓、職場定着のための支援等の障がい者の一般就労のための支援を行う機関。
障がい者生活支援センター	障がい者やその家族の地域における生活を支援し、総合的な相談・情報提供等を行う機関。
消費生活センター	消費者安全の確保を図るため、消費者安全法に基づき消費生活相談員による消費生活相談等を行う機関。
将来負担比率	地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。
食育	心身の健康の基本となる食生活に関するさまざまな教育のこと。
職員提案制度	市民サービスの向上及び事務事業の改善等に関し広く職員から提案を求め、施策に反映させることにより、職員の勤労意欲の高揚や政策立案能力の向上を図る制度。
シルバー人材センター	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、地域毎に1つずつ設置されている高年齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的又は軽易な業務を、請負・委任の形式で行う公益法人。
親水空間	水や川に触ることで水や川に対する親しみを深められる空間。
<b>す</b>	
水洗化率	公共下水道の施設を利用できる人口のうち、実際に排水設備等を設置し、公共下水道を利用している人口の割合。
ストックマネジメント	既存の建築物(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。
<b>せ</b>	
生活支援活動拠点	高齢者の居場所と、生活支援及び介護予防のため各地区に整備される拠点。
生活習慣病	食事や運動、ストレス、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に深く関与する病気の総称。
生産年齢人口	国内の生産活動を中心となって支える人口のこと。経済協力開発機構(OECD)は15~64歳の人口と定義している。
成年後見制度	認知症、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分になった成年の方々を家庭裁判所が援助する人を選任し、法律的に保護する制度。法定後見制度と任意後見制度の2つの制度がある。
全国瞬時警報システム(J-ALE RT)	緊急地震速報等の自然災害情報や、弾道ミサイル情報等の国民保護情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星及び地上回線を用いて送信し、市区町村の同報系防災行政無線等を自動的に起動させることにより、住民に瞬時に伝達するシステム。

用語	解説
そ	
Society 5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。
ち	
地域活動センター	協働のまちづくりの推進と市民が主体的に行う公益的なまちづくり活動を支援するための地域の拠点。（羽生市地域活動センター設置規程）
地域協議会	地域におけるさまざまな課題に対応するために自主的かつ持続的な活動を行う、地域住民によって組織された協議会。（羽生市地域協議会要綱）
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域ケア会議（自立支援型）	地域包括ケア（高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を営むことができるよう支援することをいう）の推進を目的に、高齢者の自立した生活を支援するため、地域の多様な専門職の助言を踏まえ、高齢者一人ひとりの支援方法について検討するもの。
地域子育て支援拠点	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所。
地域障がい者支援協議会	障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的とする協議会。関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が幅広く参加し協議する場所。
地域生活支援事業	障がい者及び障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域で生活する障がい者等のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で実施される事業により、効率的・効果的な取組を行うもの。
地域整備計画	土地区画整理事業の施行区域内において事業実施が困難であり、長期未着手となっている区域について、地区的特性に応じた土地利用を進めていくために、土地区画整理事業施行区域から除外し、区画整理に替わるまちづくりの手法として策定するもの。
地域ブランド	地域の価値を地域の產品やイベントとともに高めること。地域のイメージの高まり。
地域包括ケアシステム	高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、市町村が設置する地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。
地域包括支援体制	すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援）のこと。
地域連携協力に関する協定	羽生市と埼玉純真短期大学が結んでいる協定。地域社会の発展に資するため、人的資源・知的資源・物的資源の交流を促進し、教育、文化、産業等の分野において連携及び協力に関する協定のこと。
地区計画	都市計画法に定められた都市計画の種類の一つで、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画。
地産地消	地域で生産された農産物や水産品を、その地域で消費すること。

用語	解説
地方公会計制度	地方公共団体で行われている会計のこと。発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入し、ストック（どれだけの資産を蓄えているか）やフロー（資金がどのように動いたか、その流れ）を明らかにする改革が進んでいる。
<b>て</b>	
DX	デジタル(Digital)と変革を意味するトランسفォーメーション(Transformation)により作られた造語。進化したデジタル技術を社会に浸透させることで、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることを意味する。
DV	ドメスティック・バイレンス (domestic violence) の略。配偶者や恋人など密接な関係にある、またはあったものからふるわれる暴力。
デジタル・ガバメント	サービス、プラットフォーム、ガバナンスといった電子行政に関する全てのレイヤーがデジタル社会に対応した形に変革された状態を指す。
天然記念物	文化財保護法に基づき、「学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの」として動物、植物、地質鉱物、天然保護区域の4分野で指定されているもの。
<b>と</b>	
東部北地区二次救急病院群輪番事業	第二次救急医療体制は、入院や手術を必要とする重症の救急患者に対応するもので、埼玉県内を14の救急医療圏に分け、地区ごとに病院群輪番制病院、小児救急輪番病院等により運営されている。
特定空家等	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。(空家等対策の推進に関する特別措置法 第2条2項)
都市計画マスターplan	おおむね20年後の都市の将来像を明確にするとともに都市づくりの方向性を示し、各都市計画を定める際の指針となる計画。
<b>に</b>	
二次救急医療	入院治療や手術を必要とする重症患者様に対応する救急医療。いくつかの病院が当番日を決めて救急医療を行なう制度。
日中活動系サービス	障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などのサービス。
ニュースポーツ	誰でも気軽に楽しむことのできることを目的に新しく考案され、アレンジされたスポーツの総称。
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。
<b>の</b>	
農地中間管理事業	農地中間管理機構が農地の所有者から農地を借受け、貸付けにあたって、地域で農地の借受けを希望する者を公募し、応募した者の中から適切な貸付相手方を選定した上で、認定農業者等の担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付ける事業。
のりあいタクシー	同じ方向に行く人と乗り合いながら目的地へ移動する公共交通。羽生市では高齢者や障がい者の市内移動手段の確保等のため、一定の条件下で運行する公共交通。
<b>は</b>	
羽生市学校運営協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、学校の運営及び当該運営への必要な支援について協議し、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組む会のこと。
羽生市学びあい夢プロジェクト事業	羽生市内の短期大学、県立学校、中学校、小学校、保育所・幼稚園・保育園、認定こども園、児童福祉施設、及び関係教育機関が連携して教育交流を推進し、幼児・児童・生徒・学生の学びを広げ、健やかな成長を図る事業のこと。

用語	解説
羽生チャレンジファーム	新たな時代にふさわしい農業のあり方を見据えた農業復興を推進し、交流人口の拡大や雇用機会の創出、担い手の育成を図るために本市が進めている農業団地。
パブリックコメント制度	市の重要な施策の形成過程において、その施策に関する計画等の趣旨、内容、その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報及び専門的な知識を求め、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する考え方を公表する一連の手続。(羽生市パブリック・コメント制度に関する要綱)
ハラスメント	人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為を指す。具体的には、属性や人格に関する言動などによって相手に不快感や不利益を与える、尊厳を傷つけること。「セクシュアルハラスメント」「パワーハラスメント」など。
バリアフリー	障がい者や高齢者が、生活環境（住宅、地域施設、交通施設）において、普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）をなくすこと。
パリ協定	2015年にフランスのパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択された、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際枠組。
<b>ひ</b>	
人・農地プラン	農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。
避難行動要支援者	高齢者・障がい者など、特に配慮を要する人のうち、災害が発生した場合やそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難な在宅で生活する者で、円滑かつ迅速に避難するために、特に支援を要する人のこと。
<b>ふ</b>	
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の応援をしたい人（援助会員）が、お互い会員となって子育ての援助活動を行う会員組織。
フードドライブ	家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。
フードバンク	安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。
フードパンtry事業	ひとり親家庭や生活困窮世帯など、様々な理由で日々の食品や日用品の入手が困難な方に対して、企業や団体などからの提供を受け、身近な地域で無料で配付する活動（場所）。
ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、心ふれあうひとときを届ける活動。羽生市では、毎月保健センターで実施している10か月児健診の際に実施している。
武力攻撃事態	日本が外部から武力攻撃を受けている状態、又は明らかに武力攻撃を受けると予想される状態をいう。武力攻撃事態法で定義されている有事に関する概念の一つ。
ふるさとハローワーク	地域職業相談室。公共職業安定所が設置されていない市町村において、職業相談・職業紹介等を行う機関。国と市町村が共同で運営する。
フレイル	年をとって心身のさまざまな機能や活力が低下した状態で、健康な状態と介護状態の中間の状態のこと。
<b>ほ</b>	
放課後子ども教室	放課後等に子供が安心して活動できる場の確保を図るとともに、子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的とした取組。

用語	解説
放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ（学童保育室）及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるもの。
防災行政無線	地域防災計画に基づき、地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用し、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局。
防災備蓄	大規模な災害の発生に備えて、備蓄しておく食料や備品。
防犯のまちづくり推進協議会	防犯関係機関で構成された協議会。犯罪の現状把握に努めるとともに、犯罪防止に係る事項について検討しその実施を図る。（羽生市防犯のまちづくり推進条例）
保護司会	保護司は、犯罪や非行をした人の更生のため、相談や助言などの活動をしている。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、それぞれの保護区において保護司会が組織され、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などを行っている。
<b>ま</b>	
埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財。（主に遺跡といわれている場所）
<b>む</b>	
ムジナモ	モウセンゴケ科ムジナモ属の食虫植物で、全長は5～25cmほどになり、沼や水路などに浮遊する。根がなく水面に浮遊し水中のプランクトン（ミジンコなど）を直接捕えて栄養にすると同時に光合成も行う珍しい植物。
村君地区英語村推進事業	地域を指定して本事業を実施し、子ども及び保護者、地域住民が「英語」に慣れ親しむ機会の充実を図り、地域全体で国際理解について関心を高めるとともに、地域全体を「元気」にして活性化を図ること。
<b>も</b>	
MALL DESIGN	令和元年度より埼玉県NEXT商店街プロジェクト事業に採択され始まった羽生市での地域活性化の取組。
<b>ゆ</b>	
友好都市	福島県金山町【昭和57年（1982年）友好都市締結】
有効率	有効水量を給水量で除したもの（%）で、水道事業の経営効率性を表わす指標の一つ。有効水量とは、使用上有効と見られる水量で、料金徴収の対象となった使用水量、管洗浄などの水道事業用水量、メーター不感水量及び消防水利用水量の合計。
有収率	有収水量を給水量で除したもの（%）で、水道施設を通して供給される水量がどの程度収益につながっているかを表す指標の一つ。有収水量とは、料金徴収の対象となった水量。
<b>よ</b>	
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のことをいう。
要保護児童対策地域協議会	虐待や非行など、さまざまな問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会。
予防査察	防火対象物（デパート、ホテル、集会場等）や危険物施設（ガソリンスタンド等）などに立ち入って、防火管理、消防用設備の維持管理などの状況を検査すること。
<b>ら</b>	
ライフスタイル	生活の様式・嗜み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

用語	解説
ライフステージ	出生、入学、就職、退職などの主要なイベントによって区分される、人の生涯における各段階のこと。
ラダー型ネットワーク	梯子状の形態を基本とした網目状に結ぶ道路網。
<b>り</b>	
リーディングプロジェクト	公共施設個別施設計画において今後優先的に検討することとしている、特に公共施設の総量適正化への効果が大きい再配置案。
立哨指導	交通安全のため、校門や横断歩道脇に立って小学生などを誘導・指導すること。
<b>ろ</b>	
6次産業化	農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開すること。農業本来の第一次産業だけでなく、他の第二次・第三次産業を取り込むことから、第一次産業の1と第二次産業の2、第三次産業の3を足し算すると「6」になることをもじった造語。
ロケーションサービス事業	映画やテレビドラマの撮影協力を目的とした事業であり、市が映画やテレビドラマ等の撮影地として使われることにより市のPRに寄与することを目的とするもの。
<b>わ</b>	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



## 第6次羽生市総合振興計画

発行年月：令和5（2023）年3月

発行：羽生市

編集：羽生市 企画財務部 企画課

〒348-8601

埼玉県羽生市東6丁目15番地

電話 048-561-1121（代表）

URL <https://www.city.hanyu.lg.jp/>





羽生市